

IV

整備基準の解説

1 建築物

- 「整備基準」 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で規定されている基準です。
- 「解説」 整備基準のより具体的な内容や整備基準の根拠・説明などを記述しています。
- 「望ましい水準」 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を記載しています。
- 「備考」 参照すべき図や写真、またはページを記載しています。

例) 1-1 敷地内通路等

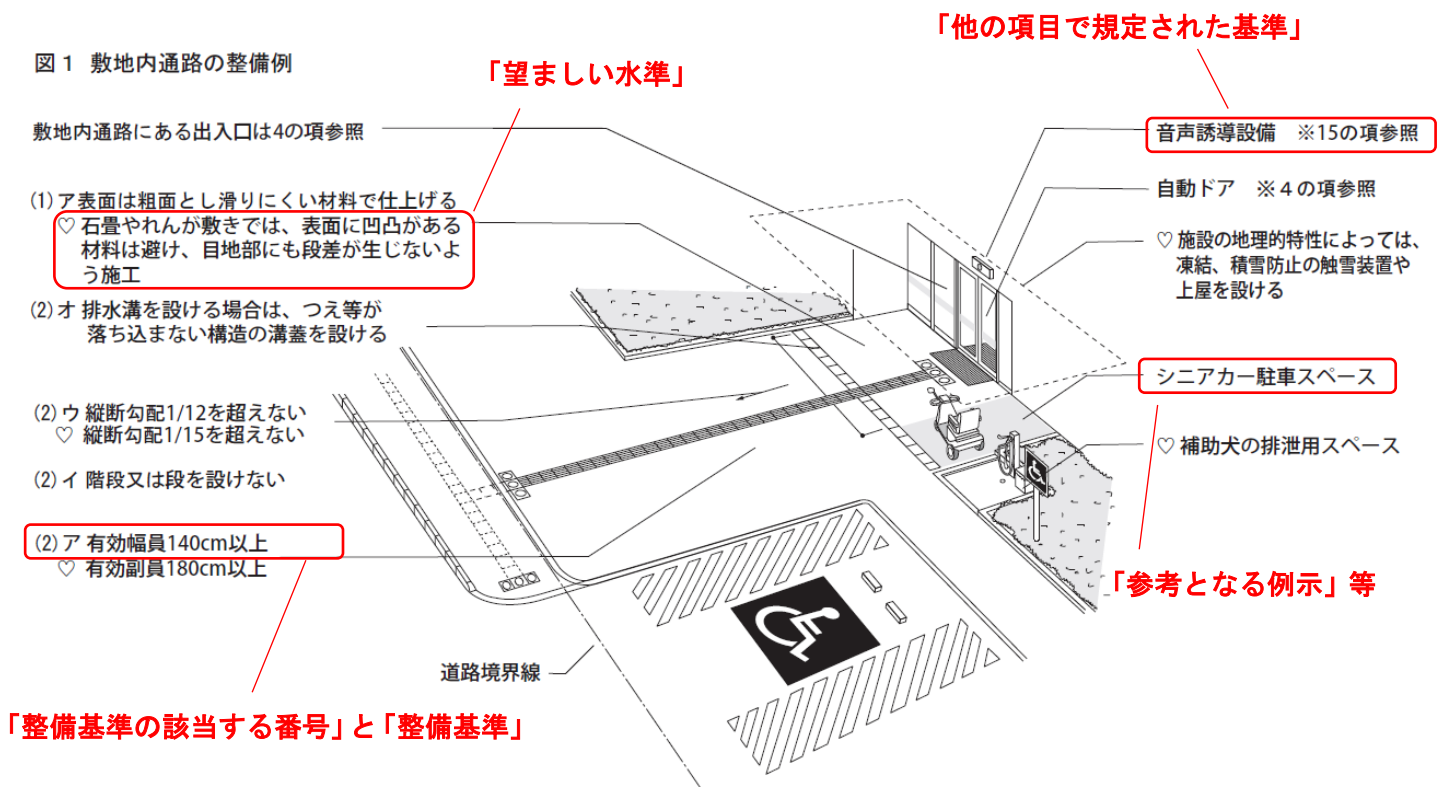
整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。		「不特定かつ多数の者が利用」する施設とは、利用者が固定されておらず、また利用者の多い施設のことであり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が定めるところよりも対象を広く捉えている。共同住宅については、「多数の者が利用する」と読み替える。 ・敷地内通路の動線が長く、専ら自動車等で通行する敷地内通路においては、下車後からの敷地内通路を整備する。 ・2階以上の部分が屋外階段のみで地上に通じる計画の場合、2階建物部分から外に出る部分が主要な出入口等であり、屋外階段は敷地内通路となる。		
ア 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 「滑りにくい」仕上げであるかは、使用材料及び表面の仕上げを併せて判断される。	石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工すること。	図1 図5 図7

備考) 「他の項目で規定された基準」の読み込みを行なっている場合は、原則として、「整備基準」「解説」「望ましい水準」の全ての内容を対象としますが、特に記述がある場合は、その事項については当該記述が適用されます。

図の配置 原則として、基本となる図を上部に配置し、個別の整備基準を説明する図や写真をその下に配置しています。

図の中の記号等について（凡例）

- | | |
|-----------|--|
| (1) ア 説明文 | →「整備基準の該当する番号」と「整備基準」 |
| 無印 説明文 | →「整備基準」または「解説」に示された「事前協議におけるより具体的な判断の基準」 |
| ♡ 説明文 | →「望ましい水準」 |
| ※ 説明文 | →当該箇所に関係する「他の項目で規定された基準」 |
| (参考) 説明文 | →「参考となる例示」等 |



1 建築物

1-1

敷地内通路等

●基本的な考え方

- ・道路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、誰もが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分対応できるように安全な通路として整備する。
- ・敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合は、見通しを良くするなど、危険を回避するための措置を講じることが必要である。

整備基準		解 説	望ましい水準	備 考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。		「不特定かつ多数の者が利用」する施設とは、利用者が固定されておらず、また利用者の多い施設のことであり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が定めるところよりも対象を広く捉えている。共同住宅については、「多数の者が利用する」と読み替える。(→P7コラム参照) ・敷地内通路の動線が長く、専ら自動車等で通行する敷地内通路においては、下車後からの敷地内通路を整備する。 ・2階以上の部分が屋外階段のみで地上に通じる計画の場合、2階建物部分から外に出る部分が主要な出入口等であり、屋外階段は敷地内通路となる。		
ア 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ・「滑りにくい」仕上げであるかは、使用材料及び表面の仕上げを併せて判断される。	・石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工する。	図1 図5 図7
イ 段	段がある部分は、次に掲げるものであること。 (7) 手すりを設けること。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・やむを得ない場合の2センチメートル以下の段差は段と見なさないものとする。 (7) ・手すりは、片麻痺のある肢体不自由者等による利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。なお、ごくわずかな規模ですりつけ部分と大差のないスロープや1段のみの段についてまで全て手すり設置を義務付ける趣旨ではない。(スロープや段の形態、周囲の状況からみて、安全性確保のために設置が必要か判断する。) ・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、1段の場合は、75～85センチメートル程度とする。 ・原則として、断面が円形(直径3～4センチメートル程度)か楕円型とする。 ・手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	・有効幅員は140センチメートル以上とする。 ・蹴上の寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とする。 (7) ・両側に手すりを設置する。 ・傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45センチメートル以上延長する。	図7 図8

図 1 敷地内通路の整備例

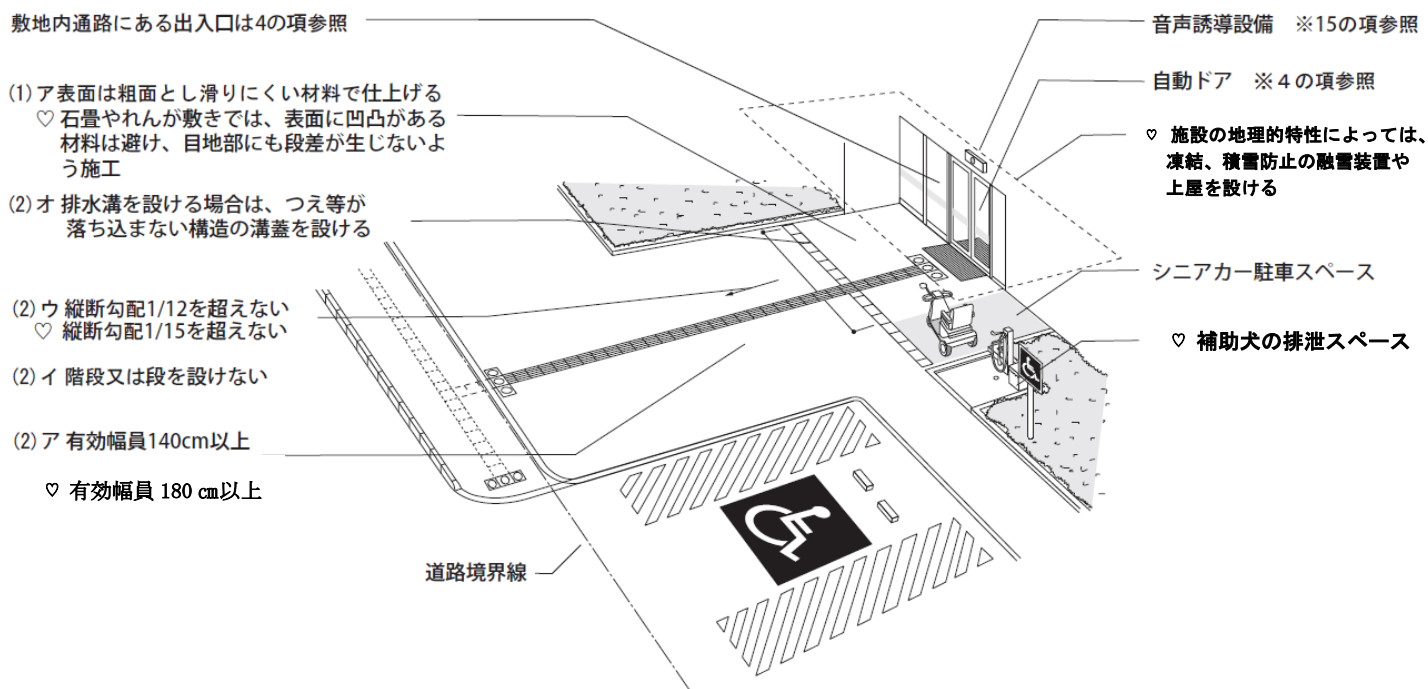
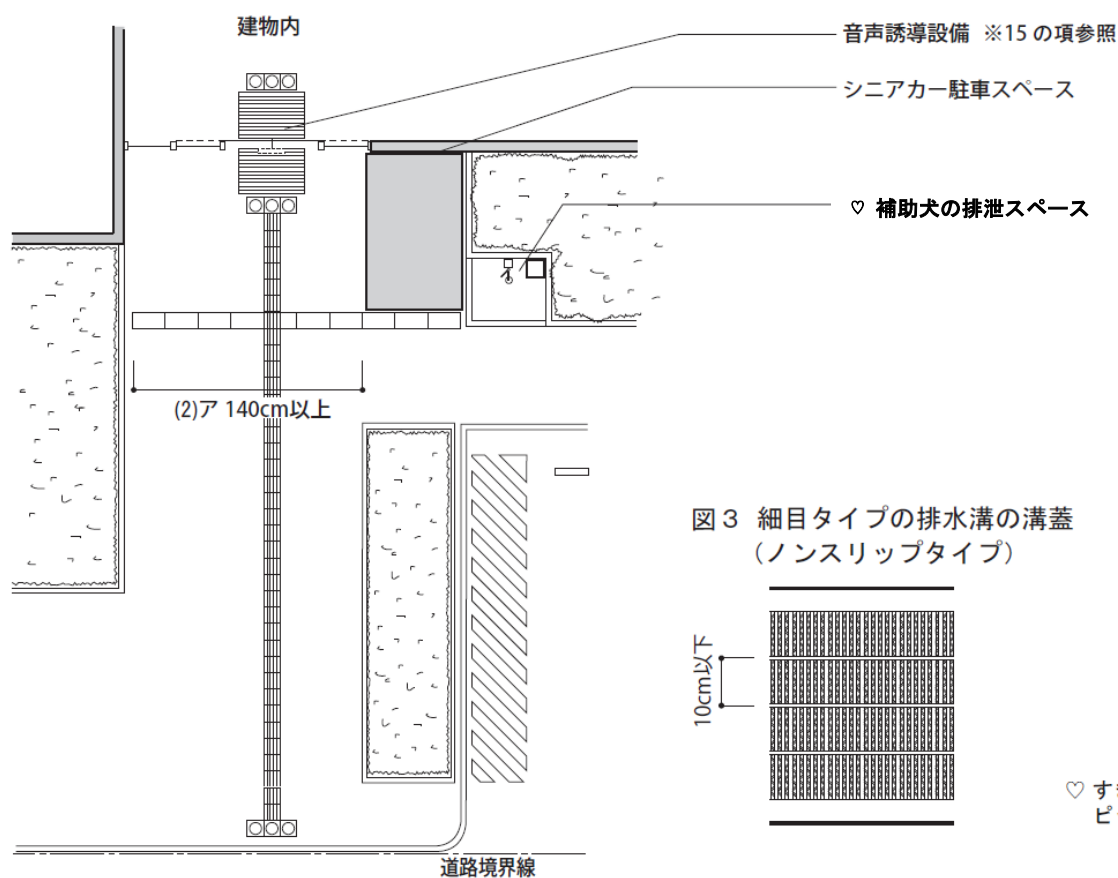


図 2 平面図



整備基準		解説	望ましい水準	備考
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (4) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	・ 水勾配程度（原則として勾配50分の1以下）である傾斜は、傾斜路と見なさない。 ・ 2の項（傾斜路）の基準にも適合する必要があることに留意する。 (4) 傾斜路の上端、下端又は傾斜路全体を、注意喚起のため、通路の他の部分と色彩、色相又は明度、輝度比等に差がある材料で仕上げる。	(7) 高さが16センチメートルを超え、かつ勾配が20分の1を超える傾斜がある場合は、両側に手すりを設ける。	図5
(2) 道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。		「主たる経路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する移動等円滑化経路に該当し、この場合、居室には10の項に定める客室等を含む。 ・ 主たる経路とするものにあつては、芝生等の仕上げは認められない。	・ 必要に応じて手すりを設ける。 ・ 敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置する。 ・ 施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。 ・ 整備した出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備する。 ・ 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）使用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮する。	図1 図2 10の項参照
ア 有効幅員	有効幅員（内のかさをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。	・ 手すりやキックプレート等がある場合は、その内側からの寸法となる。 ・ 地下駐車場の通路は、敷地内通路に該当するため140センチメートルの有効幅員が必要となる。	・ 段がある部分及び傾斜路を除き、有効幅員は、180センチメートル以上とする。	図1 図2 図7 図8
イ 階段、段	階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は7の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第19条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。			図1 図5 図6 図7 図8 7の項参照
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) 有効幅員は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (4) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (5) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	・ 車椅子使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面に傾斜させないこと。 (4) 車椅子使用者が自力で登坂できる勾配は12分の1以下である。 ・ 敷地内通路等の「高低差」は、敷地境界から主要な出入口等に至る全体としての高低差を指すが、踊場のスペースにより、それぞれの高低差が16センチメートル以下となる部分は、勾配を8分の1以下として差し支えない。 (5) 通行の安全、休憩、方向転換等のため、水平な踊場が必要となる。	・ 有効幅員は段に代わるものにあつては150センチメートル以上、段に併設するものにあつては120センチメートル以上とする。 ・ 縦断勾配は15分の1を超えないこと。 ・ 高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設ける。	図1 図5 図7 図8

整備基準		解説	望ましい水準	備考
エ 戸	戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (7) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	・ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。 ・手動ドアには、指つめ防止の配慮を行う。 ・戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉をするために水平面を設ける。水平面は、原則として150センチメートル程度×150センチメートル程度設ける。		4の項参照
オ 排水溝の溝蓋	排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。		・ピッチ1.5センチメートル以下、すき間1センチメートル以下として、濡れても滑りにくい仕上げとする。	図1 図3
(3) 別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。 この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。				

図4 インターフォンのある玄関扉の場合 ※15の項参照

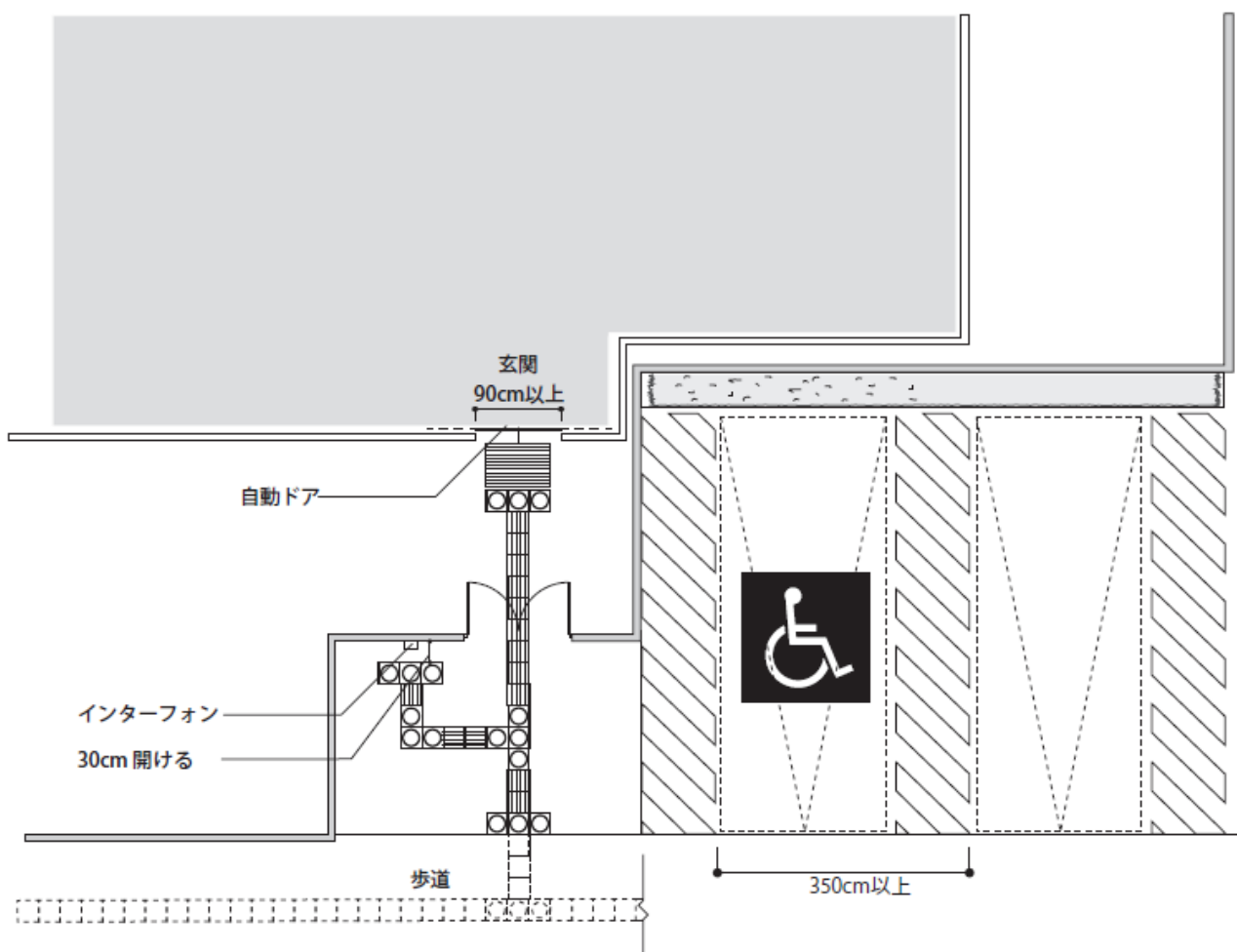


図5 縦断勾配の設計例

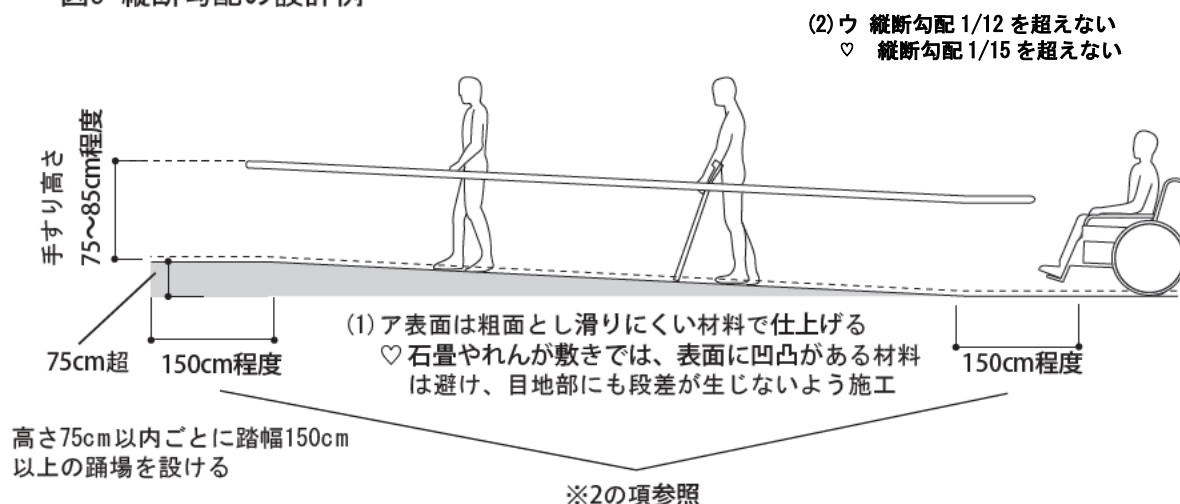
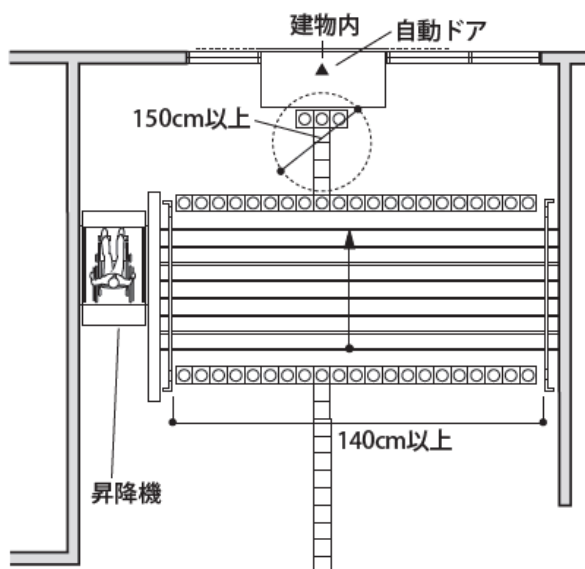


図6 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置例



【コラム】 共同住宅における整備対象箇所及び専有部分の整備について

共同住宅は「多数の者が利用する部分」（敷地内通路、外部出入口、棟内の共用部分、集会室等）に整備基準を適用することとしており、個別住戸は対象に含めていません。

しかし、障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、また、加齢等に伴って心身の機能の低下が生じた場合にも住み続けることができるよう、バリアフリー環境に配慮した住宅整備が必要であり、条例では、こうした住宅の整備を努力義務としています。

個別住戸の整備に当たっては、国土交通省「障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」（令和6年6月）の設計水準を踏まえたものが望ましく、また居住者の状況に応じた事後的な対応が可能となるよう、アジャスタブル・アダプタブルの考え方を取り入れた設計とすることが重要です。

国土交通省HP

「地域で自立して居住することを目指して

－障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック－（令和6年6月）」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000049.html

地域で自立して居住することを目指して
－障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック－

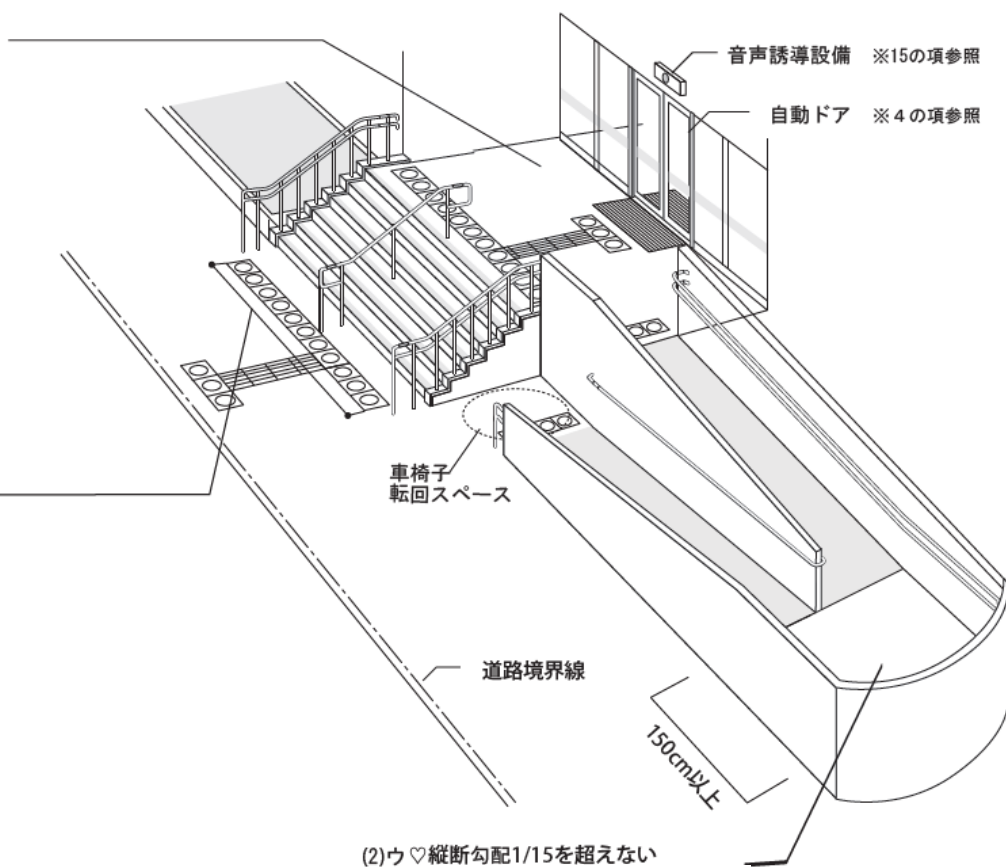
令和6年6月
国土交通省 住宅局 安心居住推進課

図7 傾斜路併設の敷地内通路の整備例

(1)ア 表面は粗面とし滑りにくい材料で仕上げる

♡ 石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工

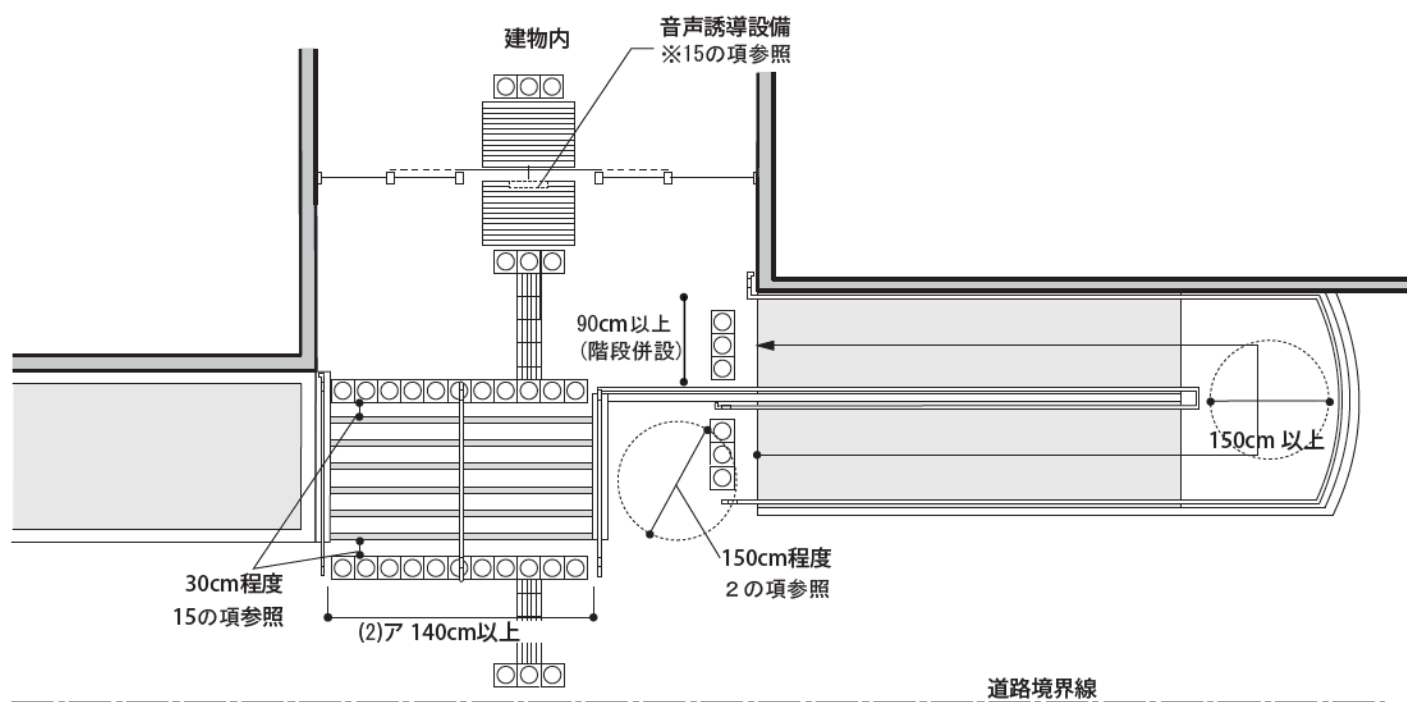
(2)ア 有効幅員 140 cm以上



(2)ウ ♡縦断勾配1/15を超えない

高低差が 75 cmを超える場合は
75 cm以内ごとに長さ 150 cm以上の
踊場を設ける

図8 平面図



1 建築物

1-2

傾斜路

●基本的な考え方

- 敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるように傾斜路を整備する。
- 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは進路方向が見えにくい傾斜路にあっては、傾斜路の長さ等を分かりやすく表示するなど利用しやすさを工夫する。

整備基準		解 説	望ましい水準	備 考
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。				
(1) 有効幅員	有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、6 の項に定める構造の段に併設するものにあつては、90 センチメートル以上とすることができる。	手すり等がある場合は、その内側からの寸法となる。	・有効幅員は、150 センチメートル以上（段を併設する場合は、120 センチメートル以上）とする。	図 1 図 2 図 5 6 の項参照
(2) 縦断勾配	縦断勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高低差が 16 センチメートル以下の場合は、8 分の 1 を超えないこと。	・車椅子使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。	・縦断勾配は、15 分の 1 を超えないこと。	図 1 図 4
(3) 踊場	高低差が 75 センチメートルを超える場合は、75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。			図 1 図 2
(4) 転落防止装置	両側には、側壁又は高さ 5 センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。			図 1
(5) 手すり	手すりを適切な高さに設けること。	- 手すりは、片麻痺のある肢体不自由者等による利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。 - 床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85 センチメートル程度、下段 60～65 センチメートル程度とし、1 段の場合は、75～85 センチメートル程度とする。 - 原則として、断面が円形（直径 3～4 センチメートル程度）か楕円型とすること。 - 壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5 センチメートル程度とすること。 - 手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	- 手すりは、両側に連続して設置する。 - 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に 45 センチメートル以上延長する。	図 1 図 3 図 4
(6) 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		図 1
(7) 廊下等	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。			
(8) 端部の構造	傾斜路の端部は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	- 傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。 - 端部は床に対して段を生じない構造とし、通路を移動する人との衝突を避けかつ車椅子が転回できるよう、踏幅が 150 センチメートル程度の踊場を設けること。		図 1

図1 傾斜路の整備例

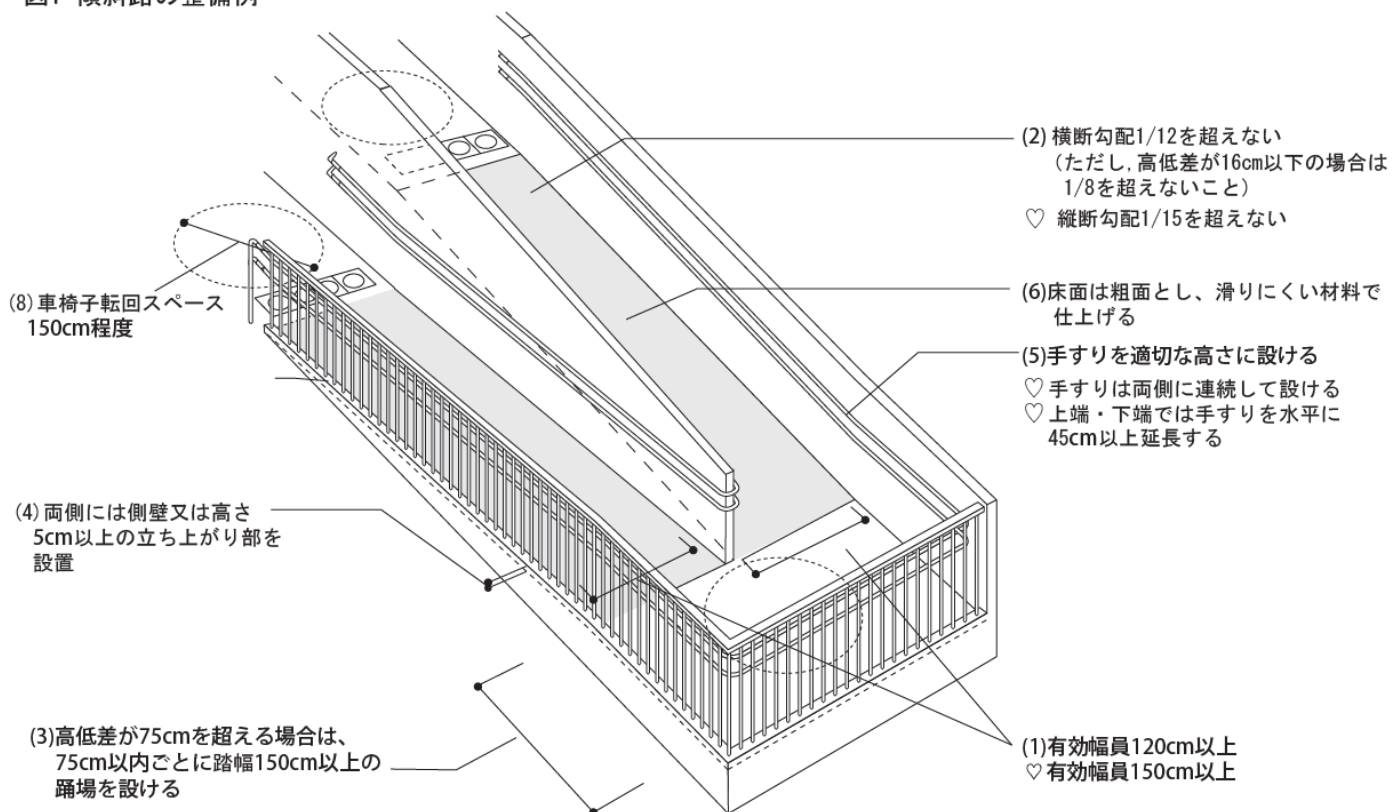


図2 平面図

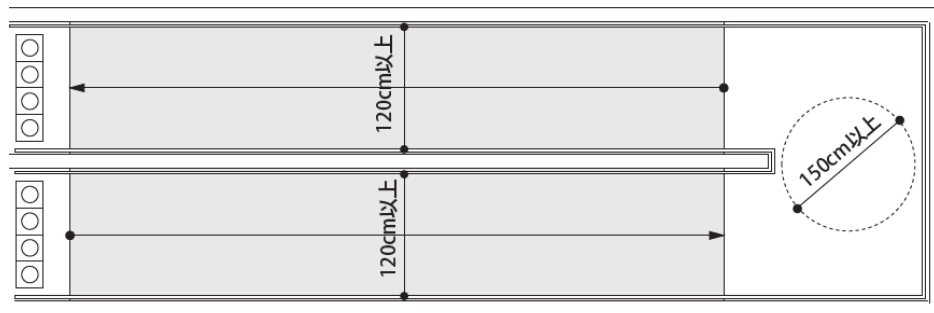
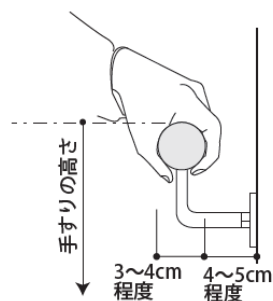


図3 手すりの形状例



※幅員等は手すりの内側からの計測となる

図4 縦断勾配、手すりの設置例

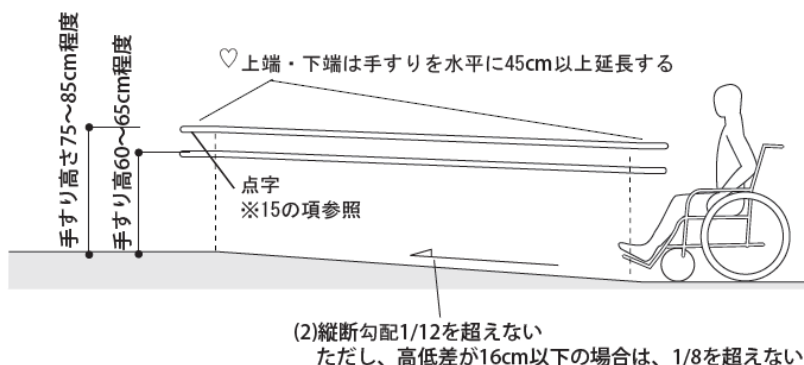
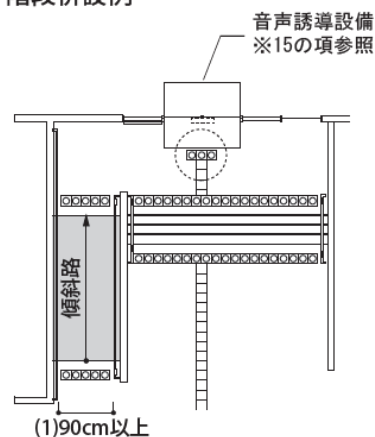


図5 階段併設例



1 建築物

1-3

駐車場

●基本的な考え方

- ・ 車椅子使用者等が利用できる駐車区画の確保は大変重要である。
- ・ 車椅子使用者等が利用できる駐車区画は主要な出入口に最も近い場所に設ける。
- ・ 施設の用途・規模によっては、多くの車椅子使用者が同時に複数の区画を利用することを想定して可能な限り多くの区画数を確保する。
- ・ 車椅子使用者が利用できる駐車区画表示は道路からも容易に視認できるよう配慮する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考														
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舍及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表9の項及び16の項に掲げる公共的施設において設ける場合を除く。）は、車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては駐車台数の合計に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上、駐車台数の合計が200台を超えるものにあつては駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上設けること。ただし、当該駐車場が次に定めるものであるときは、この限りでない。 <table><tr><th>駐車台数の合計</th><th>車椅子使用者用 駐車区画</th></tr><tr><td>～ 50 台</td><td>1台</td></tr><tr><td>51 ～ 100 台</td><td>2台</td></tr><tr><td>101 ～ 150 台</td><td>3台</td></tr><tr><td>151 ～ 200 台</td><td>4台</td></tr><tr><td>201 ～ 300 台</td><td>5台</td></tr><tr><td>301 ～ 400 台</td><td>6台</td></tr></table>	駐車台数の合計	車椅子使用者用 駐車区画	～ 50 台	1台	51 ～ 100 台	2台	101 ～ 150 台	3台	151 ～ 200 台	4台	201 ～ 300 台	5台	301 ～ 400 台	6台	駐車場には、施設に附属する駐車場、路外駐車場の双方が含まれる。 ・ 店舗等の専用駐車場が対象施設の敷地外にある場合、当該駐車場が条例上の「駐車場」に該当する場合を除き整備対象とはしないが、駐車場から出入り口までの移動経路を円滑にすること。 ・ 共同住宅における居住者専用駐車場は、区画の利用者を特定している場合には、多数の者が利用する駐車場に該当しないため、整備対象外とする。（来客用駐車場は整備が必要である。）	・ 全ての公共的施設においては、本項に定める駐車場を設けること。 ・ 車椅子使用者用駐車区画は駐車台数の2％以上とする。 ・ 2台分以上のスペースを並べて設ける。 ・ 必ずしも広い幅員は必要ないものの、移動に配慮が必要な者等のため、地域の実情等を踏まえた十分な数の「優先駐車区画」を設置する。（→P15コラム参照） 特に官公庁施設や商業施設、病院など利用ニーズが大きい施設では、積極的に設置を検討する必要がある。 （優先駐車区画の表示等は、車椅子使用者用駐車区画に準じること。） ・ 発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する。 ・ 見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ・ 雨の日でも濡れずに利用できるよう屋内に設ける、又は上屋を設ける。この場合、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両に対応するため、高さは230センチメートル以上とする。	
駐車台数の合計	車椅子使用者用 駐車区画																
～ 50 台	1台																
51 ～ 100 台	2台																
101 ～ 150 台	3台																
151 ～ 200 台	4台																
201 ～ 300 台	5台																
301 ～ 400 台	6台																
機械式駐車場を設置する場合における車椅子使用者用駐車区画数の考え方	ア 自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）のみを設ける場合にあつては、次に定める構造を満たす機械式駐車場（以下「車椅子対応機械式駐車場」という。）に設ける駐車台数の合計が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。 (7) 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設けること。 (イ) (ア)の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。	機械式駐車場の中に車椅子対応部分とそれ以外の部分がある場合は、車椅子対応部分の駐車台数のみを車椅子使用者用駐車区画の数として算入する。 ・ 車椅子使用者用駐車区画は平置き式とすることが望ましいが、ただし書きの規定により車椅子対応機械式駐車場として確保する場合には、駐車管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等の対応も行うこと。 なお、業界団体における取組として、(公社)立体駐車場工業会では、車椅子使用者対応駐車設備の審査、適合証明を行っているので、参考とすること。	図5														

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
	イ 自動車の駐車のために供する部分に機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合にあっては、車椅子対応機械式駐車場に設ける駐車台数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子利用者用駐車区画の数の合計数が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。			
(2)	(1) の車椅子利用者用駐車区画は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。			
ア 区画の幅	幅は、350センチメートル以上とすること。	標準的な車椅子利用者用駐車区画は幅 350 センチメートル以上×奥行き 500 センチメートル以上である。	・奥行きは 600 センチメートル以上とする。 ・車椅子利用者用区画が、1 以上の場合は、乗降用スペースを両側に設ける。 ・乗降用スペースは有効幅員 100 センチメートル以上とする。	図 1 図 4
イ 設置場所	駐車場の出入口又は 4 の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子利用者用駐車区画から 4 の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1 以上の通路は、1 の項 (2) に定める構造とすること。ただし、別表第 1 の 2 の項 (3) に掲げる動物園等にあつては、車椅子利用者用駐車区画から 1 の項 (3) に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は 4 の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1 の項 (3) に定める構造とすること。	・他の自動車との動線と車椅子利用者用駐車区画からの動線の交差を避け、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設ける。 ・車椅子と自動車の座席との乗り移りの際に、車椅子使用者が体勢を安定でき、車椅子が自走しないように傾斜した場所には設けない。 ・必要に応じて、車止めを設置する。ただし、視覚障害者が衝突したり、車椅子利用者等の通行の障害となることがあるので、車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者が認知しやすいものとするとともに、最上部まで車椅子の通行に支障のない幅員 (90 センチメートルを標準) を確保すること。 また、半円型や回転しながら進入する車止め等の特殊な形状のものは、車椅子利用者等の円滑な通行に支障をきたす場合があるので、可能な限り避けること。		図 1 1 の項参照 4 の項参照

図1 駐車場の整備例

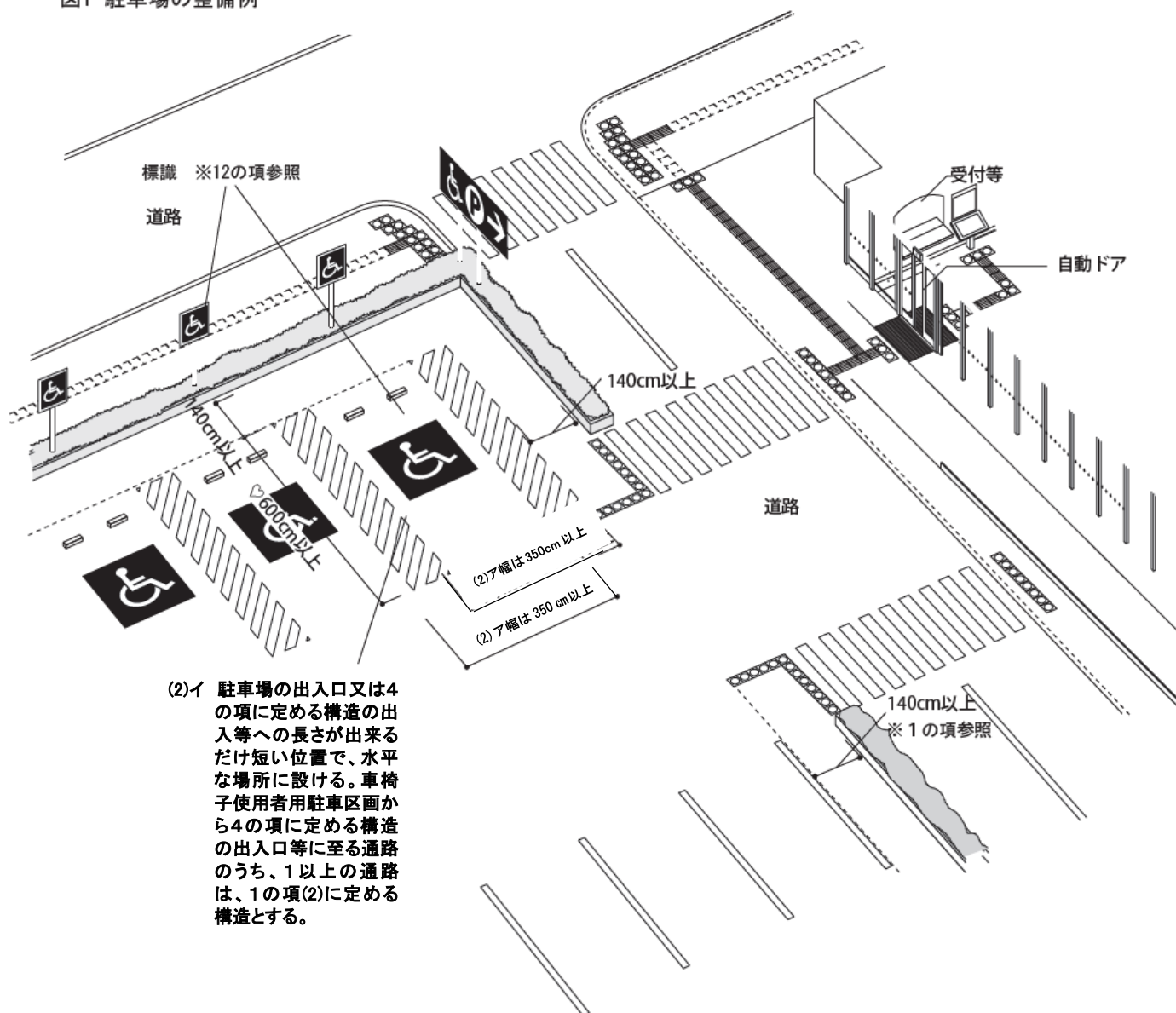


図2 可動しやすい専用駐車場案内板



図3 車椅子使用者用駐車区画の例



図4 車椅子使用者用駐車区画寸法の考え方（1台駐車）

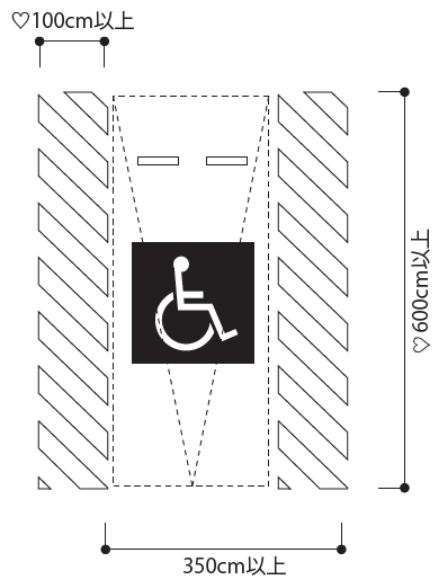


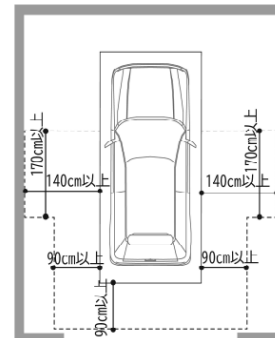
図 5 機械式駐車場を設置する場合の留意点

(国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和3[2021]年3月) P2-62 を抜粋)

留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について

- ・ 車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・ 乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・ 機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・ 通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・ 入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置式等を含む）を考慮し設定する。

<車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例>



【コラム】 車椅子使用者用駐車区画の適正利用

車椅子使用者が自動車から乗降する際には、ドアを全開にする必要があります。このため、車椅子使用者用駐車区画は、通常よりも広い幅員 350 センチメートルを確保し、施設等の出入口近くの水平な場所に設けることとされています。

一方で、車椅子使用者以外の障害者、高齢者、妊産婦、けが人など、必ずしも広い幅員は必要ないものの、移動に配慮が必要な利用者もいます。そういった方のために、施設等の出入口近くに、通常の幅員の「優先駐車区画」を設けましょう。

このような駐車区画について、必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できないという課題があります。必要な方が区画を利用できるよう、適正利用に向けた施設管理者の取組が必要です。

【区画整備例】



【優先駐車区画表示】



1 車椅子使用者用駐車区画

2 優先駐車区画

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

障がいのある方、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方に対し、あらかじめ「利用証」を交付し、車両に掲示することで、当該区画を必要とする者を明確化し、駐車区画の適正利用を推進する制度です。



◎制度詳細は県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html



◎上記駐車区画以外にも、「障害者等が円滑に利用できるよう整備された施設・設備」であって、適正利用を促す必要があるものの例として、次のようなものがあります。

バリアフリースイート	車椅子使用者には、車椅子が回転できる広い空間が必要です。 オストメイトには、パウチを洗浄するための水洗器具が必要です。
エレベーター	多くの場合、車椅子やベビーカー使用者が階の移動をするための唯一の手段となります。

その他 車両等の優先席など

1 建築物

1-4

出入口又は改札口 及びレジ通路 (以下「出入口等」という)

●基本的な考え方

- ・誰もが円滑に利用できるように、主要な出入口等を整備する。
- ・主要な出入口等付近には、案内看板や受付を適切に設ける。
- ・主要な出入口等付近には、利用者に分かりやすい施設の案内板を適切に配置する。
- ・出入口の戸の構造は、視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮する。
- ・戸の構造は、上肢の障害のある人にもできる限り円滑に利用できるものとする。
- ・客室等の出入口には、視覚障害者にも認識しやすい浮文字の部屋番号や点字付き室名板を設ける。
- ・主要な出入口以外の出入口においても、緊急時等を考慮し利用者の円滑な利用に配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。		「改札口」とは、有料施設等の入場口を指し、「レジ通路」とは、スーパー等に設けられるような代金支払い時に通過する通路部分を指す。 改札口及びレジ通路には、屋外へ通ずるもののほか、屋内に設置するものも含む。	・全ての出入口等を4の項(1)に定める構造とする。 ・施設の出入口等には、屋根、庇を設ける。 ・風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置(注意喚起サイン、手すり等)を講ずる。 ・上下足の履き替え所には、下肢障害者のための椅子を常備する。	
ア 有効幅員	有効幅員は、90センチメートル以上とすること。		1以上の直接屋外に通ずる出入口等の有効幅員は、120センチメートル以上とする。	図1
イ 段	障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	・雨仕舞の関係から段が生じる場合は、高低差1センチメートル程度で丸みを持たせる、すりつける等の配慮を行うこと。		図1
ウ 戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	開閉動作のしやすさから見た推奨順位は、①自動式引戸、②手動式引戸、③開き戸である。 ・ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。 ・ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のものの上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。 ・手動ドアには、指つめ防止の配慮を行うこと。 ・戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。 ・窓ガラスの選定には、割れにくい材料(安全ガラス:合わせガラス、強化ガラス等)を用いるなど配慮すること。 ・回転ドアは用いないこと。回転ドアを設ける場合は、他の構造の戸を併設すること。 ・戸の前後には、車椅子使用者が戸の開閉をするために水平面を設けること。水平面は、原則として150センチメートル程度×150センチメートル程度とする。	・扉ガラスには、キックプレート(高さ35センチメートル程度)を設ける。 ・自動ドアには、非常時対応手動ドアを設ける。 ・有効幅員120センチメートル以上の直接屋外へ通ずる出入口等のうち1以上は自動的に開閉する構造自動式とする。なお、開閉速度は高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する。(開くときはある程度早く、閉じるときは遅いほうがよい。) ・開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とする。	図1 図7 1の項参照
エ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げる。	・ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ・玄関マットを敷く場合は、つえ先が引っかかりたりしないよう、しっかりと端部を固定すること。	・玄関マットを敷く場合は、埋込み式とし、車椅子で動きにくいハケ状のものは使用しない。	図1

図1 主要な出入口等の整備例

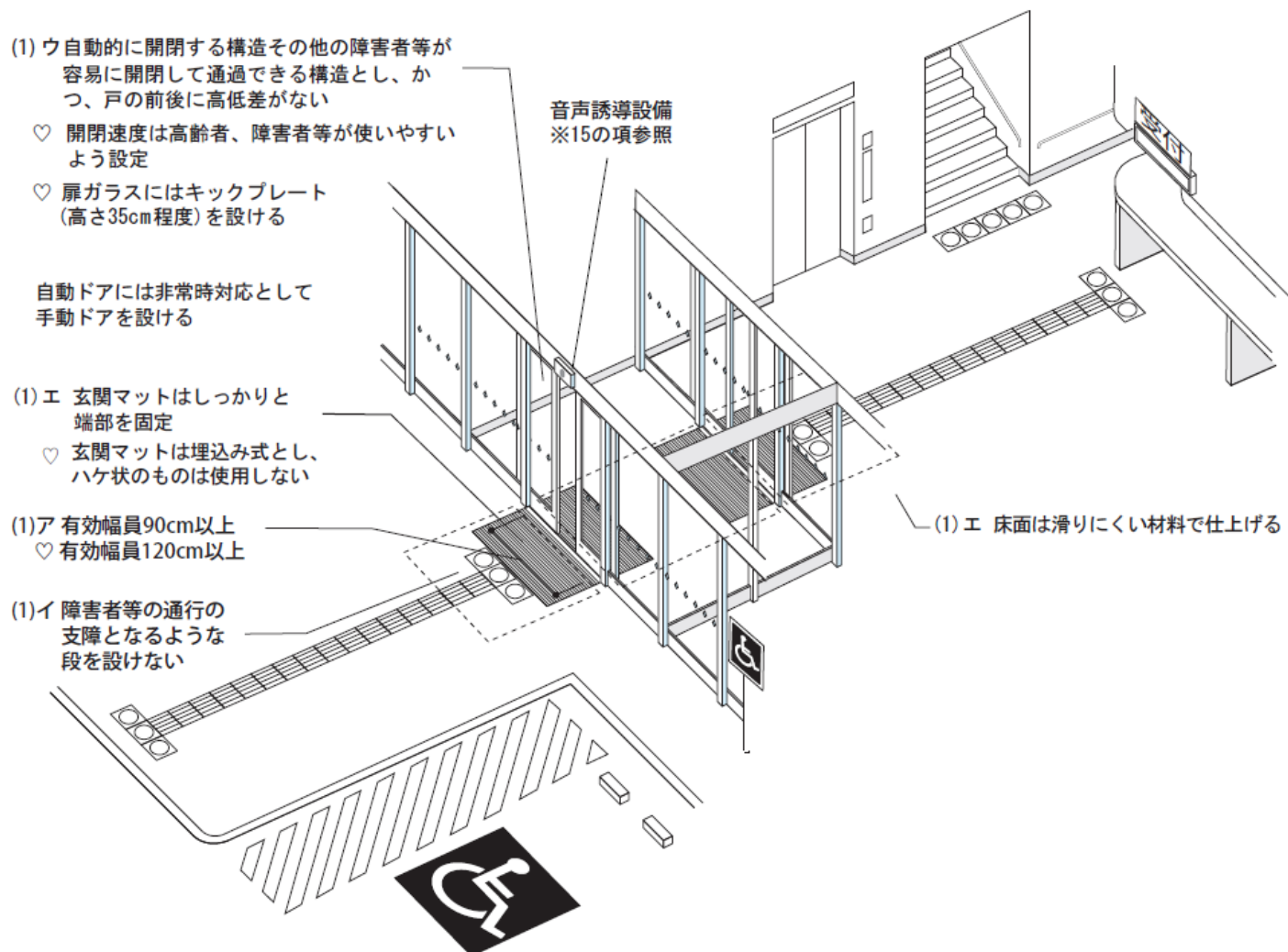
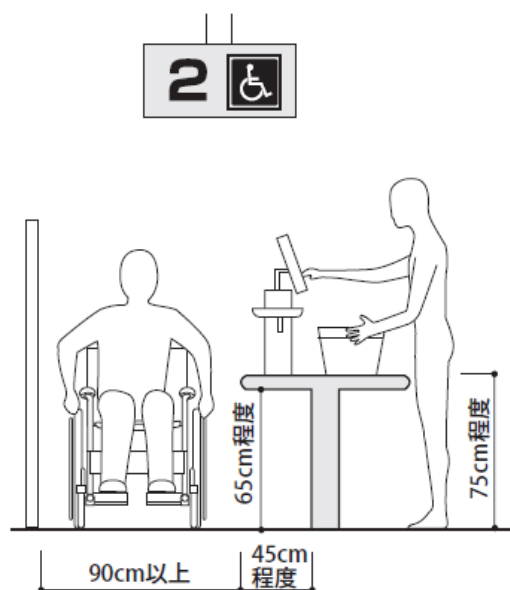


図2 レジ通路の設計例

写真1 玄関付近



整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を 80 センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第 1 の 3 の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が 500 平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の 5 の項(3)に掲げる商業施設のうち用途面積が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の 14 の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。	ひとつの居室に複数の出入口がある場合は、1 以上の出入口の整備が必要となる。	・公共的施設において主要な出入口以外の出入口を設ける場合にあっては、4 の項(2)に定める構造とする。 ・有効幅員は、90 センチメートル以上とする。 ・公共的施設の出入口には、屋根・庇を設ける。 ・風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置（注意喚起サイン、手すり等）を講ずる。 ・上下足履き替え所には、下肢障害者のための椅子を常備する。	図 3

図3 主要な出入口以外の出入口の整備例

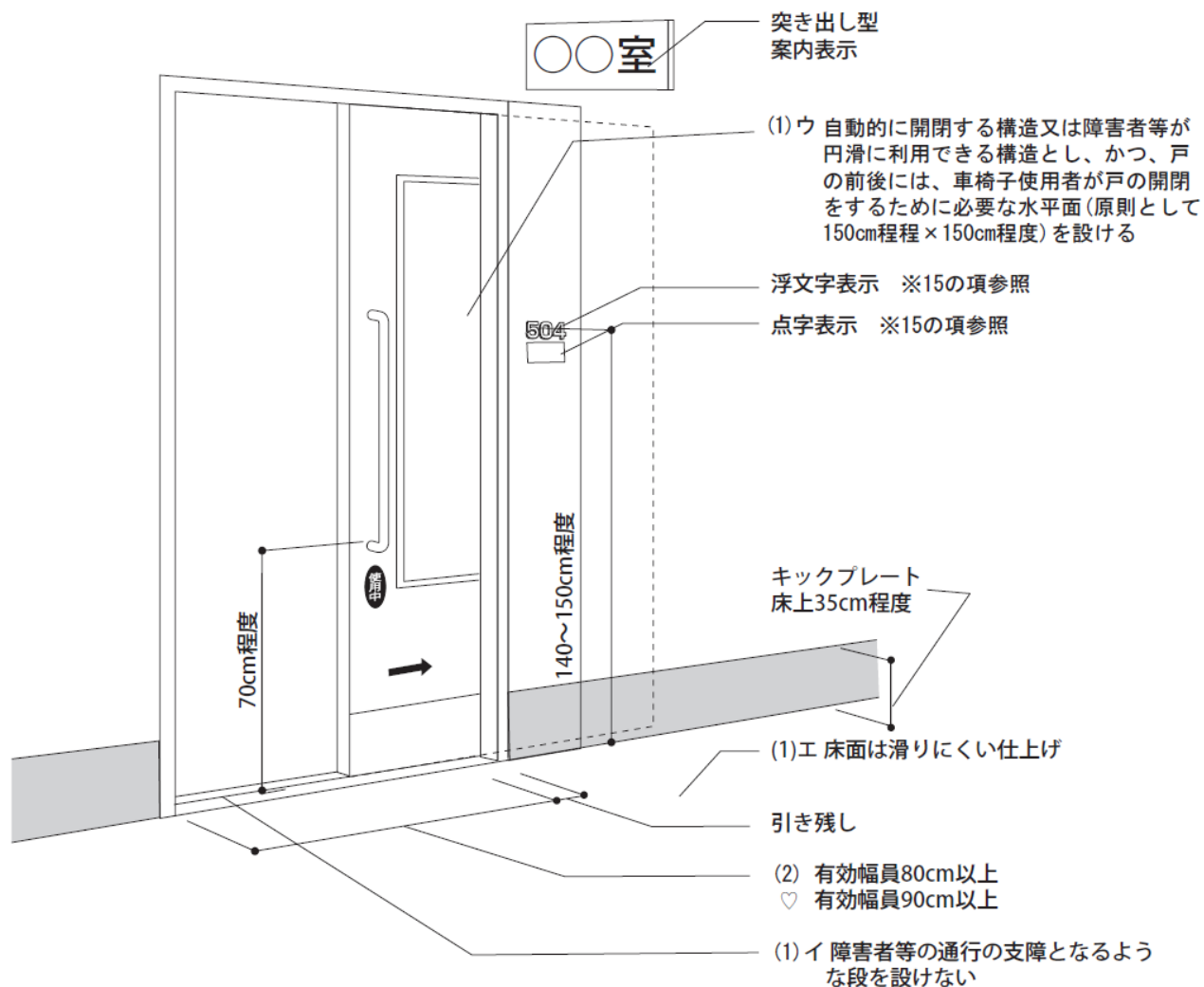
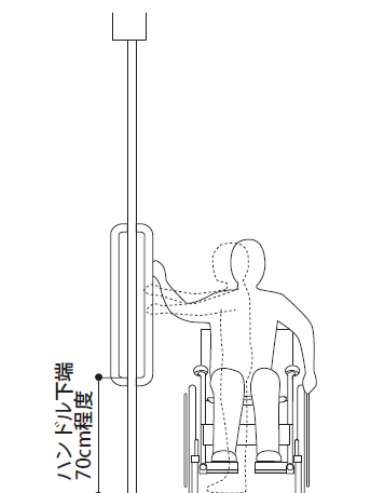


図5 使いやすいドアハンドル

図7 開き戸を設けた場合の空き寸法の考え方

図4 出入口ハンドルの高さ
(子供・車いす使用者に使いやすい)



※設置高さは床から90cm程度

図6 使用表示の例

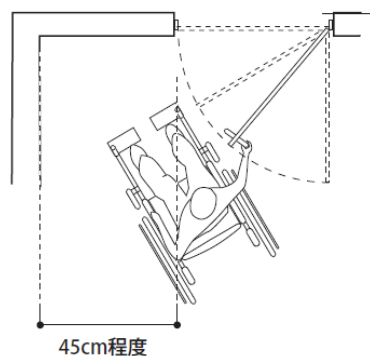
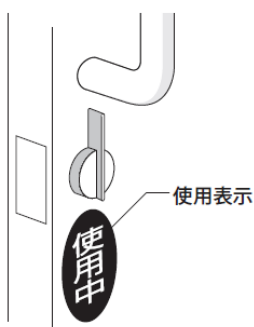
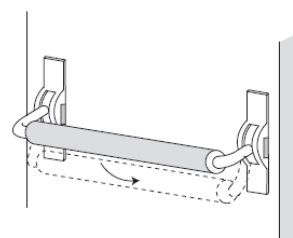


図8 パニックハンドル
(押すだけで開くことができる)



1 建築物

1-5

廊 下 そ の 他 これに類するもの (以下「廊下等」という)

●基本的な考え方

- ・廊下等には利用者の事故につながるような不用意な突起物を設けない。
- ・廊下等の手すりは、設置が必要な箇所を十分考慮して設ける。また、設置が必要と思われる箇所にいつでも容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること ・利用者の事故につながるような突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。	・公共的施設において廊下等を設ける場合にあっては、5の項に定める構造とすること。 ・全ての経路上の廊下等を整備すること。 ・高齢者、障害者等の休憩の用を供する設備（ベンチ等）や、車椅子使用者の休憩のためのスペースを設ける。ただし、通行の妨げにならないように配慮すること。 ・必要に応じて、足元灯等を設置する。	図 1 図 4
(2) 主たる経路を構成する廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、（1）に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。				7の項参照
ア 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	・手すりや造り付の家具がある場合は内側で計測すること。 ・側溝が設けられている場合、蓋がなく段になっているときは有効幅員に含めない。（側溝がすりつけ勾配や蓋付きとなっており、車椅子使用者の通行に支障がないと認められるときは、有効幅員に算入して差し支えない。）	・有効幅員は、180センチメートル以上とする。ただし、末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことができる構造の部分の設ける場合は140センチメートル以上とすることができる。	図 1
イ 段	段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。			図 1 2の項参照
ウ 車椅子の転回スペース	端部は、車椅子の転回に支障がない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	・車椅子使用者が転回できる幅140センチメートル以上の部分を設けること。（有効幅員が140センチメートル以上のときは、転回できるため、ことさら設ける必要はない。） ・曲がり角は車椅子の転回に支障がない構造とすること。（面取り、すみ切り等の処理が考えられる。）	・曲がり角には鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。	図 1 図 2 図 3

図1 廊下等の整備例

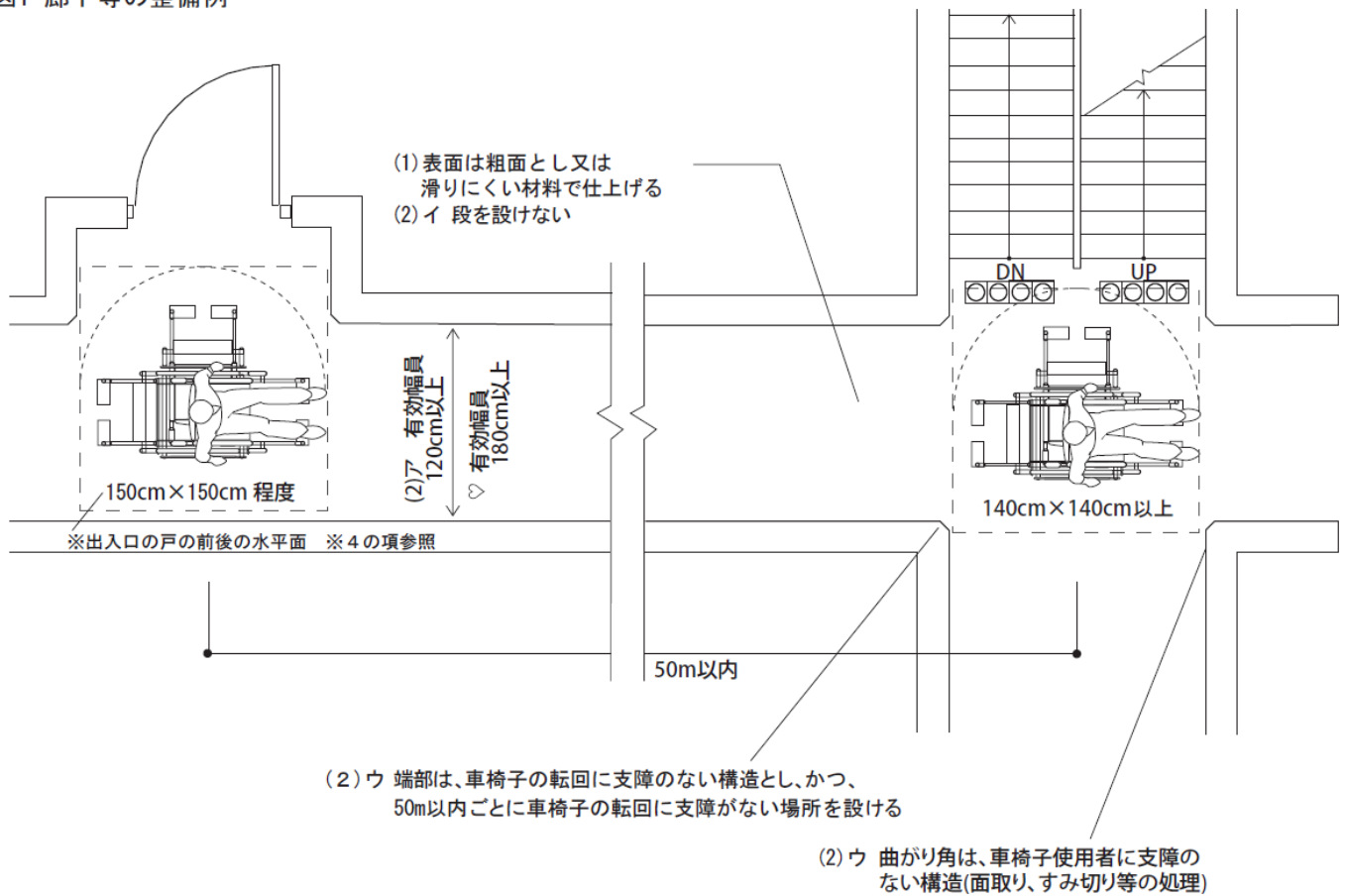


図2 T字型の交差部分の動作例

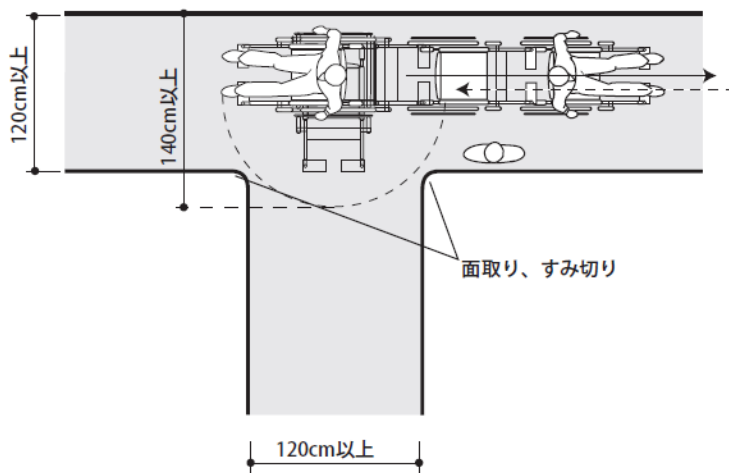


図3 曲がり角の構造例

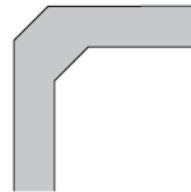
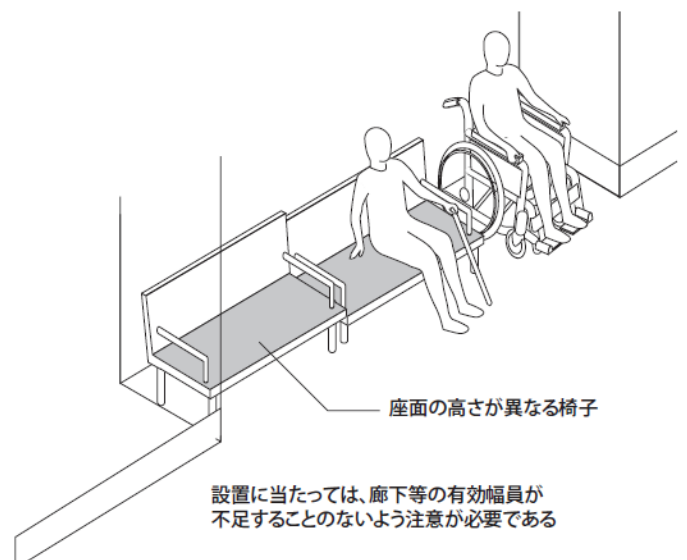


図4 廊下に設ける休憩場所等の設置例



整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
エ 手すりの設置	別表第 1 の 3 の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあつては、適切な高さに手すりを設けること。	・ 床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85 センチメートル程度、下段 60～65 センチメートル程度とし、1 段の場合は、75～85 センチメートル程度とする。 ・ 原則として、断面が円形（直径 3～4 センチメートル程度）か楕円型とすること。 ・ 壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5 センチメートル程度とすること。 ・ 手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	・ その他の公共的施設にあつても手すりを設ける。 ・ 手すりは、両側に連続して設置する。
オ 戸の構造	戸を設ける場合には、1 の項（2）エ（イ）に掲げるものであること。	側面に廊下等に向かつて開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう十分なスペース（アルコーブ等）を設ける。	1 の項参照 4 の項参照

1 建築物

1-6

階段

●基本的な考え方

- ・ 階段には手すりを両側に連続して設ける。
- ・ 階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
- ・ 階段手すりの始末端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。		・ らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	・ 必要に応じて、足元灯等を設置する。 ・ 踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。 ・ 有効幅員は、150センチメートル以上とする。	
(1) 主たる階段の形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	主たる階段とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。 ・ 段差が1段であり、区切られた踊り場が互いに長方形（又は正方形）となっている場合は、不適合とはしないが、できる限り避けること。	・ 主たる階段以外の階段においても回り階段は設けない。	図1 図2
(2) 階段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	・ 同一階段は、同一寸法とすること。 ・ 段鼻は、踏面及び蹴込み板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のものはつえ等が滑るので避けること。 ・ 1以上の階段においては、蹴込み板は、つえ等や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。 ・ 手すり子形式の階段は、両側に2センチメートル以上（5センチメートル以上が望ましい）の立ち上がりを設け、つえ等や足の踏み外しを防止すること。	・ 蹴込みは2センチメートル以下とする。 ・ 蹴上16センチメートル程度、踏面30センチメートル以上とする。	図1 図3 図4
(3) 手すりの設置	手すりを適切な高さに設けること。	・ 手すりは、階段の踊場を含め設置すること。 ・ 手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けることを基本とすること。 ・ 床仕上り面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、1段の場合は、75～85センチメートル程度とする。 ・ 原則として、断面が円形（直径3～4センチメートル程度）か楕円型とすること。 ・ 壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。 ・ 手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 ・ 手すりは、階段の上端では水平に45センチメートル以上、下端では斜めの部分も含めて段鼻から45センチメートル以上延長すること。	・ 両側に連続して設置する。	図1
(4) 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		図1
(5) 明度差等の確保	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	・ 高齢者や視覚障害者等が認知しやすいよう、階段の上下のいずれからも明度、色相、彩度（輝度比の確保）に配慮すること。 ・ 蹴上と踏面の色分けを行うことが望ましいが、ノンスリップの設置により代替する場合は、識別しやすい色とすること。		図1

図1 階段の整備例

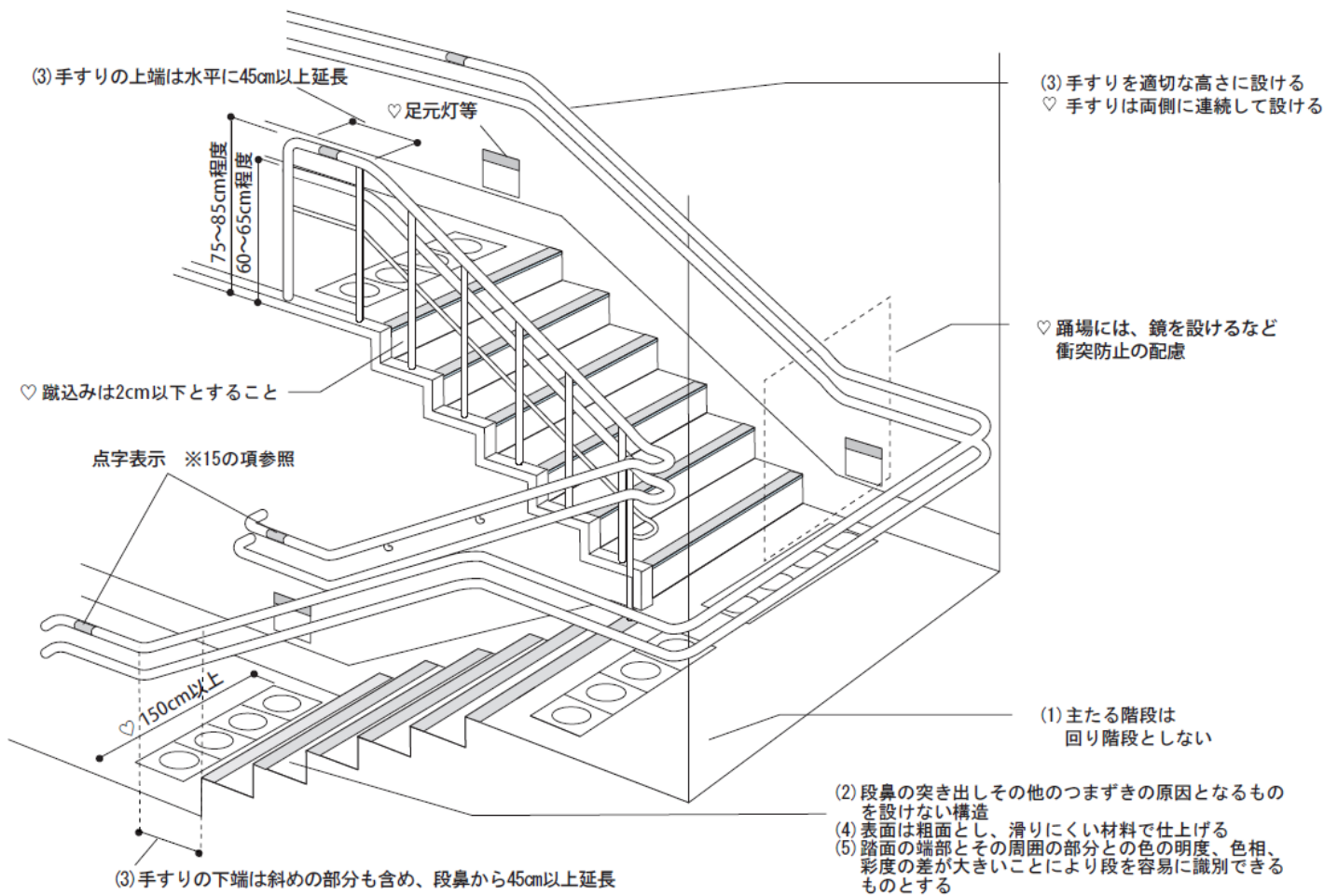


図2 階段の形状例 (○と×)

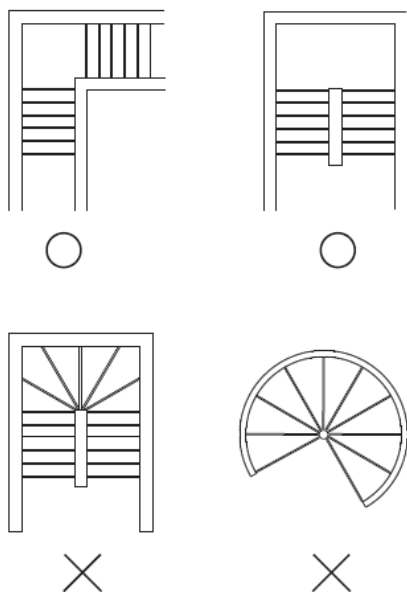


図3 階段の望ましい構造例

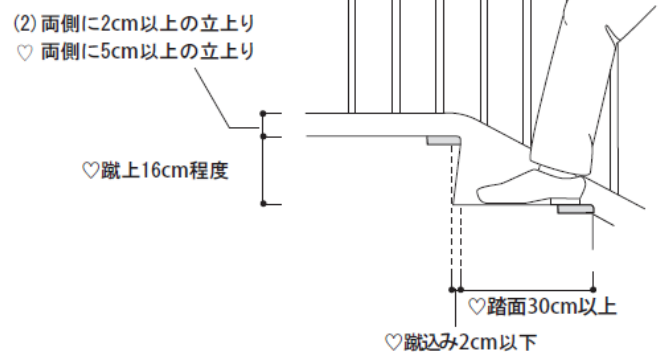
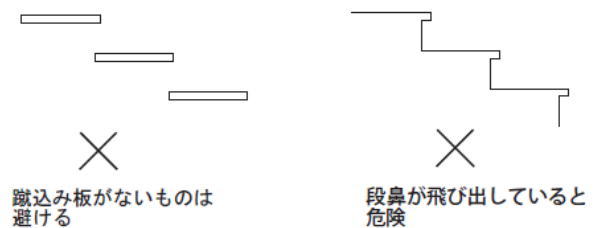


図3 避けるべき設計例



1 建築物

1-7

エレベーター

●基本的な考え方

- ・エレベーターは、車椅子使用者にとって最も円滑に垂直移動できる設備である。エレベーターの設置にあたっては、設置場所等を十分考慮すること。
- ・エレベーターは、原則として2階以上の階に利用者の利用に供する居室等が設けられている場合には設置する。
- ・百貨店、集会施設及び劇場等同時に多数が利用することのあるエレベーターは、車椅子使用者等が円滑に利用できる台数を増やすこと。また、より大きな籠面積のエレベーターを採用する。
- ・エレベーターの操作盤（特に緊急通報ボタン）は、車椅子使用者、子ども、視覚障害者、高齢者等の利用に配慮する。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、4階以上の階を有するものに限る。）にあっては、籠が当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講ずる場合は、この限りでない。		・「8の項、9の項、16の項及び18の項に掲げる公共的施設」とは、共同住宅、事務所、工場及び複合用途建築物のことをいう。 ・措置を講じる場合には、例えば2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整えている場合、代替手段により2階に上がることが可能な場合等が考えられるが、いずれの場合にも、措置が講じられていることが客観的にも明らかであることが必要である。 ・ただし書に該当する場合であっても、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場から全ての主要な出入口までの経路に上下移動が発生する場合など、他法令においてエレベーターの整備が必要とされる場合があることに留意する。		4の項参照
ア 籠及び昇降路の出入口の構造	籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。	図1 図2 図6
イ 籠の大きさ	籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、籠の内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及び籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠を設ける場合は、この限りでない。	・籠の内のり幅は、手すりの出幅を考慮せずに計測する。 ・電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠の大きさは、幅は100センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上を目安とする。スル一型も同様とする。	・籠の内のり幅は160センチメートル以上、内のり奥行きは150センチメートル以上とする。	図1 図2
ウ 戸の構造	戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。		・定員オーバーの視覚表示を行うこと。 ・籠及び昇降路の出入口の戸に、ガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠内から籠外が視覚的に確認できる構造とする。	図1
エ 籠内の構造	籠内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。	・手すりのある側に人が立っていたり、片麻痺のある肢体不自由者等による利用を考慮し、手すりは両側に設置することを基本とする。 ・手すりは高さ75～85センチメートル程度に設置すること。 ・手すりは握りやすい形状とすること。	・手すりは両側に設置する。	図1 図6

図1 エレベーターの整備例

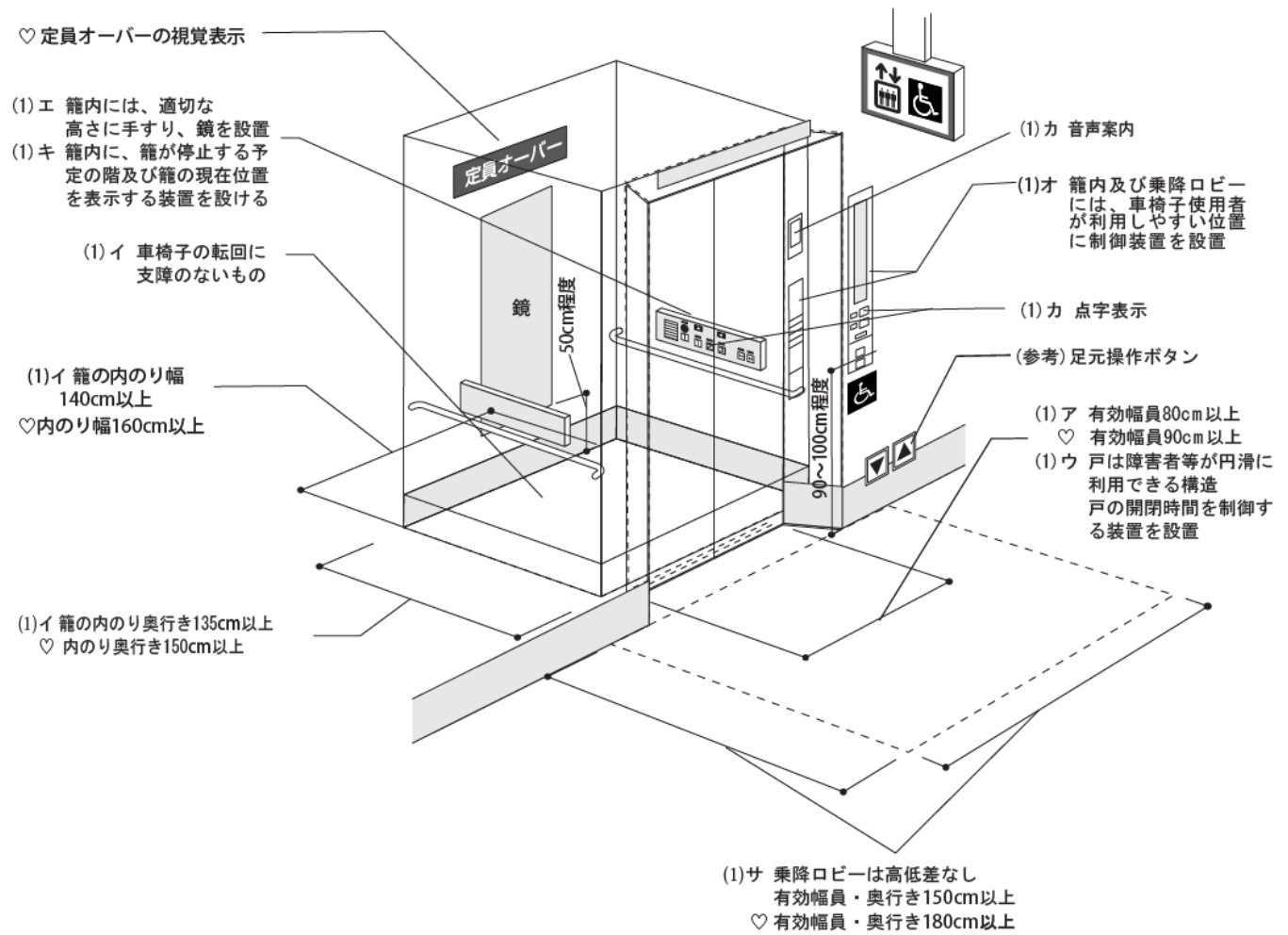


図2 籠内及び乗降ロビーの各寸法例

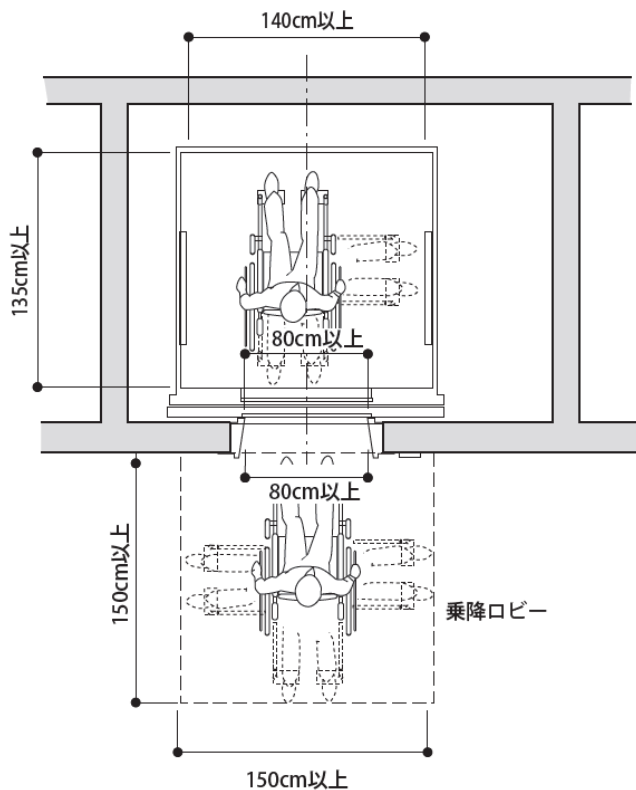
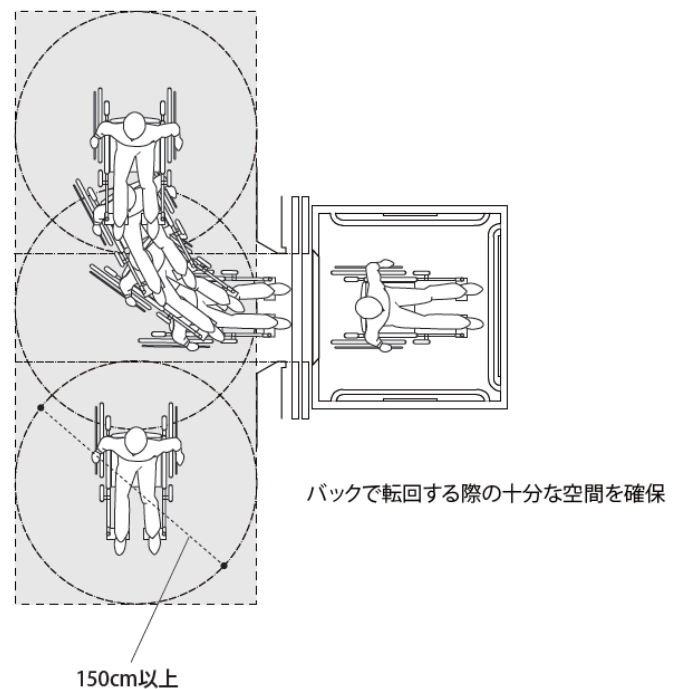


図3 乗降ロビーの安全空間の確保



整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
オ 籠内及び乗降ロビーの制御装置	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	・操作盤（制御装置）のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。 ・籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置（高さ 90～100 センチメートル程度）に操作盤が設けられていること。 ・籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものであること。	・聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置する。縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。 ・呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。	図 1 図 4 図 5 図 6 図 7
カ 制御装置の構造	籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。			図 1 図 4 図 6
キ 位置表示の装置	籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。			図 1 図 4
ク 出入口の戸の音声装置	籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。		・出入口が 2 方向にある場合は、開閉する側の戸を音声により知らせる設備を設ける。	
ケ 昇降方向表示の装置	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	・乗降ロビーへの装置の設置については、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。		
コ 昇降方向の音声装置	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。			
サ 乗降ロビーの構造	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内のりをいう。）は、150 センチメートル以上とすること。		・乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ 180 センチメートル以上とする。 ・籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すき間は、車椅子のキャスターが落ちないよう、3 センチメートル程度以下とする。	図 1 図 2 図 3
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる 4 の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設((1)に該当する施設を除く。)にあっては、籠が当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを 1 以上設けるよう努めること。				4 の項参照

図4 乗降ロビーの整備例

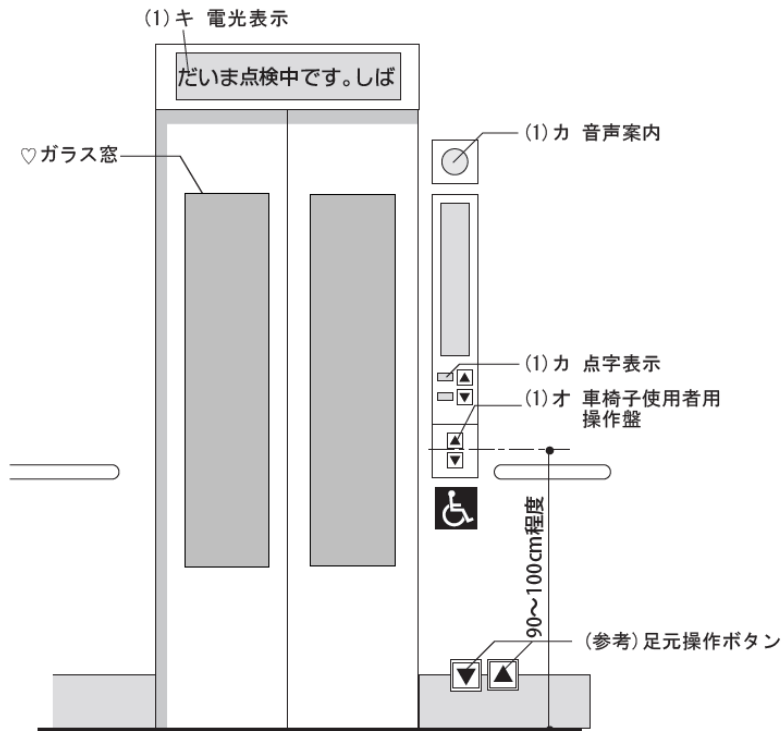
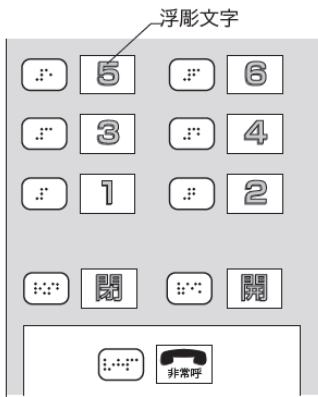


図5 籠内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例



♡ 縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。
♡ 呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。

図6 籠内の寸法例

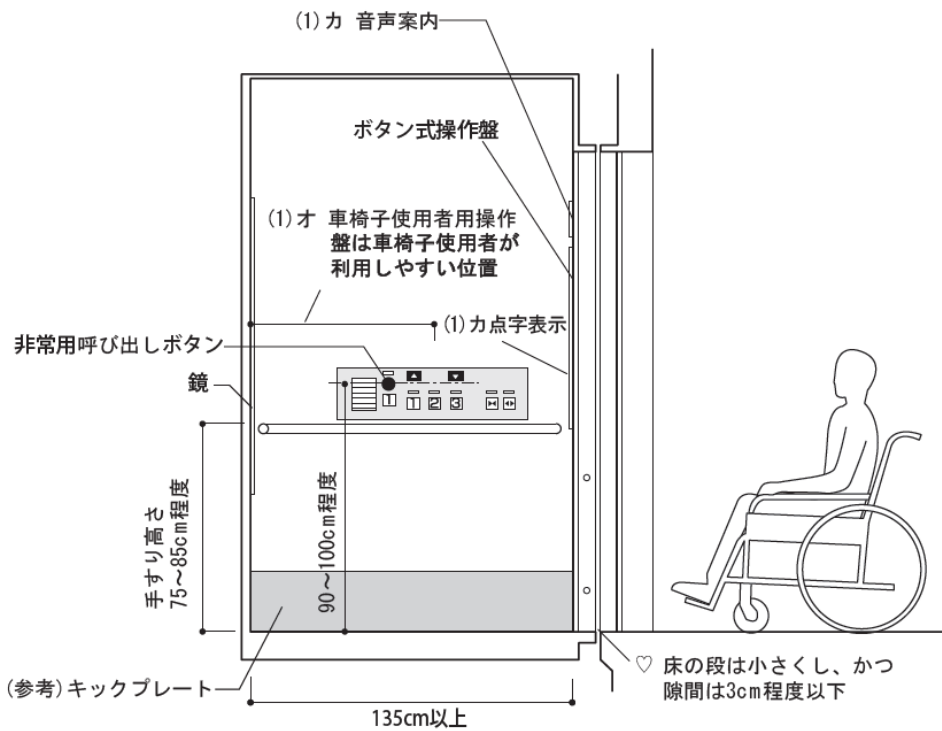


図7 階数ボタン
(押しボタン式・点字表示)

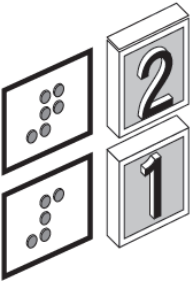


写真1 足元操作ボタン例



乗降ロビー

1 建築物

1-8

便所

●基本的な考え方

- ・ 車椅子使用者をはじめ、誰もが利用しやすい便所を整備する。
- ・ 多様なニーズに応えるため、機能を集約することで、車椅子使用者をはじめ、誰もが利用しやすい便所を設けることも有用であるが、利用者が集中し、便所内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声もあることから、各種機能を便所全体に適切に分散して配置する。

※「便房」とは、「男性用の小便器以外の便器のある場所をいい、1人分の区画の範囲」をさす。また、「便所」とは、「周辺設備も含めた用を足す一連の場所」をさす。したがって、「便所」には、複数の便房とその周辺設備によって構成されるもののほか、1つの便房のみによって構成されるもの（独立個室型の便所）も含まれることになる。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（以下（1）において「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合は、これらの者が当該不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと認められる位置に、これらの者が利用する階（次に定める階を除く。以下（1）において「利用階」という。）の階数に相当する数（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の8の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては1、同表18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては当該数から無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる利用階の階数に相当する数を差し引いた数）以上設けること。		便所は、特定の階に偏ることなく設けるなど、利用する上で支障がない位置に設ける。 ・ 便所の箇所数の数え方については、次のとおりとする。 ＜男子用・女子用の別がある便所＞ ①男子用・女子用の両方が設置されている階の場合は、それらが離れて設置されているときでも男子用と女子用の1組で1箇所とする。 ②男子用・女子用の一方のみが設置されている階の場合、当該便所ごとに1箇所とする。 ＜男女共用便所＞ ③男女共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。 ・ 同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。	・ 男子用便所を設ける場合には、当該便所の便房内に汚物入れ（サニタリーボックス）を設置するとともに、当該設備を設置している旨を分かりやすい方法で表示する。	図9
アイ 利用階から除外される階の要件	ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定かつ多数の者又は障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定かつ多数の者又は障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	利用階から除外する階がある場合は、事前協議等の際に除外する階、除外した具体的な理由及び当該事実を確認できる図書等を示す必要がある。 ア 「近接する位置」とは、障害者等が当該施設に設けられた不特定多数利用便所について、公共的施設の地上階に便所が設けられる場合と同程度円滑に利用することができると認められる位置にある場合をいう。したがって、双方の施設の直線距離が短い場合であっても、段が設けられている等により容易に行き来することができない状況にある場合は、(1)アの規定は適用しない。 イ 「管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」とは、商業施設における1階部分や、ホテル・旅館で客室内に便所が設置されている客室のみである階などが該当する。		
(2) (1)の便所は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。				
ア 便所の出入口の構造	便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・ 有効幅員は、90センチメートル以上とする。 ・ 便所内の通路等は車椅子使用者が利用できる幅員を十分に確保する。	図9
イ 出入口の戸の構造	便所の出入口に戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。			図9 1の項参照
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。		

整備基準		解説	望ましい水準	備考
エ 便房の構造	障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房を1以上設けること。	便所内又は便所に近接する位置に(3)に定める構造の車椅子使用者用便房を設置する場合は、(2)エの便房を設置したものとみなす。	・温水洗浄便座を設置する。 ・呼び出しボタン、フラッシュペルなどの緊急通報装置を設置する。 ・便器の背後に背もたれを設ける。	図9 図11 4の項参照
オ 洗面器の構造	障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。	・洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 ・車椅子での使用に配慮し、洗面器の下部は床より65センチメートル程度の高さを確保し、洗面器上面の標準の高さを75センチメートル程度とすること。 ・洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。		図9 図10
(3) 別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。ただし、無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設以外の公共的施設を含まないものを除く。)に掲げる公共的施設にあっては、(1)の規定により設ける便所のうち1以上に、次に定める構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。)設けること。ただし、当該便房を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。		「8の項、9の項、16の項」に掲げる公共的施設とは、共同住宅、事務所、工場のことである。 また、「18の項」に掲げる公共的施設とは、複合用途建築物をいうものであるが、ここでは特に「無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設、共同住宅、事務所、工場」以外のものを含まないものに限り本項の規定を適用する。(ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設のみからなる公共的施設は設置義務を課していないため除外される。) 「近接する位置」の指すところは(1)アと同様である。	・(3)に該当する公共的施設にあっては、各階ごとに設けるなど、利用者の利用に配慮して複数設置する。	図2 図7
ア 車椅子使用者用便房の出入口の構造	出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。		・有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	図2
イ 出入口の戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	・出入口の戸は、原則として引き戸とすること。 ・鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。 ・自動式引き戸を設ける場合は、開閉時間の調整ができるものとし、閉速度は「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-006)(全国自動ドア協会)に定めるところによる。 ・ドア動作は人為操作によって作動させることを基本とする。 ・施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどにより見分けにくい。	・ドアノックセンサーを設置する	図2 1の項参照
ウ 接続する経路	出入口は、主たる経路に接続すること。	「主たる経路に接続」とは、車椅子使用者用便房等が直接主たる経路に接していることを求めるものではなく、出入口から主たる経路までが常時通行可能であり、かつ車椅子使用者の通行に支障がないような構造となっていれば足りる。		
エ 便房の構造	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。	(腰掛便座) ・腰掛便座の形状は、車椅子のフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。	(腰掛便座) ・温水洗浄便座を設置する。 ・便器の背後に背もたれを設ける。	図2 図10

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考								
		(手すり) ・腰掛便座には、車椅子からの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ・手すりは、握りやすいものとする。 (洗面器) ・洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。 ・洗面器の下部には、原則として、車椅子前部の収納を考慮した、高さ 65 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度の蹴込みを設けること。 ・洗面所の水栓は、レバー式、光感應式など簡単に操作できるものとする。 (付属器具) ・洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ・紙巻器は、適切な位置に設置すること。 ・便器の横側面に洗浄ボタン、紙巻器、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026 に基づく配置とすること。 ・手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。フックは、立位者、車椅子使用者に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は、車椅子に乗った状態で使用できるものとする。	(付属器具) ・全身の映る鏡を設ける。 ・カーテンなどの仕切りを設ける。 (通報装置) ・呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便房内に設ける。									
オ 空間の確保	車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。	・手動車椅子で方向転換が可能なスペース（200 センチメートル以上×200 センチメートル以上）を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150 センチメートル以上×200 センチメートル以上程度を確保すること。	・座位変換型の電動車椅子による方向転換や、大型の介助用大型ベッドの設置に必要な空間（220 センチメートル以上×220 センチメートル以上程度）を確保する。	図 2								
カ 出入口の表示	出入口には、車椅子使用者用便房である旨（当該便房に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが 120 センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。	「分かりやすい方法による表示」とは、利用対象者及び個別機能をピクトグラム等で表示することや、主な利用対象者を明確にする名称を表示することなどをいう。（以下、便所の項において同じ。）		図 2								
(4)	(3) に該当する施設以外の公共的施設（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設の用に供するものを除く。）にあっては、(1) の規定により便所を設ける階（別表第 1 の 18 の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表 8 の項、9 の項及び 16 の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表 8 の項、9 の項及び 16 の項に掲げる公共的施設のみからなる階以外の階に(1) の規定により設ける便所がある場合には、これらの公共的施設のみからなる階を除く。）（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち 1（当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下のものにあっては 2、当該便所設置階の床面積が 40,000 平方メートルを超えるものにあっては当該便所設置階の床面積に相当する数に 20,000 分の 1 を乗じて得た数	車椅子使用者用便房の設置必要数を算定する際に用いる「床面積」には、不特定多数の者等が利用しない部分（バックヤード等）に係る面積は含めない。 <table><tr><td>床面積</td><td>必要便房数</td></tr><tr><td>10,000 m²超 40,000 m²以下</td><td>2</td></tr><tr><td>40,000 m²超 60,000 m²以下</td><td>3</td></tr><tr><td>60,000 m²超 80,000 m²以下</td><td>4</td></tr></table>	床面積	必要便房数	10,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	2	40,000 m ² 超 60,000 m ² 以下	3	60,000 m ² 超 80,000 m ² 以下	4	・(4) に該当する公共的施設にあっては、不特定多数利用便所内又は当該便所に近接する位置に 1 以上設置する。	
床面積	必要便房数											
10,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	2											
40,000 m ² 超 60,000 m ² 以下	3											
60,000 m ² 超 80,000 m ² 以下	4											

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)) (ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。) 以上に車椅子使用者用便房 (3) に定める構造の車椅子使用者用便房に限る。以下 (4) において同じ。) を1以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ1以上) 設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合にあっては、この限りでない。				
ア～エ 車椅子使用者の利用に支障がないと認められる場合	ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ1以上) 設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合	「近接する位置」の指すところは(1)アと同様である。		
	イ 便所設置階の便所に設けらるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合 (車椅子使用者が当該便房を利用する上で支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。)	車椅子使用者用便房は、特定の階に偏ることなく設けるなど、車椅子使用者が利用する上で支障がない位置に設ける。		
	ウ 男子用又は女子用の便所のみを設ける便所設置階である場合において、当該便所のうち1 (当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあつては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあつては、当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数 (ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)) (ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。) 以上に、男子用又は女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合			
	エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共施設にあっては、次に定める数の合計数 (当該合計数が0となる場合にあっては、1) (アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該合計数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房のうち、車椅子使用者が利用する上で支障がないと認められる車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。) に男女用の区別があるときは、	(ア) の計算の基となる「床面積が1,000平方メートル未満の階」には、便所設置階以外の階も含まれることに留意する。 同一敷地内の出入口に近接する位置にある施設に車椅子使用者用便房が設置されている場合において、差し引くことができる「支障がないと認められる車椅子使用者用便房」とは、原則として当該施設の地上階に設置されているものを指す。 (ア) 又は(イ) の規定により設けることとされた車椅子使用者用便房については、車椅子使用者が当該便房を利用する上で支障がないと認められる位置に設けることができる。		

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
	それぞれの車椅子使用者用便所)を設ける場合 (ア) 床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) (イ) 床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便所の数			
(5)	(1)の規定により設ける便所(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設に設けるものを除く。)のうち1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)は次に定めるもの(当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、アからカまでに定める便房等の有する機能の全部又は一部を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合にあっては、当該施設に設けられた便房等の有する機能に係るものを除く。)とすること。ただし、(3)又は(4)に定める便房、イ又はウに定める便房及びカに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせることで同一の便房に設けることができる。	「近接する位置」の指すところは(1)アと同様である。 同等以上の機能を有すると認められる場合とは、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に把握・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保がなされている場合をいう。	・機能分散は、可能な限り、1つの便所(男女別、男女共用)のまとまり単位で行う。 ・異性による介助・同伴利用等や性的マイノリティによる利用にも配慮し、男女が共用できる位置に設ける。 ・子ども用の便器又は便座を設ける。(設置が難しい場合は、幼児用補助便座を用意することも考えられる。)	図1-1 図1-2
ア 介助用大型ベッドの設置	別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設(用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表5の項に掲げる公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設(同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。)であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、(3)又は(4)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。	「1の項(事務所の用に供するものに限る。)」とは、官公庁施設のうち専ら事務的な業務の運営等を司る施設をいうものであり、いわゆる「官公庁舎」がこれに該当する。以下同じ。 「2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。」「3の項」「5の項」「13から15の項」「17の項」に掲げる公共的施設とは、図書館等、動物園等、集会場等、医療施設(無床診療所を除く)、商業施設、運動施設、興行・遊興施設、展示施設、公衆便所のことである。これらの施設については、原則として「不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するもの」として扱うものとする。 ・車椅子からの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保すること。 ・折畳み式とする場合は、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。また、戸の開閉や施錠操作が円滑に行えるよう、入口との位置関係に配慮すること。 ・介助用大型ベッドを設置し、乳幼児用のベッドと兼用することは可能である。ただし、乳幼児同伴者が用を足したり、手洗いを行う際に乳幼児を寝かせておく台として使用することはできないので、乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合には、同じ空間内に乳幼児用の椅子を設けること。	・公共的施設においては、介助用大型ベッドを設置する。 ・介助用大型ベッドの大きさは幅60センチメートルから80センチメートル程度、長さ150センチメートルから180センチメートル程度とする。 ・固定式ベルトなど落下防止措置が講じられたものとする。 ・着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。	図2 図3

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考	
イウ 乳幼児用の椅子を設けた便房の設置	「2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）」「5の項」「13の項」に掲げる公共的施設とは、図書館等、動物園等、集会場等、商業施設、運動施設のことである。これらの施設については、原則として「不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するもの」として扱うものとする。 ・可能な限り、車椅子使用者用便房とは別の便房として整備すること。 ・ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。	・不特定多数利用便所には、乳幼児用の椅子を設けた便房を設ける。 ・便房はベビーカーとともに入ることのできる広さ及び出入口の幅員とする。 ・乳幼児同伴者が便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設ける。	図6 写真1	
ウ イに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。				
エオ 乳幼児用のベッドの設置	エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。	・施設利用の状況に応じ、複数のおむつ交換台を設置する。 ・設置するおむつ交換台は、利用者の動きが制限されにくい縦型のものとする。 ・おむつ交換台は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いものを設ける。 ・乳幼児を立たせておむつ替えを行うための着替え台（手すり付き）を設置する。 ・ベビーカーを収納できるスペースを設ける。		
オ エに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。	設置が必要な公共的施設は、イに定める範囲と同じである。 ・乳幼児同伴者の利用が特に多い施設については、便所外に設けた方が、便所の混み具合に左右されないため利用しやすい。 ・転落防止のため固定用ベルトを設けること。 ・手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。 ・おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設置するよう努めること。			
カ 水洗器具を設けた便房の設置	障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。 （ア） 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 （イ） 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。	水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱造設者）対応の設備である。 ただし書は、平成28年6月2日付け国住指第484号各都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知の趣旨に基づくものであるが、利用実態等を踏まえ、設置の有無に配慮すること。 ・車椅子使用者であって、かつオストメイトが必要な者が引き続き利用できるよう、義務基準となっている「1以上の水洗器具」は車椅子使用者用便房内に設置したうえ、利用者の分散を図るため、可能な限り、その他の便房にも設置する。 ・汚物流し等は、高さが調整できる等誰もが使いやすいものを設置するよう努めること。	・便所設置階の不特定多数利用便所の1箇所以上に1以上設置する。 ・この場合は、施設の利用状況等を勘案し、車椅子使用者用便房内又はその他の便房内に適切に配置する。 ・着替え台を設置する。	図2 図4 図5 図8

		・既存建築物の改修や設置が義務付けられた便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合以外は簡易型設備（洗浄水栓付き背もたれ）による対応は行わないこと。やむを得ず、簡易型設備を設置する場合にあつては、当該設備では利用が難しい方がいることを踏まえ、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置するよう努めること。 ・パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、又はこれにかわる洗浄装置を設置すること。 ・洗浄のため温水がでるように努めること。 ・大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。 ・パウチ等を置くことができる棚を設置すること。 ・全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。		
キ 出入口の表示	便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。			
(6)	(1)の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、本文に定める構造の小便器を1以上設ける便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。	「近接する位置」の指すところは(1)アと同様である。 ・手すり付き床置き式等的小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 ・小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。	・男子用小便器のある便所設置階の不特定多数利用便所の1箇所以上に1以上設置する。	図9

図1 便所の整備例

図1-1 オストメイト用設備を備えた便房を1か所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月) P156を参考に加工)

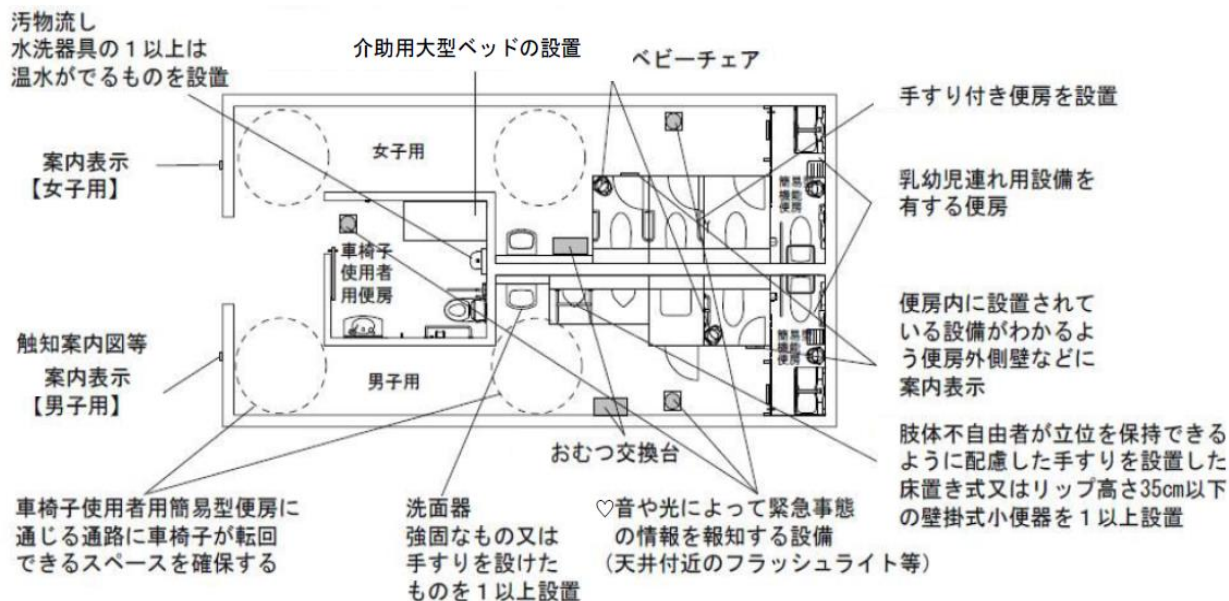
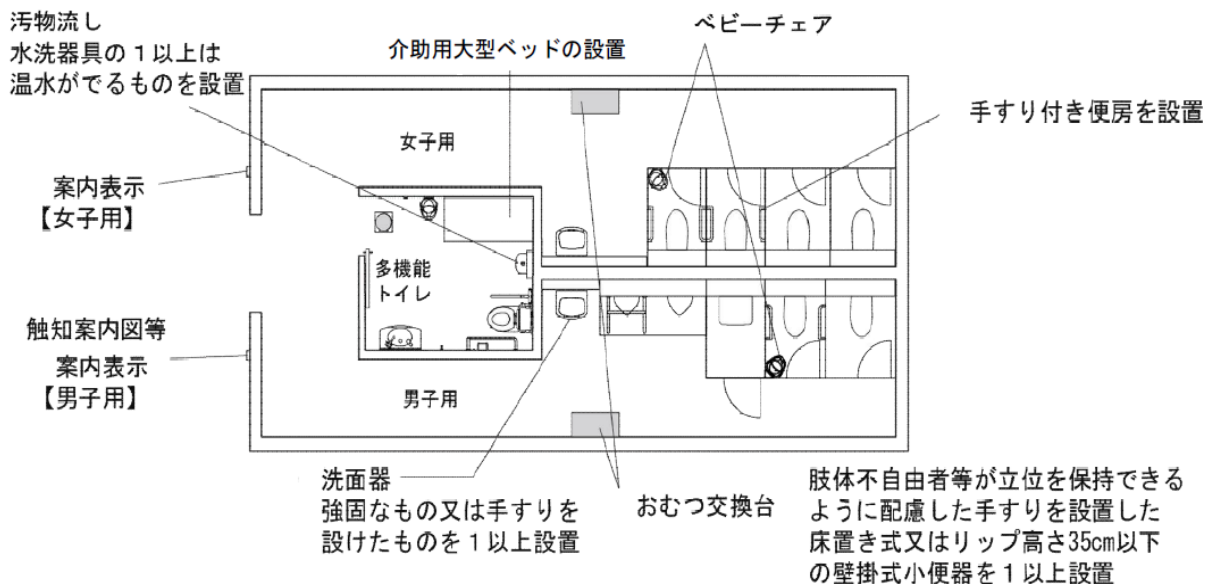


図1-2 複数の機能を備えた便房を1か所配置した例

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月) P156を参考に加工)



The diagram illustrates a comprehensive accessible toilet facility with the following labeled components and specifications:

- (3)エ** 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置 (Properly arrange hip seat, handrails, sink, mirror, etc.)
- (5)カ** 全身の映る鏡の設置に努める (Strive to install a full-body mirror)
- (5)カ** 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設置(オストメイト対応)
※1以上は車椅子使用者用便房内に設置する。(Install water-washing facilities for people with disabilities who can use them smoothly (compatible with ostomy). ※1 or more are installed in the toilet for wheelchair users.)
- (5)カ** 水洗装置は、温水がでる設備とするよう努める。(The water-washing facility should be equipped with hot water supply.)
- (5)ア** 介助用大型ベッドの設置に努める
♡大きめの介助用大型ベッドの設置 (幅60～80cm程度、長さ150～180cm程度)
♡固定式ベルトなど落下防止措置 (Strive to install a large assistant bed.
♡ Install a large assistant bed (width 60~80cm, length 150~180cm).
♡ Take measures to prevent falling, such as fixed belts.)
- (3)イ** 非常呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置 (Emergency alarm device such as emergency call button, flash bell, etc.)
- (3)ウ** 出入口は、主たる経路に接続 (Entrance/Exit is connected to the main route)
- (3)イ** 便所の戸は、開閉時間を調整できるものとし、ドアの動作は、人為的に作動させることを基本とする。 (Adjustable opening/closing time for the toilet door; basic operation is manual activation.)
- (3)カ** 出入口には、分かりやすい表示 (Clear signage at entrance/exit)
- (3)ア** 200 cm以上 ♡220 cm以上 (Minimum height 200 cm, recommended 220 cm)
- (3)イ** 80 cm以上 ♡90 cm以上 (Minimum width 80 cm, recommended 90 cm)
- (3)ウ** 200 cm以上 ♡220 cm以上 (Minimum depth 200 cm, recommended 220 cm)
- パウチ等がおける棚** (Shelf for pouches, etc.)
- はね上げ又はスイング式手すり** (Lift-up or swing-type handrail)
- ♡背もたれを設ける** (Provide backrest)
- 紙巻器** (Tissue dispenser)
- ♡着替え台** (Change of clothes table)
- ♡カーテンなどの仕切りを設ける** (Provide partitions like curtains, etc.)
- 鏡高さ 100cm以上** (Mirror height 100 cm or more)
- フック** (Hook)
- 鏡下端高さ 80cm程度** (Bottom of mirror height approx. 80 cm)
- 70 cm程度** (Approx. 70 cm - likely referring to sink height)
- 引き残し** (Overhang)
- 汚物入れ** (Waste bin)
- 鏡下端高さ 80cm程度** (Bottom of mirror height approx. 80 cm)
- 床面は滑りにくい仕上げ** (Slip-resistant floor finish)

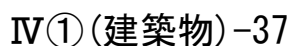
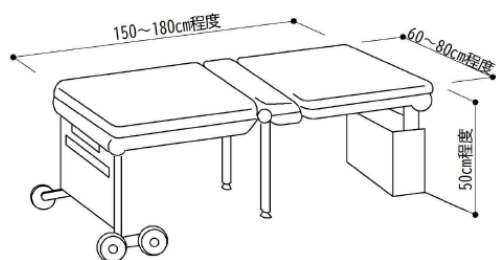


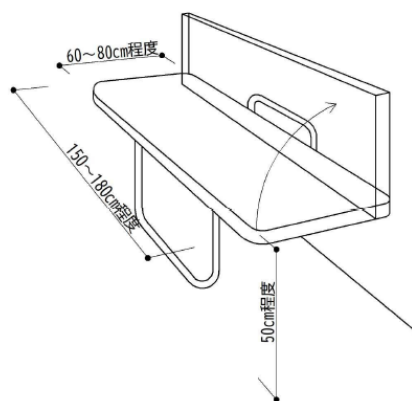
図3 介助用大型ベッドの仕様

(国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和3[2021]年3月)P2-139を参考に加工)

○短辺方向に折り畳む介助用大型ベッド

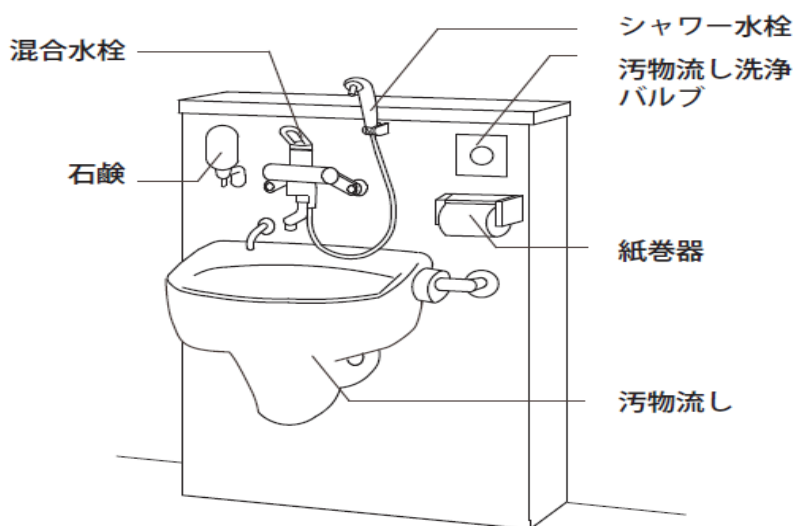


○長辺方向に折り畳む介助用大型ベッド



整備基準では、「長さ120cm以上」とされているが、可能な限り上記の仕様を満たすものを設置する。

図4 オストメイト対応例



・汚物流しは立位者にとって最も使いやすい構造の水洗器具です。

図5 背もたれ式水洗器具 (簡易型設備)



- ・既存建築物の改修や設置が義務付けられた便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合以外は簡易型設備による対応は行わない。
- ・なお、当該設備では利用が難しい方がいることを踏まえ、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置するよう努める。

図6 乳幼児用の椅子
(ベビーチェア)

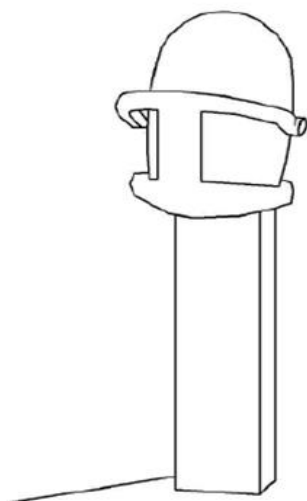


写真1 乳幼児用の椅子



♡ 乳幼児同伴者が便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方に近接した位置

(5)イウ ガード等により安全に座らせることができるもの

図7 車椅子使用者便房のレイアウト例

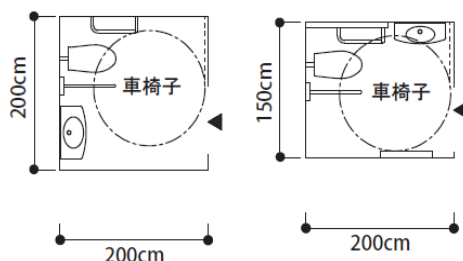
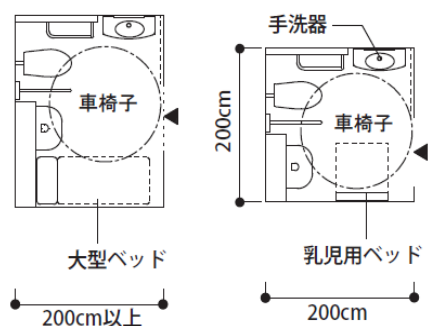


図8 オストメイト対応便房

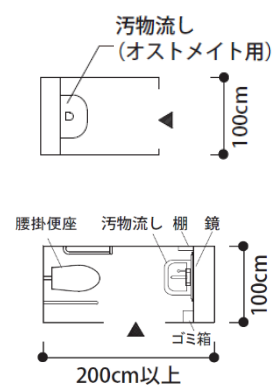


図9 8(2)に定める構造の便所の設備例

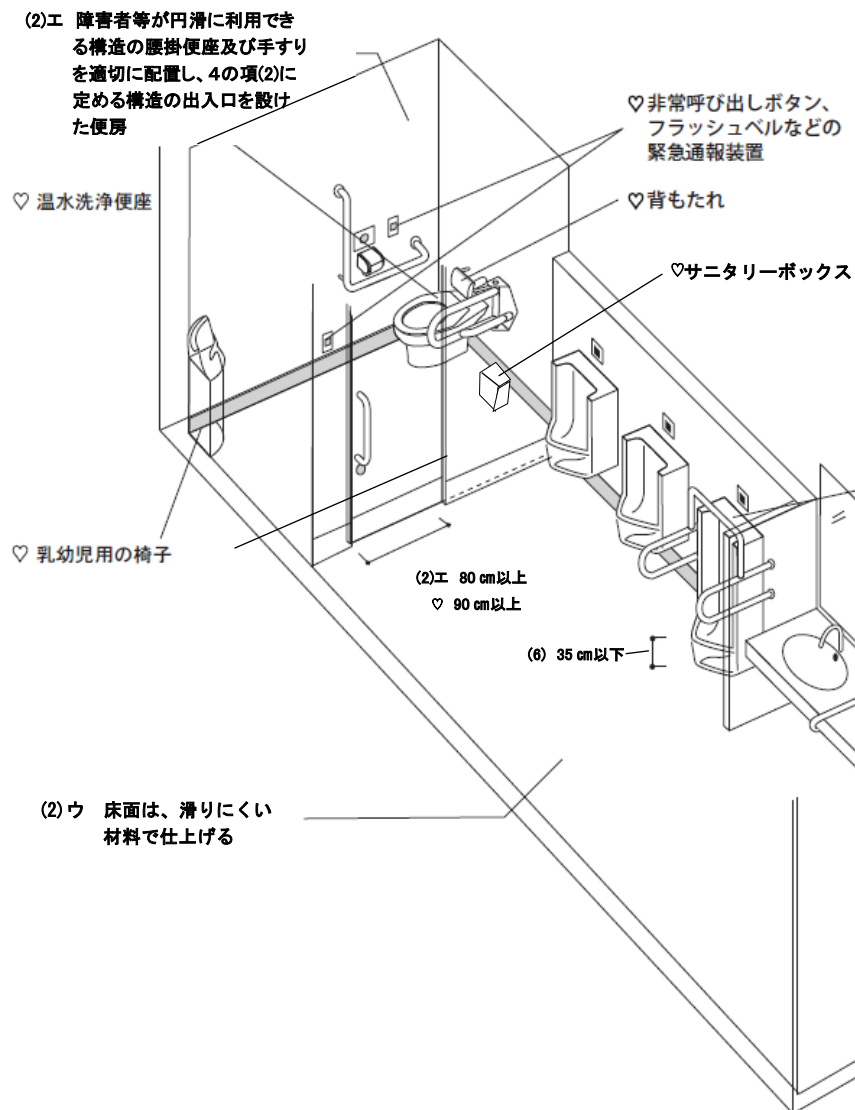


図10 洗面器まわりの寸法例

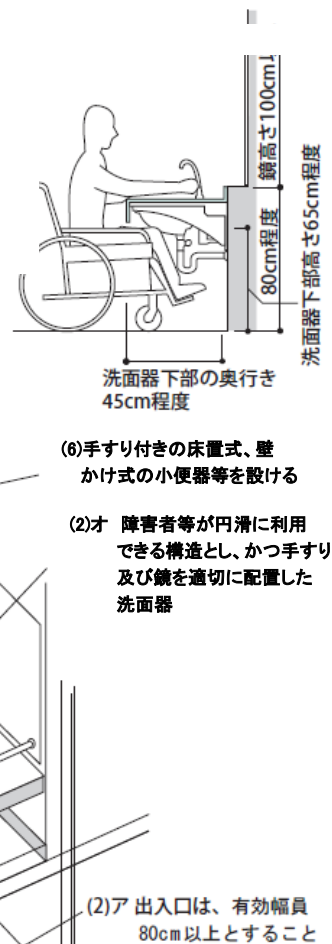
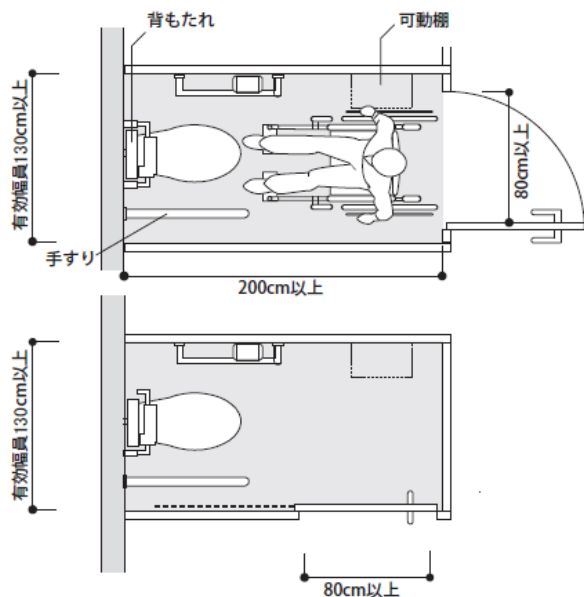


図11 車椅子使用者が利用できる最小寸法例



1 建築物

1-9

浴室、シャワー室等

●基本的な考え方

- ・浴室又はシャワー室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- ・浴室等は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の段の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分考慮する。

整備基準		解 説	望ましい水準	備 考
別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。		「別表第1の4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設、宿泊施設、公衆浴場及び運動施設のことである。 「浴室、シャワー室等」には、浴室、シャワー室のほか脱衣室、更衣室が含まれる。	公共的施設において浴室・シャワー室等を設置する場合にあっては、9の項に定める構造とする。 ・必要に応じて、腰掛台、脱衣ベンチ（背もたれのあるものが望ましい）を設置する。	
(1) 出入口の構造	出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。		・有効幅員は90センチメートル以上とする。	図2 図4 図5 図7 図9 1の項参照
(2) 浴槽等の設置	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	・浴槽を設ける場合は、障害者等の円滑な利用に配慮した高さ（浴槽の深さは50センチメートル程度、エプロンの高さは40～45センチメートル程度）とすること。なお、浴槽は床よりも一段低いところに設置されることが多いが、内外段差は小さい方が姿勢が安定する。 ・車椅子使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台等（取り外し可能なものでよい）を設けるなど配慮する必要がある。 ・シャワー及び水栓を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ・シャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、水栓はレバース式等操作のしやすいものとする。 ・手すりは、一連の動作が円滑にできるよう連続して設けるなど配慮すること。 ・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、1段の場合は、75～85センチメートル程度とする。 ・原則として、断面が円形（直径3～4センチメートル程度）か楕円型とすること。 ・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。 ・手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	・給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。 ・手すりは出入口から水洗器具まで連続して設ける。	図1 図4 図5 図9
(3) 空間の確保	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	・浴室室内で車椅子使用者が回転できるスペース（径150センチメートル以上）を確保すること。		図5 図9

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(4) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 ・ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。		図 1 図 4

図1 浴室の整備例

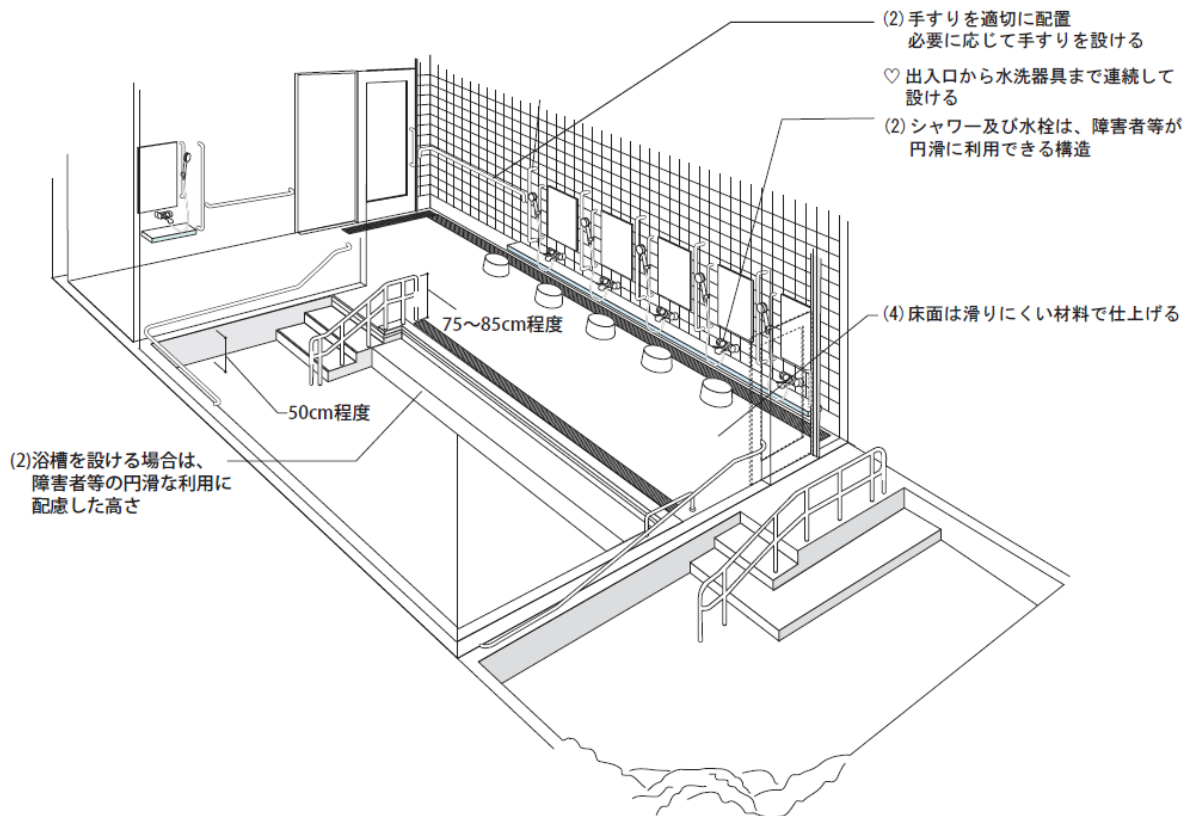


図2 平面図

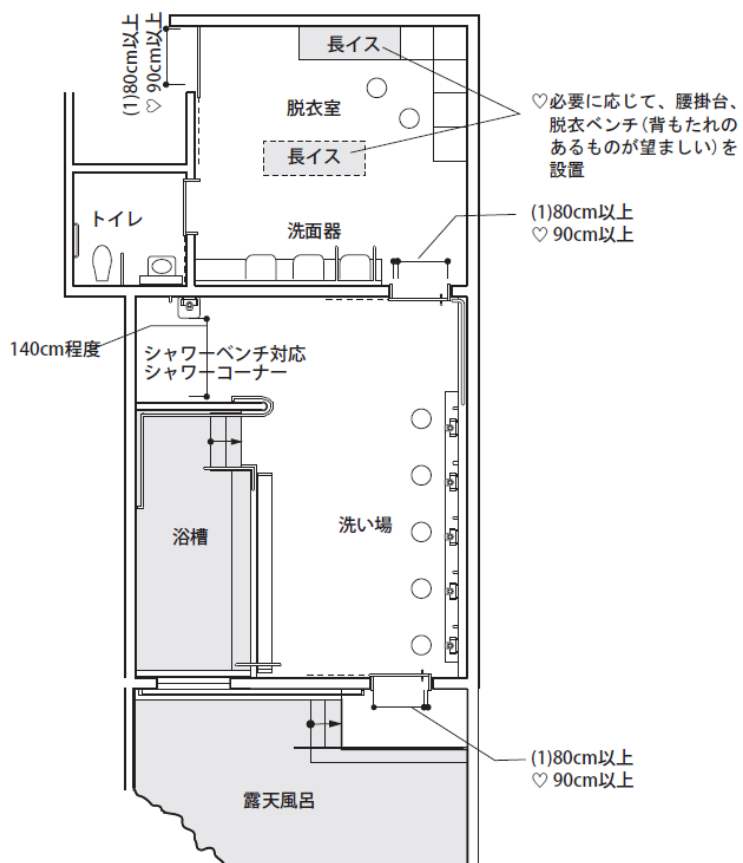


図3 洗面台（脱衣室）の設計例

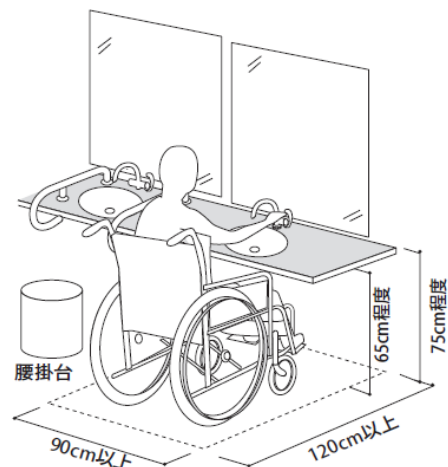


図4 シャワー室の整備例

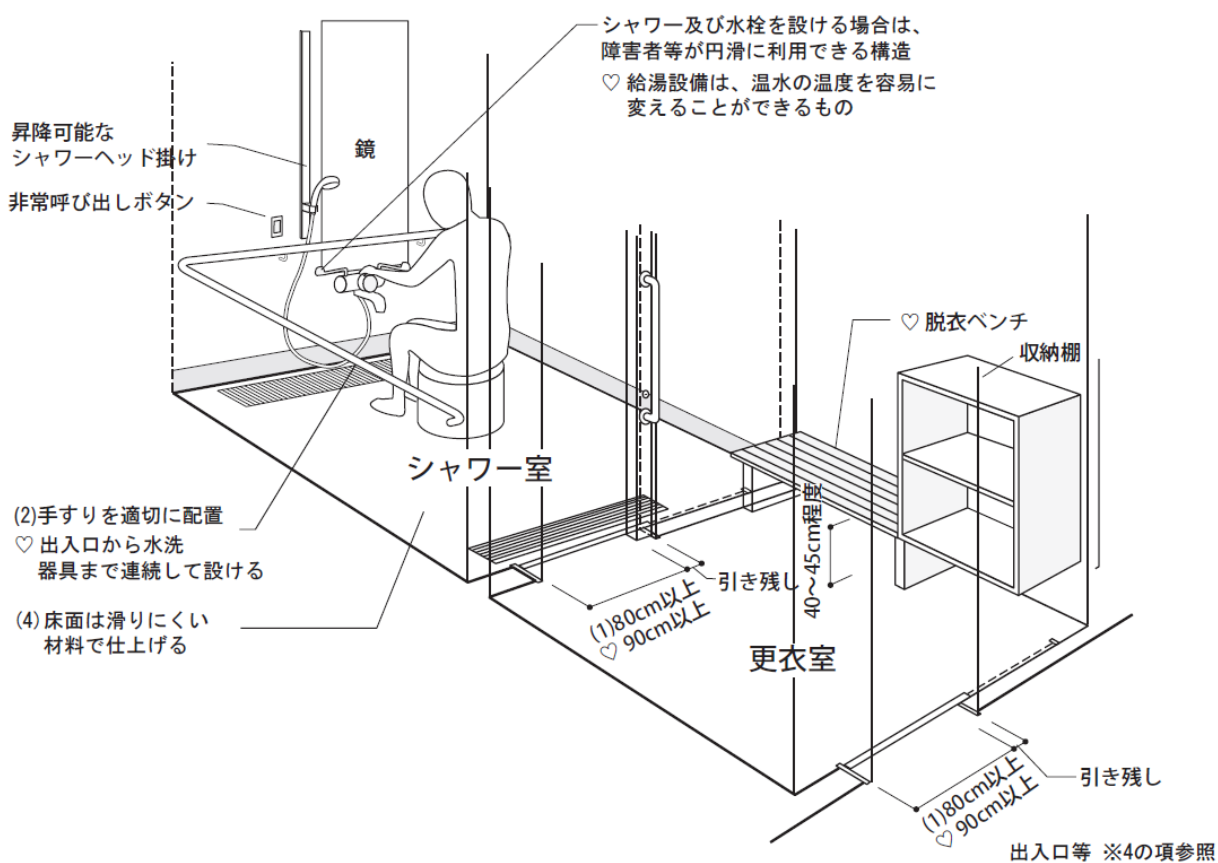


図5 平面図

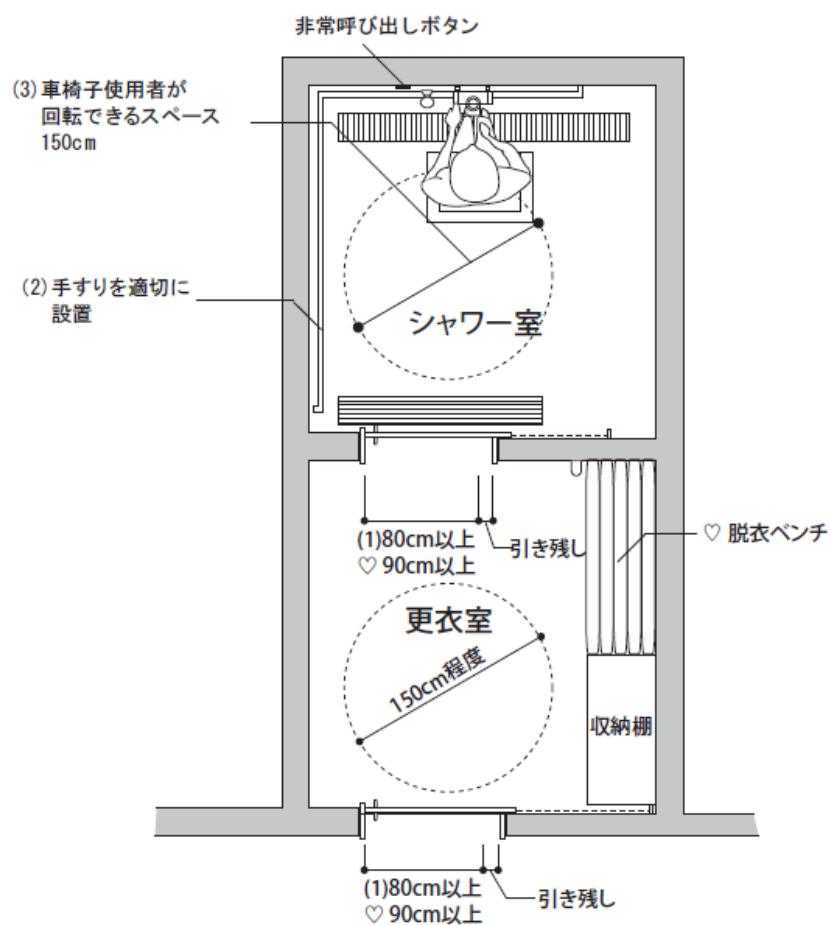


図6 水栓及び手すりの高さの例

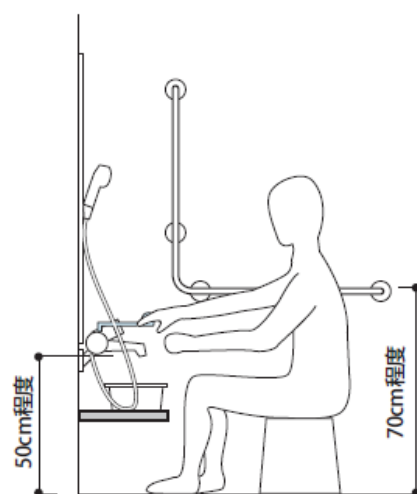


図7 シャワー室等の配置例

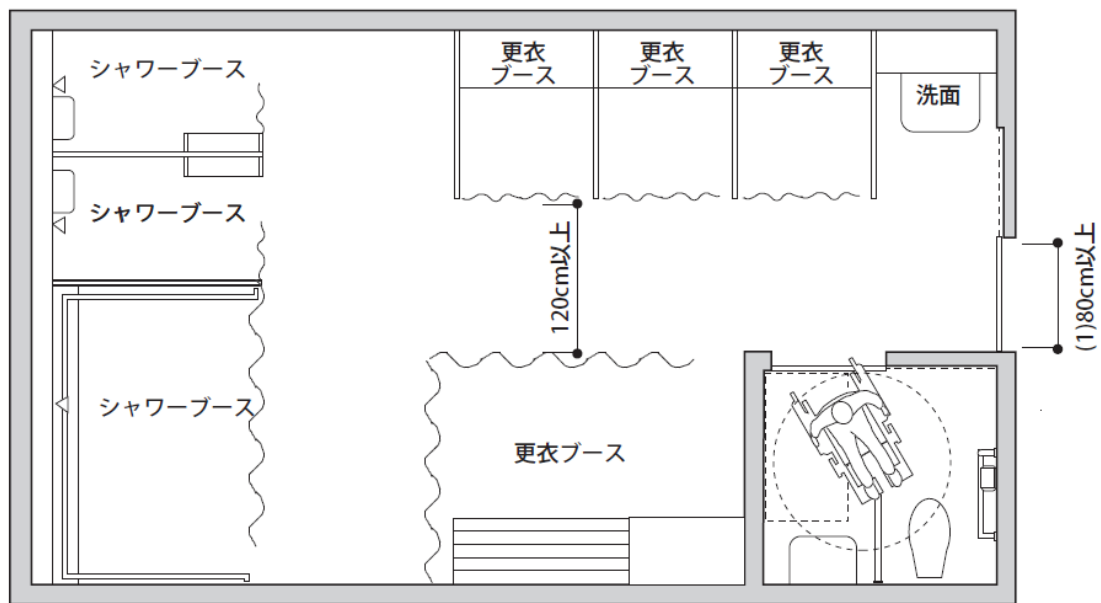


図8 高齢者・障害者等に使いやすいシャワー器具の例

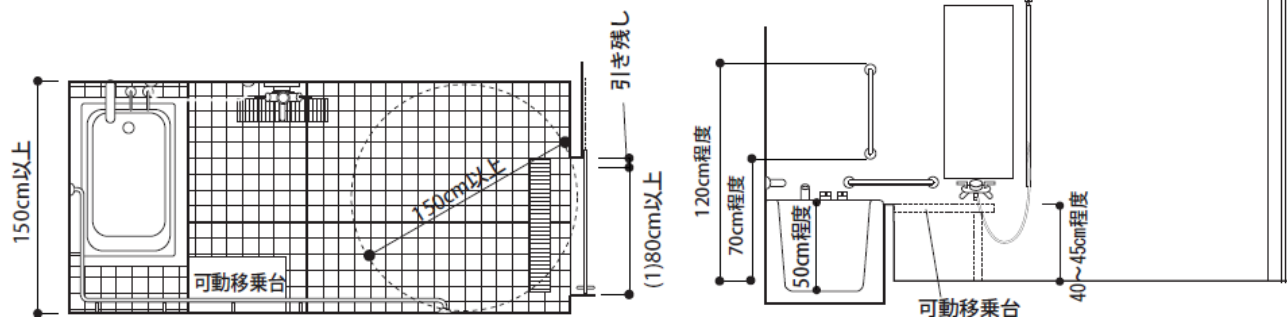


可動式シャワーベンチ



シャワーチェア

図9 車椅子使用者も利用しやすい家族向け浴室の設計例



1 建築物

1-10

客室

●基本的な考え方

- ・利用者の休憩若しくは宿泊に供する客室等を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を一定数以上整備する。
- ・高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難を考慮して、避難上有効な廊下又は階段に接近して設ける。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者の緊急時の対応として、視覚・音声伝達設備の設置や誘導職員の適正な配置を行う。
- ・宿泊施設の職員は、高齢者や障害者への対応方法に関する知識の習得に努め、利用者に安心してくつろげる施設を提供する。
- ・車椅子使用者用客室以外の一般客室についても、本項の基準を参考とし、より多くの高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 客室数の合計 車椅子使用者用客室 ～ 100 室1室 101 ～ 200 室2室 201 ～ 300 室3室 301 ～ 400 室4室 401 ～ 500 室5室		別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設及び宿泊施設のことである。	・車椅子使用者用客室はホテル又は旅館の客室数の合計に応じ、次のとおりとする。 200 室以下の場合⇒50 分の 1 以上 200 室を超える場合⇒100 分の 1+2 以上 ・視覚障害者や聴覚障害者に配慮した構造の電話機、ファクシミリ、客室タブレット端末等を設置する。・非常呼び出しボタン、フラッシュベル（ドアノック等の音を感じて、受信機器の光の点滅や振動等により、視覚情報や体感情報等として変換する装置）などの緊急通報装置を室内に設ける。	
(1) 出入口の構造	出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1 の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。		・有効幅員は 90 センチメートル以上とする。	図 1 図 5 図 6 1 の項参照
(2) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。		・客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等を車椅子の座面(40～45 センチメートル程度)と同程度の高さとする。	図 1
(3) 手すりの設置	必要に応じて、手すりを設けること。		・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には、面取りをする、保護材を設ける等の対応をとる。	図 1 図 7
(4) 客室の広さ	車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。			
(5) ベッドの高さ	ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。			図 1 図 3

図1 客室の整備例

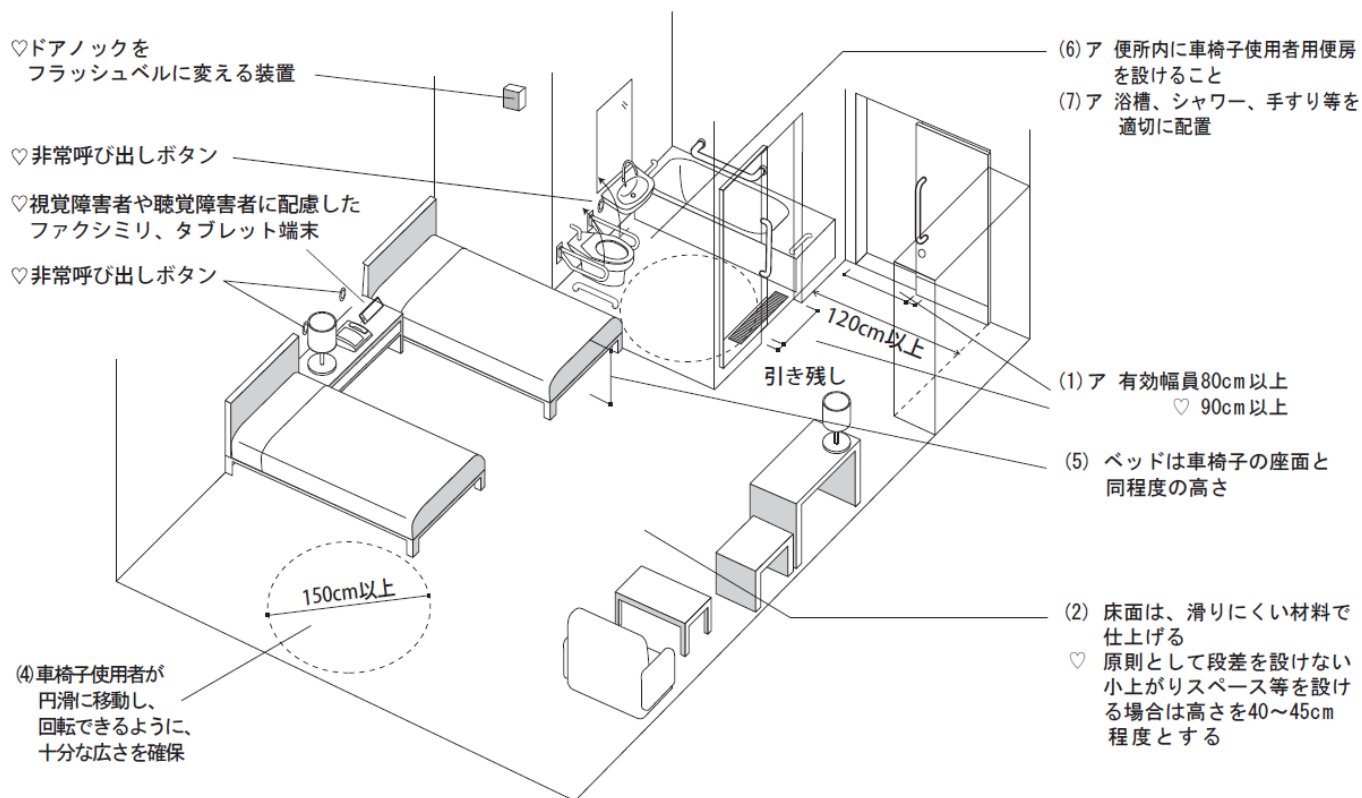


図2 浴室の設計例

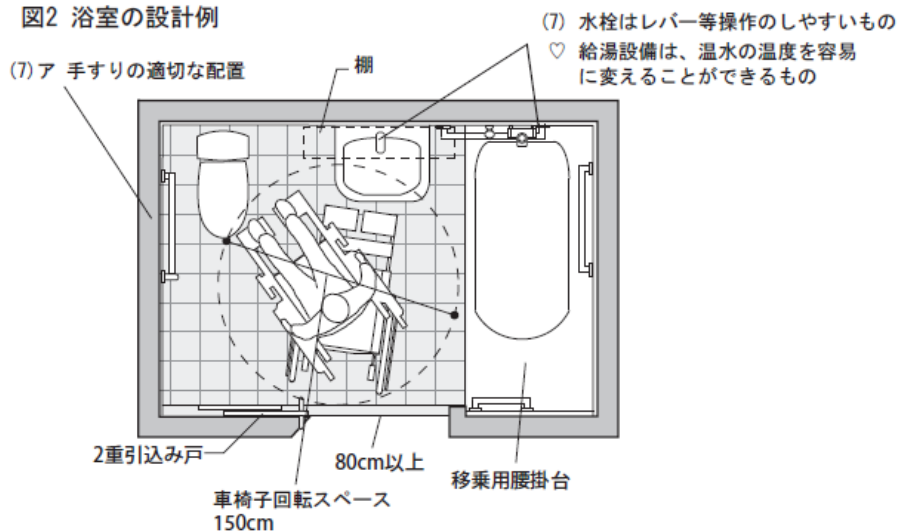


図3 ベッドまわりの寸法例

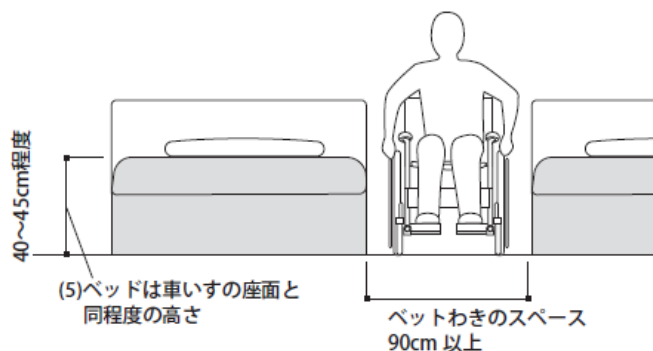
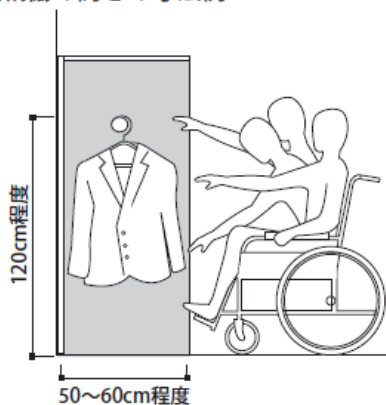


図4 収納棚の高さの寸法例



整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(6) 便所の構造	便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に8の項(1)に定める構造の便所を設ける場合及び同表10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(アに定める便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 ア 便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 (7) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保すること。 イ アに定める便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (7) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	8の項(1)アに定める車椅子使用者用便房ほどの床面積までは要求しないが、少なくとも車椅子に乗ったまま進入し、利用できる構造とすること。	図1 8の項参照
(7) 浴室の構造	浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、(6)イに掲げるものであること。 エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・シャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。 ・床面は、滑りにくい仕上げとすること。 ・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足をとられたり、車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。 ・必要に応じて手すりを設けること。 ・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、1段の場合は、75～85センチメートル程度とすること。 ・原則として、断面が円形(直径3～4センチメートル程度)か楕円型とすること。 ・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。 ・手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	・給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。 図1 図2

図5 外開き戸の場合

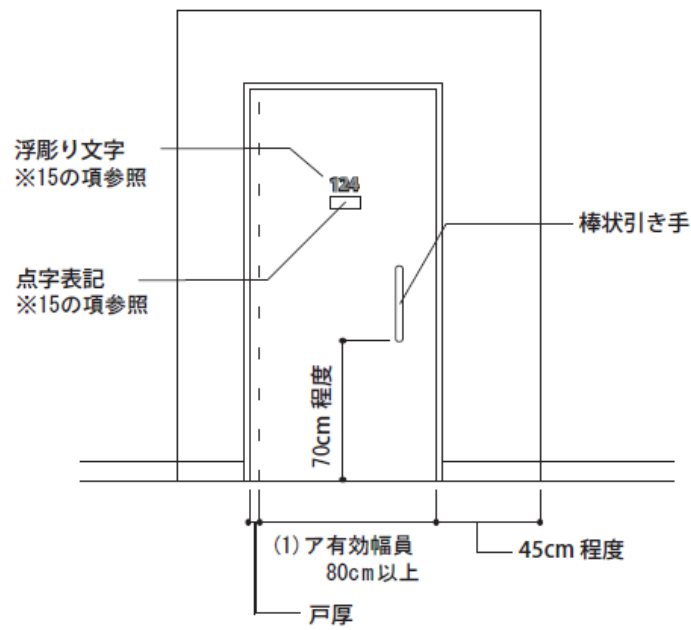


図6 平面図

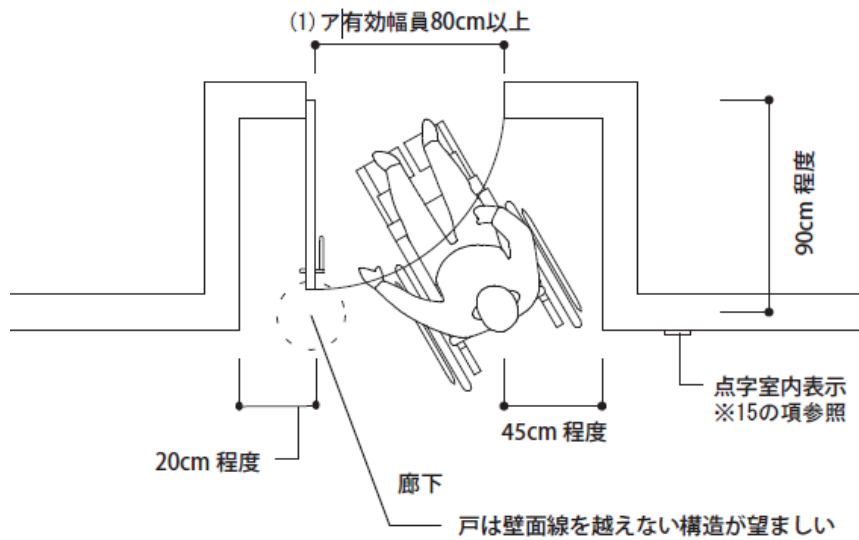
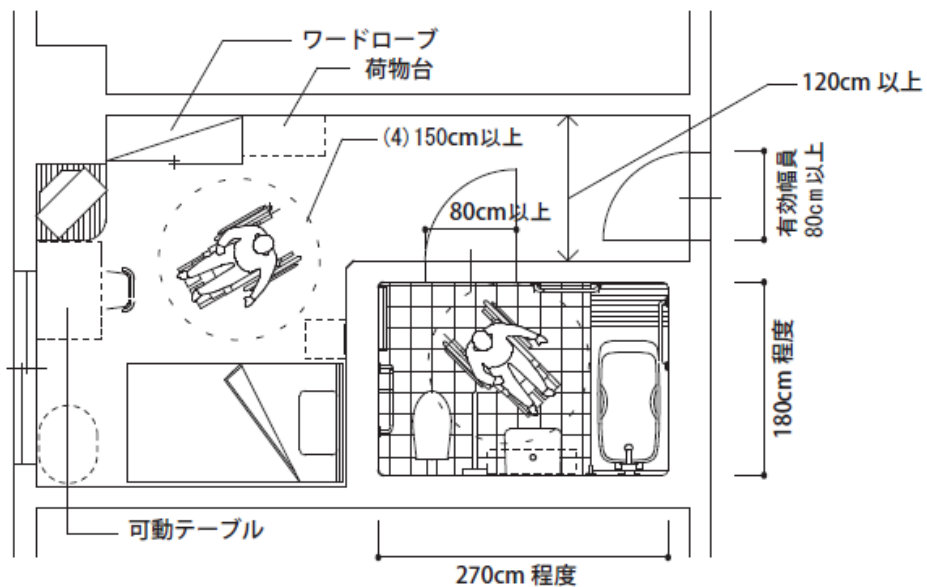


図7 シングルルーム例



1 建築物

1-11

客席及び舞台

●基本的な考え方

- ・利用者の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台への移動経路を確保する。
- ・客席の計画にあたっては、高齢者や障害者等が友人や家族とともに利用できるような配慮する。
- ・客席は、避難出入口が円滑に利用できる位置とし、利用者が客席を選択できるように配慮する。
- ・聴覚障害者のための集団補聴装置、字幕等について配慮する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、当該公共的施設に設ける客席及び舞台ごとに次に定める構造とすること。		・公共的施設において客席及び舞台を設置する場合にあっては、11の項に定める構造とすること。	
(1) 車椅子使用者用客席の設置 次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を2（客席数の合計が400席を超えるときは、客席数の合計に200分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。こと。 ウ 車椅子使用者用客席に至る通路は、5の項(2)アからウまでに定める構造とすること。	客席数とは、床に固定された椅子を有する席数をいい、移動可能な席、スタッキングチェア等は含まない。 客席数の合計 車椅子使用者用客席 ～ 400 席 2 席 401 ～ 600 席 3 席 601 ～ 800 席 4 席 ・車椅子のJIS規格における最大寸法（全幅70センチメートル、全長120センチメートル）に余裕幅を加えたものだが、可動式の席に車椅子使用者用客席を設けた場合はこの限りでない。 ・同伴者席は、車椅子使用者用客席に隣接して設ける。（客席スペースや構造により隣接できない場合はできるだけ近接した位置とする。） ・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車椅子使用者の通行の支障とならないよう配慮すること。	・車椅子使用者用客席は客席数に応じ、次のとおりとする。 100以下：2 100超 200以下：2％ 200超 2,000以下：1％＋2 2,000超：0.75％＋7 ・車椅子使用者用客席は、車椅子使用者が選択できるような、2か所以上の異なる位置（異なる階、水平位置）に分散して設ける。 ・取外しができる客席を設け、様々な状況に対応できるようにする。 ・乳幼児同伴者や発達障害者等が安心して観覧するために配慮された区画（センサリールーム、親子席ブース等）を設置する。 ・車椅子使用者用客席は車椅子使用者の目線を確保するなど観覧しやすい位置に設ける。	図1 図2 図3 図4 5の項参照
(2) 舞台への経路	障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ1以上確保すること。 ・障害者等が容易に舞台上がれるよう、傾斜路や昇降機の設置等により経路を確保すること。 ・舞台上がる経路には、転落防止措置を講ずること。 ・楽屋においても障害者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の円滑な経路を確保すること。		図1

図4 ♡ 車椅子使用者の目線の確保（サイトラインの例）

（国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（令和3〔2021〕年3月）P2-205を参考に加工）

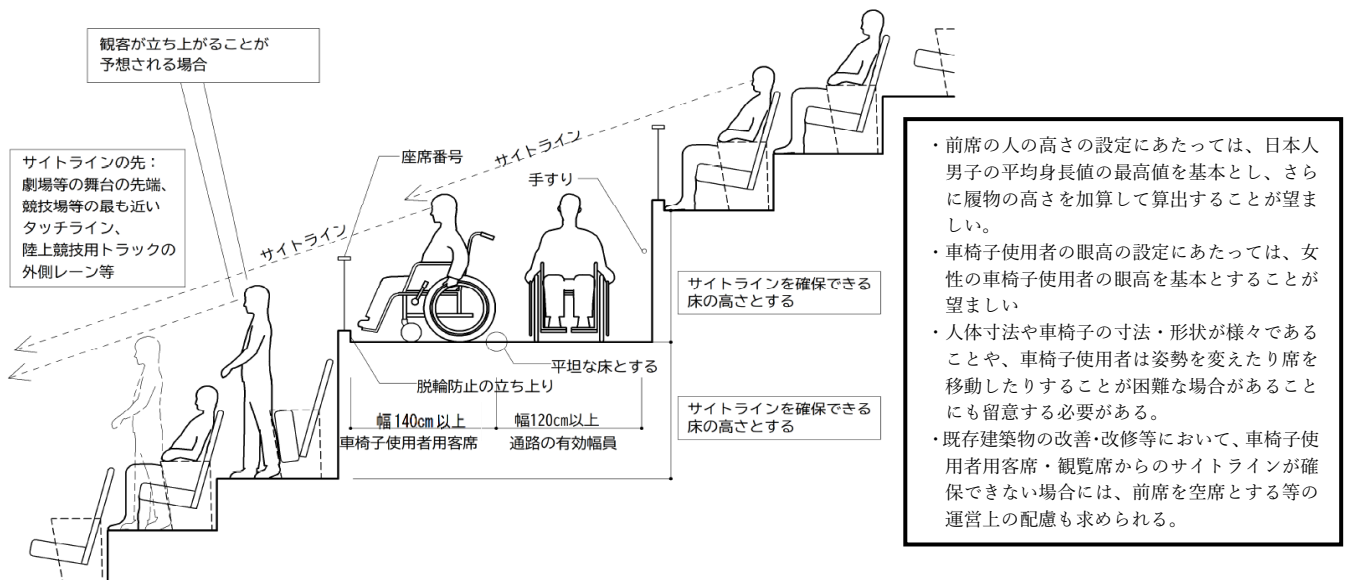


図1 席及び舞台の整備例

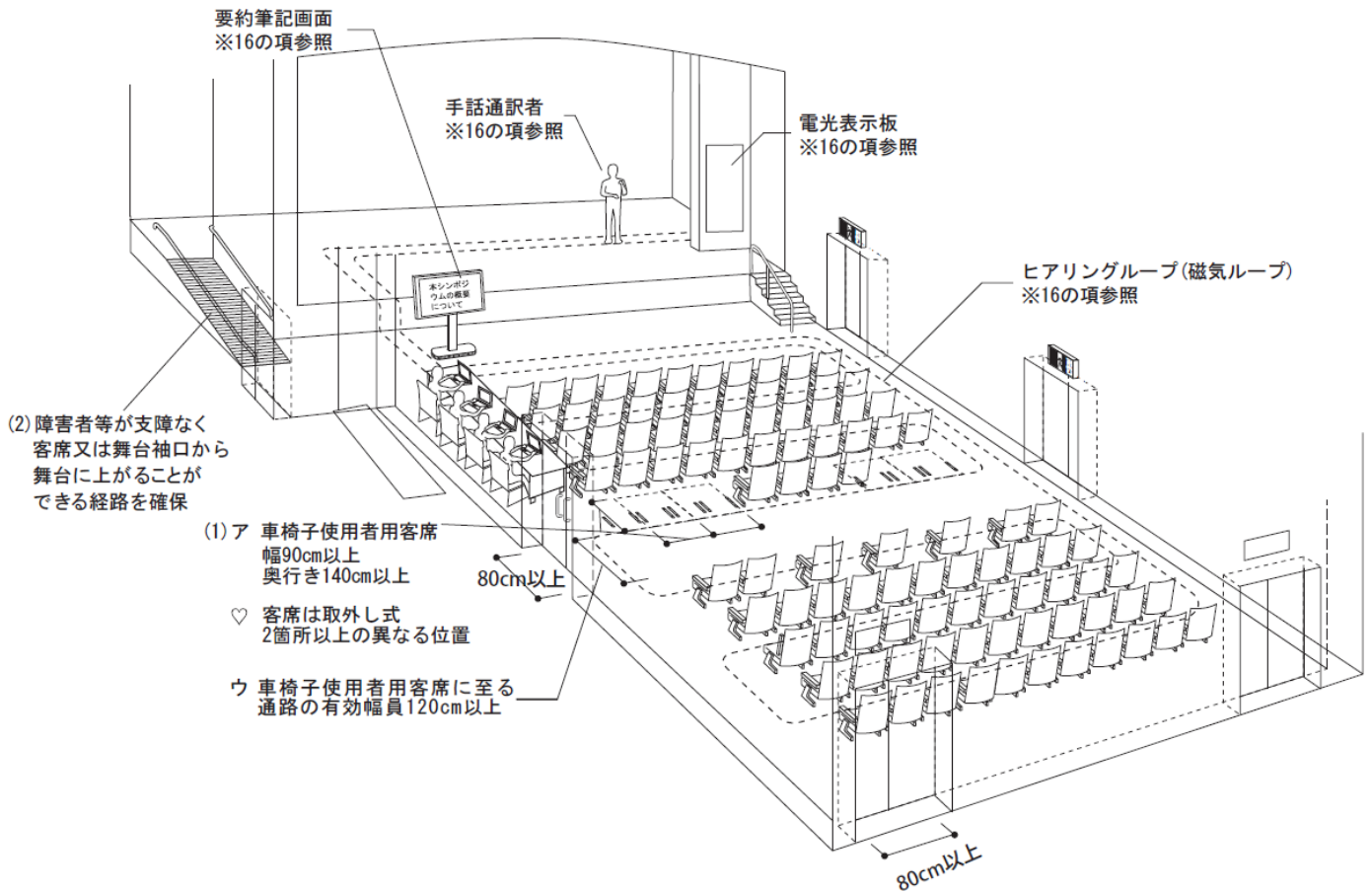


図2 センサリールーム、親子席ブース等の例

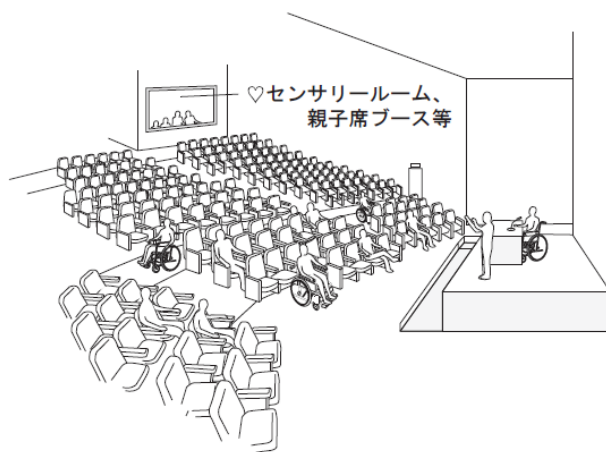
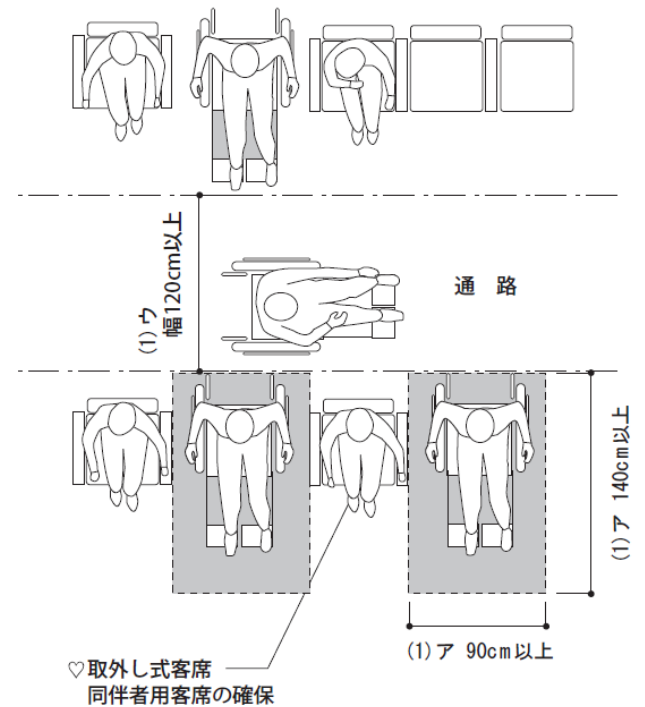


図3 車椅子使用者用客席等の寸法例



1 建築物

1-12

標識及び案内設備

●基本的な考え方

- ・案内板及び案内表示等を設ける場合は、高齢者、障害者等が、建築物を円滑に利用できるような表示する。
- ・案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声・振動情報伝達設備など適切に設ける。

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(1) 車椅子使用者用駐車区画等の標識の設置	「8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所」とは、個別機能を備えた便房を有する各々の便所をいい、車椅子使用者用便房内に介助用大型ベッドを設置している場合には、その旨の記載も必要となる。 ・標識は、障害者等の見やすい位置に設けること。 ・当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。 ・車椅子使用者用駐車区画の表示は、区画内の路面及び立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。 ・エレベーターの標識は各階に表示すること。ただし、エレベーターの配置を容易に視認できる場合はこの限りでない。	・公共的施設において標識及び案内設備を設ける場合にあっては、12の項に定める構造とすること。 ・JIS Z8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン2021によるほか、標準化された図記号を用いる。	図1 図2
(2) 案内板その他の設備の設置	障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 ア 建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舍の用に供するものに限る。）、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共施設を除く。（2）において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、	・案内板付近には触知図等を設置する。 ・知的障害者に分かりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行う。 ・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせ案内する。 ・同一建築物内においては、案内板、表示板等のデザインは、統一する。	図3 図4 図5

図1 可動しやすい専用駐車場案内板



図2 車椅子使用者用駐車区画の例



図3 案内板の例

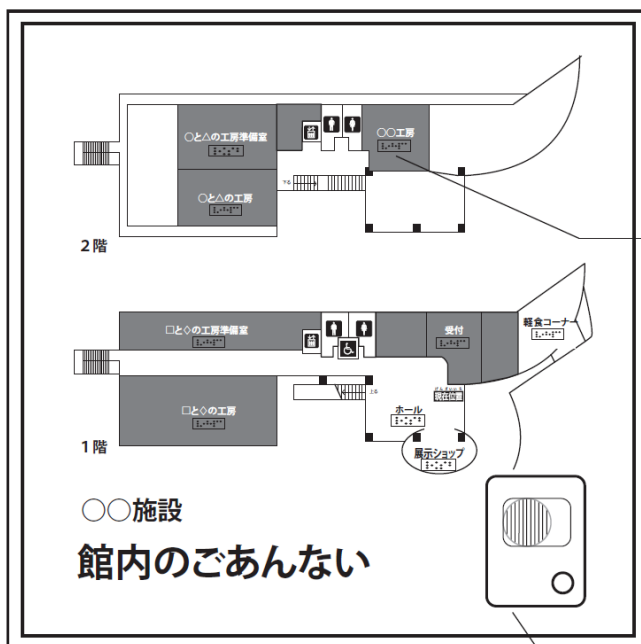


図4 案内板の高さ

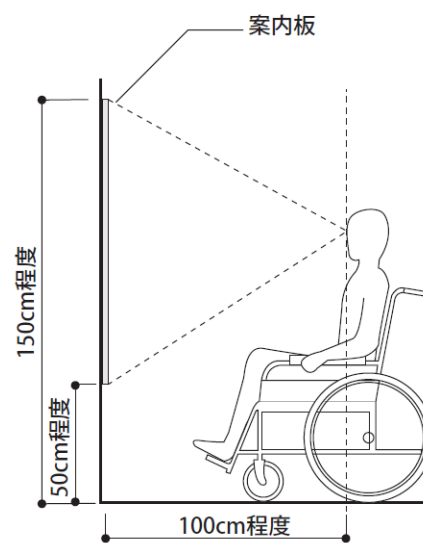


図5 案内板の設置例

照明は十分な照度を確保

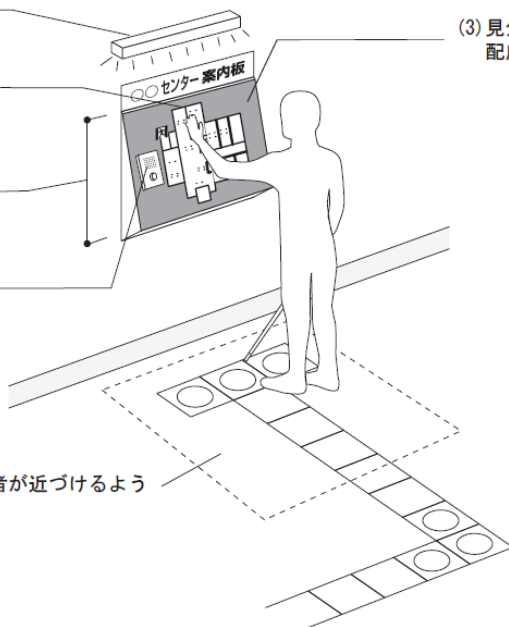
♡ 触知図又は点字案内板
(墨字と点字を併記)

高さは床面より
50～150cm程度の範囲

インターホン
※15の項参照

案内板の周辺に車椅子使用者が近づけるよう
十分なスペースを確保

(3) 見分けやすい色の組み合わせ等に
配慮する。



整備基準	解 説	望ましい水準	備 考
	8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等(条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。)以外の公共的施設にあっては、点字)により視覚障害者に示すための設備を設けること。		
(3) 明度差等の確保	(1)及び(2)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。	「表記内容について色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて」とは、標識や案内板において、障害者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを示す文字や図記号、区画表示等が、背景色と対比して視認しやすいものであることをいう。 ・見分けやすい色の組合せについては、次の項目について、適切な方法により確認すること。 ①見分けにくい色の組合せ(赤と黒、赤と緑、緑と茶色、黄緑と黄色、紫と青、赤と茶色、水色とピンク色など、パステル調どうし、蛍光色どうしの色の組合せなど)がされていないこと。 ②上記によりがたい場合は、文字や図記号の併記又は色と色との境界への縁取りなどの措置がとられていること。 ・「適切な方法」とは、案内板の種類や想定される利用者、表示内容、情報量、色使いの多寡に応じ、目視、白黒コピー、シミュレーションソフト、利用者の意見聴取の実施等をいう。 「上記によりがたい場合」とは、従前より情報として用いてきた色を変更することが難しい場合等の対応をいう。 (参考) ・色の選択 視認しにくい色：濃い赤(⇔朱墨の色、オレンジ)、黄緑色、暗い緑(⇔青みの強い緑)、青紫(⇔赤紫)、黄色や水色(細い線や小さい字の時) ・組合せ：暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比	図3 図5

カラーバリアフリーチェックリスト

作成した案内サインなどをチェックしてみましょう

1. 文字の見やすさ

チェック

文字と背景に明度差があるか。ない場合は縁取りがあるか。	
-----------------------------	--

2. ピクトグラムの見やすさ

ピクトグラムと背景に明度差があるか。ない場合は縁取りがあるか。	
---------------------------------	--

3. 赤色による強調

地図の現在地など赤色を使って強調する場合、橙寄りの赤にしているか、又は吹き出し表現など形状で強調しているか。	
文章の中で赤文字で強調する場合、橙寄りの赤にしているか、又は下線を引くなど色以外の方法で強調しているか。	

4. 色の塗り分け

地図の緑地、水系など塗り分ける場合、推奨配色セットを使っているか、又は模様などで区別できるようにしているか。	
地図で凡例を使う場合、白黒コピーやシミュレーションツールで画像変換しても対応ができるか。	
離れた位置のサイン同士を色で関連づけるときは、色以外のアイコンなどを併用しているか。	
複数の色を使って情報を伝える場合、設置場所の照度を考慮したか。	

5. 電光掲示

赤や緑、黄色のランプ等、色を使い分けて情報を伝えようとしていないか。伝えようとしている場合、色覚障害者による評価を受けているか。	
--	--

詳細は、神奈川県「カラーバリアフリー色使いのガイドライン・サインマニュアル Ver. 2」（平成 30 年 6 月）

(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28472/signpdf.pdf>)

【参考】推奨配色セット (<https://jfly.uni-koeln.de/colorset/>)

『カラーユニバーサルデザイン推奨配色セットガイドブック』第2版

発行年：2018 年 発行者：カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット製作委員会

1 建築物

1-13

誘導設備

●基本的な考え方

- ・ 非常時における誘導用設備は、高齢者や障害者等の利用特性を考慮し、円滑な避難誘導が行われ、安全に建物外部に出られるように配慮する。
- ・ 特に、高齢者や車椅子使用者の場合は、移動しやすい避難通路の確保、視覚障害者や聴覚障害者については、視覚及び音声を利用した誘導案内を設ける。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。				
(1) 非常口の構造	非常口とするものについては、段を設けないこと。	雨仕舞等による段差は、段と見なさない。		図 1
(2) 非常口等における点滅灯等の設置	非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。			図 1 図 2 図 3 図 4
(3) 一斉放送設備	一斉放送できる設備を設けるよう努めること。			

図1 誘導設備の例

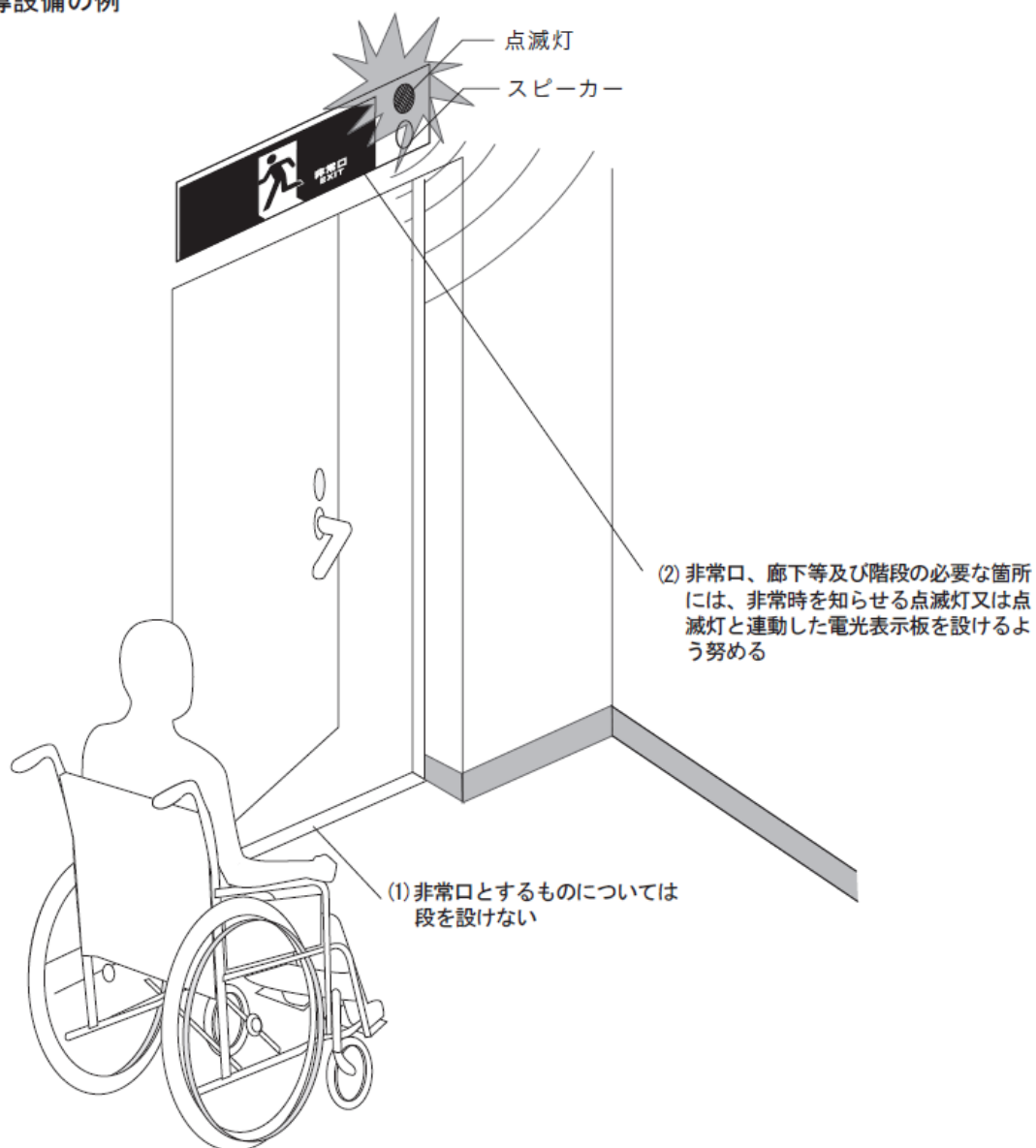


図3 電光表示板の例



図2 情報点滅灯の配置例

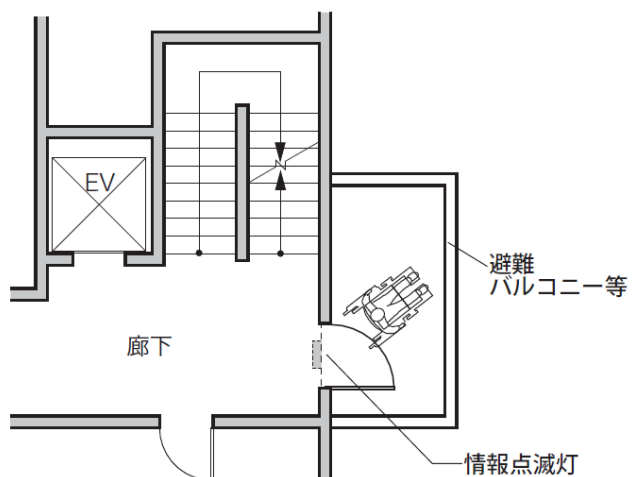
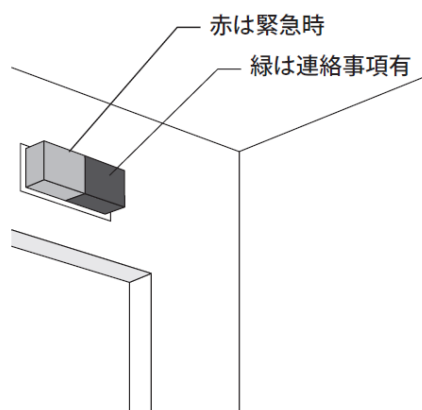


図4 情報点滅灯の例



【コラム】 災害発生時等の避難誘導

災害発生時等において、障害者等の要配慮者は自力での避難が困難な場合があります、要配慮者によって誘導の方法が異なる点にも留意しつつ、安全かつ速やかに避難誘導することが望まれます。

そのため、施設管理者は、避難者の中に要配慮者がいることを想定した避難誘導計画を策定するとともに、非常時にスムーズな対応を行うため、平時から避難者の中に要配慮者がいることを想定した避難訓練を実施することが必要です。

共通事項

要配慮者	・ 非常事態、避難に関する情報は、文字と音声で複数回繰り返し放送する。 ・ 援護する者は、情報伝達を行う際、具体的に分かりやすく、ゆっくりとした口調で伝える。 ・ 援護する者は、避難誘導を行う際、まず相手に声をかけ、自分が誰であることを伝えてから用件を伝える。
------	--

障害別事項

高齢者・ 肢体不自由者・ 内部障害者	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるので、状況によっては車椅子やストレッチャー等の移動用具を使用した避難誘導を行う。 ・ 移動用具が確保できない場合には、おんぶ紐でおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。
車椅子使用者	・ 援護する者は、車椅子で段差を越えたり、後ろ向きに進めるなど、移動方法を変更するときは、必ず本人に今からどのような動きをするのか伝えてから行う。 ・ 階段を避難するときは、2人から3人で車椅子を持ち上げてゆっくり移動する。
視覚障害者	・ 援護する者は、まず周囲の状況を説明した上で避難誘導を行う。
聴覚・言語障害者	・ 外見から障害があることの判断が難しい場合があるため、本人から救助を求めやすいよう、援護する者は、懐中電灯等を用い、視覚的に援護する者であることをアピールする。また、聴覚・言語障害者からの笛や携帯電話の呼出音など音の発信等による救助の求めがある場合は、これに応じる。 ・ 援護する者は、手話による会話、メモや携帯電話画面等への文字の記載、コミュニケーションボード、身振り等により情報伝達や援助を行う。
知的障害者・ 精神障害者・ 発達障害者	・ 情報収集や状況の把握がうまくできない場合があるので、具体的に分かりやすく絵、図、文字等で伝える。 ・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 (声のかけ方) ・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。[知的] ・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つように声をかける。[精神・発達] ・ (不安から大声を出したり、異常な行動をした場合の対応) ・ 大騒ぎしたり、叱ったりしないようにする。[共通] ・ 発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。[知的] ・ 妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相槌を打つ程度に留める。[精神]
妊婦	・ 精神的動揺により状態が急変することがあるので、状況によっては車椅子やストレッチャー等の移動用具を使用した避難誘導を行う。 ・ 妊娠中後期では、お腹で足元が見えない、身体が思うように動かず足元がおぼつかないことがあるため、援護する者が先導し、一緒に行動する。
乳幼児同伴者、 幼児・児童	・ 援護する者は、保護者と乳幼児、児童がはぐれていないか確認し、災害の状況や避難所等の場所を伝える。 ・ 乳幼児、児童の保護者が近くに見当たらない場合、援護する者は、努めて冷静な態度で接し、抱くあるいは手を引くなどして移動する。
外国人	・ 日本語で情報を理解したり、伝達することが十分できない場合があります、特に災害時の用語などが理解できない場合があるため、援護する者は、絵、図、身振り等で状況を知らせたうえで先導し、一緒に行動する。

※兵庫県「福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き」P.Ⅳ-5・6 を参考に加工

施設の円滑な利用のための支援に関するチェックリスト

障害者等が施設を円滑に利用するためには、施設整備と合わせて、その施設・設備の利用に関する支援を行うことが重要です。
以下の項目について、定期的にチェックをしてください。

1. 分かりやすい情報伝達（館内放送など）

チェック

文章表現は誰でもわかりやすい平易なものとしている。	
---------------------------	--

2. 分かりやすい表示方法

施設の案内板やホームページなどで、障害者等が円滑に利用できるよう整備された施設・設備 ^(※) の情報を、分かりやすく表示している。（平易な文字、標準化されたピクトグラム等） （※）バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車区画等、エレベーター 等	
---	--

3. 意思疎通手段の確保

多様な利用者を想定し、手話通訳者配置、筆談用具・コミュニケーションボードの設置、音声案内装置の設置などの意思疎通手段を準備し、実際に利用できる。	
--	--

4. 設備利用方法や適正配慮に関する職員への研修

定期的にユニバーサルデザイン研修を実施している。	
--------------------------	--

5. 非常時に備えた体制整備及び職員への研修

避難経路の表示、避難経路に通行の妨げとなるものを設置しない。	
多様な利用者を想定した誘導手順の整理や避難訓練を実施している。	

6. 適正な配慮についての周知等の取組

障害者等が円滑に利用できるよう整備された施設・設備を真に必要とする方が利用できるよう、利用者に向けた周知・啓発活動等 ^(※) を行っている。 （※）館内放送でのアナウンス、不適正利用を見かけた場合の声掛け・国や自治体施策への協力等	
---	--

1 建築物

1-14

カウンター及び 記載台又は 公衆電話台

●基本的な考え方

- ・カウンター及び記載台若しくは公衆電話台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者の利用に配慮して、高さ、見やすさ、使いやすさに十分配慮する。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第1の8の項に掲げる共同住宅にあっては、この限りでない。			・公共の施設においてカウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合にあっては、14の項に定める構造とすること。	
(1) カウンター等の構造	カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	・蹴込みの一部は、高さ 65 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度とすること。 ・筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮すること。 ・車椅子使用者が利用できるようカウンターの一部は、高さ 75 センチメートル程度とすること。 なお、基準を満たすサブテーブルを設けるなど、備品による対応も考えられる。	・視覚障害者等に配慮し、立位のカウンターを設ける。 ・大型の車椅子使用者の利用に配慮し、蹴込みの高さが 80 センチメートル程度のカウンターを設ける。	図 1 図 2
(2) 公衆電話機の構造	公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	・公衆電話台の高さは、75 センチメートル程度とし、台下の高さを 65 センチメートル程度とすること。 ・ダイヤルやボタンの中心の高さは、100 センチメートル程度とすること。 ・蹴込みの奥行きは、45 センチメートル程度確保すること。 ・音声増幅装置付き電話機を設置するよう努めること。この場合、分かりやすい位置にその旨表示すること。	・必要に応じて、施設の受付等にファクシミリを備える。 (自動販売機等の構造) ・車椅子使用者が接近できるよう十分なスペースを確保し、前面に段や障害物がないように配慮する。 ・操作ボタン、金銭投入・取出口等は、障害者等が円滑に利用できる構造とする。 ・現金自動預入・支払機の操作はタッチパネル式でないものも置くこととし、点字表示も行う。 (水飲みの構造) ・水飲みの構造は壁掛け式とするなどにより下部に車椅子使用者のひざが入るスペース(高さ 65 センチメートル程度、奥行き 45 センチメートル程度)を確保する。 ・給水栓は、光電式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のものも併設する。	図 1 図 3 図 4 図 5

図1 カウンター及び記載台又は公衆電話台の例

- (1)カウンター及び記載台又は公衆電話台の
高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、
かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用
できる構造の蹴込みを設ける

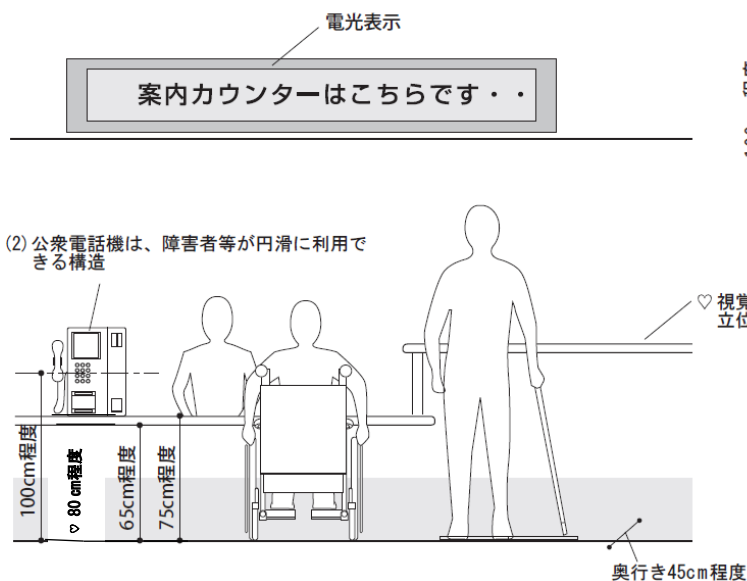
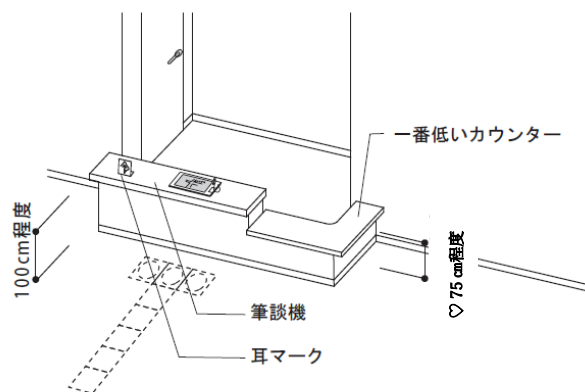


図2 カウンター例



耳マーク
出典：社団法人全日本難聴者・
中途失調者団体連合会



図3 公衆電話台等の設置例

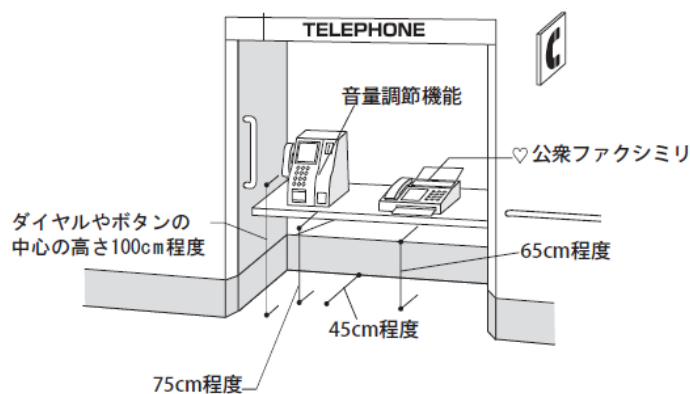


図4 自動販売機等の構造例

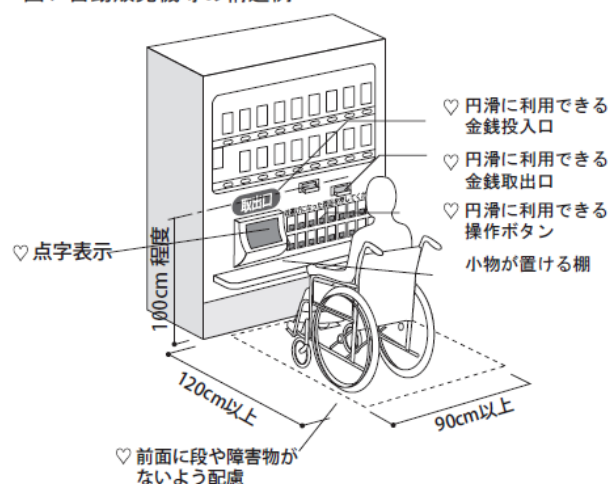
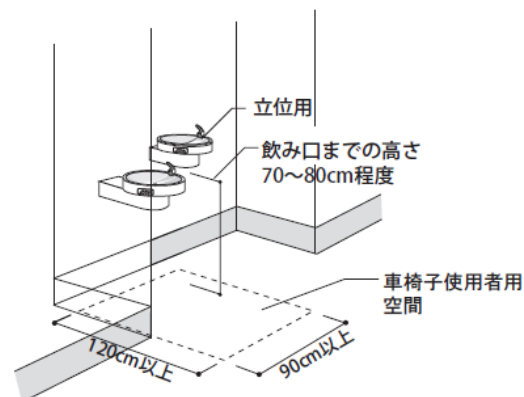
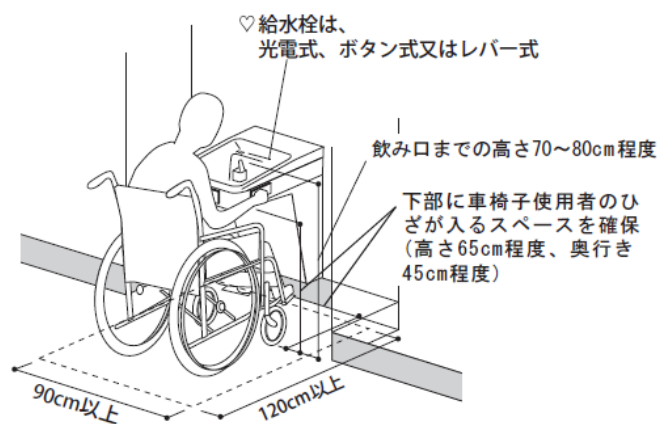


図5 水飲みの構造例



1 建築物

1-15

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

●基本的な考え方

- ・ 視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック等を適切に設ける。
- ・ 視覚に代わる情報伝達方式は、複数の方法を併用して活用する。
- ・ 白杖等の使用者は、歩行中足下から上部の情報が入手しにくい。上部のみに突出した構築物は衝突の危険があるので避ける。

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(1) 主たる経路の視覚障害者誘導用ブロックの敷設等	・敷地内通路は誘導用ブロックを整備する代わりに、インターホンを設置することも考えられる。ただし、出入口の前後など、注意喚起が必要である場所への点状ブロック等の敷設は必要である。 また、道路からインターホンまでの経路には、誘導用ブロックが必要である。	・公共の施設においては、15の項に定める設備を設けること。 ・会議等では、点字資料や録音テープ等を用意すること。	図4 4の項参照 12の項参照
ア 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	(視覚障害者誘導用ブロックの構造) ・形状については、JIS T9251によるものを使用する。 ・色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りではない。 ・十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。 (視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法) ・車椅子使用者やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、構築物等の壁面から通行の支障とならない距離を確保すること。 ・病院や高齢者が入所する福祉施設、幼児が利用する保育所等の施設においては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないようにすること。専ら高齢者等が利用する入所型高齢者施設における誘導措置については、誘導用ブロックを整備する代わりに手すり・音声による案内設備等を設置することも考えられる。 (敷設位置) ・受付等の前に敷設する点状ブロックの位置は、受付等の前端から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 (音声その他の方法) ・音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備とは、音声装置、誘導チャイム、誘導用設備として有効な床面での配慮(突起の高さ2.5ミリメートルの屋内用誘導用ブロック、誘導用マット)等をいう。 (人等による誘導がある場合) ・人等による誘導があるため誘導用ブロックを敷設しない場合は、その旨を表示するよう努めること。	・視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には音声誘導装置を設けること。	図1 図2 図3 図4

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の設計例

図1 音声誘導設備(赤外線等)

手元の携帯装置で受信し、音声で案内情報を得るシステム

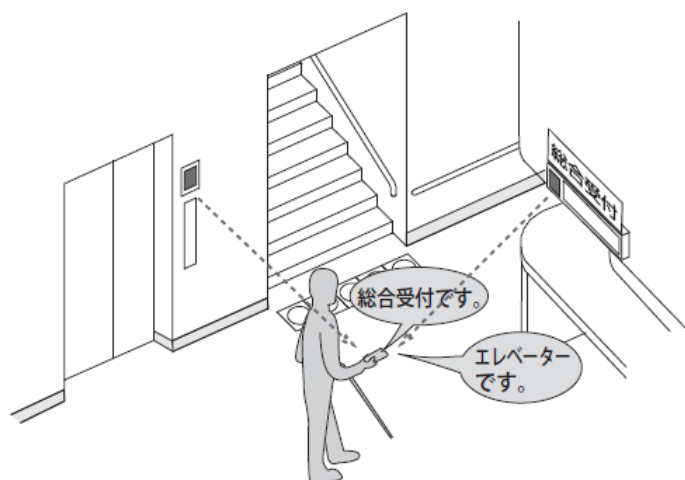


図2 音声誘導設備(電波方式等)

携帯送信機から信号を送信し、要所に設置された装置から音声で案内情報を得るシステム

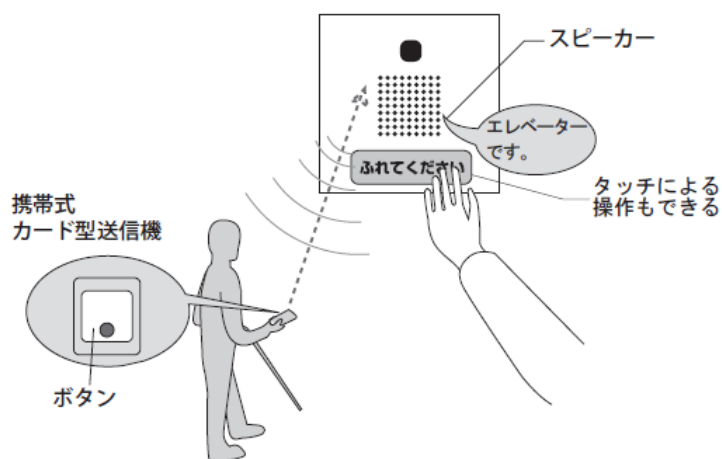
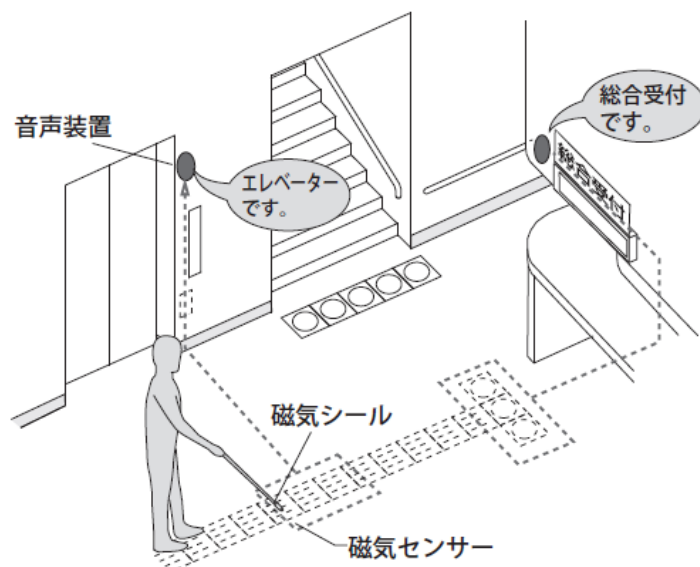


図3 音声誘導設備(磁気方式等)

白杖に巻きつけた磁気シールを要所の視覚障害者誘導用ブロックに埋込まれたセンサーが感知し、音声装置から案内情報を得るシステム



整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
イ 敷地内通路	経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (7) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜（勾配が 20 分の 1 を超えないもの及び高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分		
(2) その他の視覚障害者用誘導ブロックの敷設	次の場所（別表第 1 の 8 の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあつては、ア（6 の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第 1 の 7 の項、8 の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9 の項及び 16 の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない		
ア 傾斜路等の上端及び下端	2 の項に定める構造の傾斜路及び 6 の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分	・ 傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から 30 センチメートル程度離れた箇所とすること。 ・ 階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から 30 センチメートル程度離れた箇所とすること。	2 の項参照 6 の項参照
イ 傾斜路の踊場	2 の項に定める構造の傾斜路の傾斜（勾配が 20 分の 1 を超えないもの及び高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）		2 の項参照
ウ 主要な出入口等の戸の前後	4 の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ 1 以上の主要な出入口等（屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。）又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後		4 の項参照
エ 階段踊り場の上端	6 の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。）		6 の項参照

図4 学校等の整備例

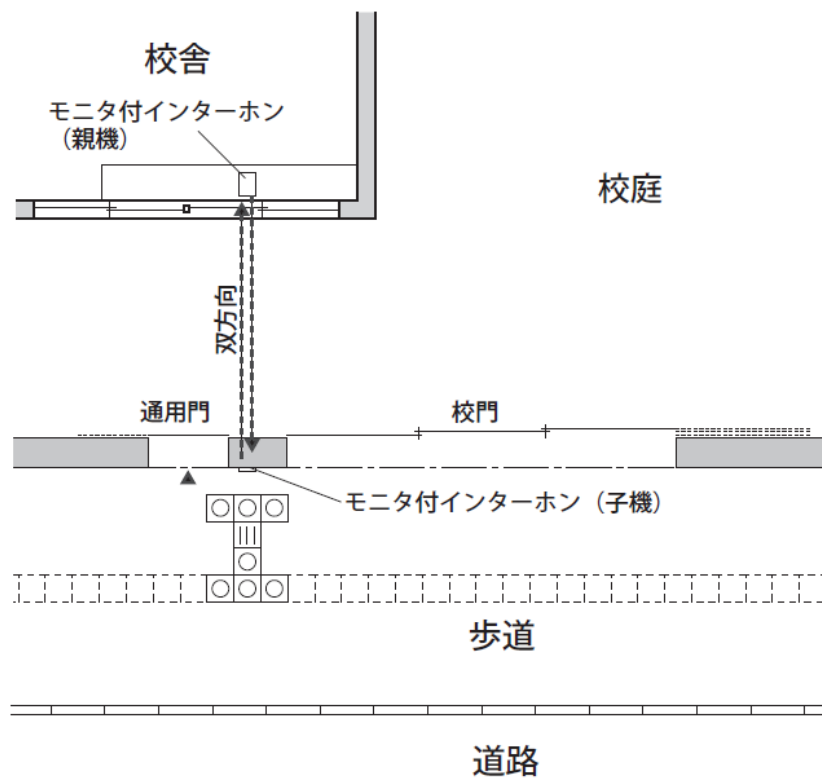
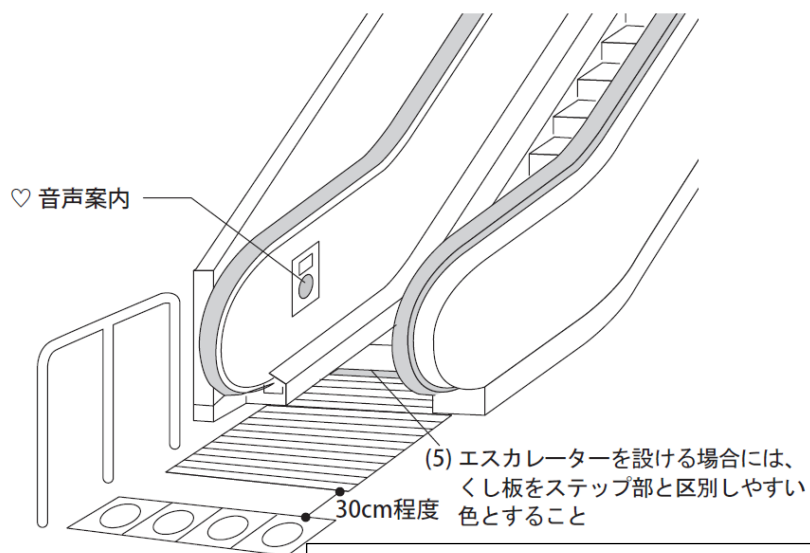


図5 エスカレーターの整備例



<挟まれ防止・障害物への衝突防止のための安全基準（令和6年国土交通省告示第57号）>

- ①誘導柵 : ハンドレール外縁とのすき間は 160mm 以上
- ②転落防止柵: ハンドレール外縁とのすき間は 160～200mm
- ③進入防止用仕切板・登り防止用仕切板
: 外側板とのすき間を 110mm 以下、ハンドレール下面からのすき間を 25mm 以上
- ④踏段上直部の障害物
: 踏段から鉛直方向 2,100mm 以内に障害物（はり、広告体、上階エスカレーター等）を設けない。
- ⑤ハンドレール停止検出装置の設置
: 利用者が転倒しないよう、左右のハンドレールのどちらかが停止したり、速度が異常に低下したエスカレーターの運転を自動的に停止させる装置を設置する。
- ⑥交差部可動警告板
: 交差部固定保護板に近接した位置に取付鎖等で吊り下げ、前縁を円筒形にする。

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
オ エスカレーターの端部等	エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所	・エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始終端部の点検蓋から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 ・エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこと。 (条件) ・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。	・エスカレーターの始終端部では、音声等により視覚障害者等へ注意を喚起する。 ・逆乗り防止のセンサーを設ける。 ・乗降口に誘導柵を設ける。
(3) 手すりへの点字その他の案内設備の設置	2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。	「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 ・手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とすること。 ・点字は、はがれにくいものとする。	2の項参照 5の項参照 6の項参照
(4) 出入口への点字その他の案内設備の設置	8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。	・8の項に定める構造の便所においては、現在位置や構造及び男女の区別があるときは、当該区別を案内すること。 ・10の項に定める構造の客室においては、現在位置及び部屋番号等を案内すること。 ・10の項に定める構造の客室においては、点字による案内設備は、床から中心までの高さを140～150センチメートルとすること。 ・点字は、はがれにくいものとする。	・便所について、和式便器・腰掛便座の別を案内する。 ・集会、案内機能を有する居室（事務室、集会室、相談室など）等を設ける場合は、出入口に点字等により、現在位置及び部屋番号等を表示する。
(5) エスカレーターのくし板	エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。		図5

1 建築物

1-16

聴覚障害者の 安全かつ円滑な 利用に必要な設備

●基本的な考え方

- ・聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるように、文字情報表示を適切に行う。
- ・視覚による情報入手が不可欠なため、見通しのよい空間計画が求められる。
- ・緊急誘導などの情報伝達は、光又は振動などを併用し、かつ連続的に行う。
- ・聴覚障害者の施設利用への対応としては、手話通訳者を適宜配置する。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。			・主要な階段の踊場、廊下・地下街等の曲がり角には必要に応じて衝突を防止するための鏡を設置する。	
(1)(2) 文字情報表示設備の設置	(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設にあっては、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。	「別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設」とは、無床診療所を除く医療施設、公益事業所及び金融機関のことである。 「窓口等」とは、病院、金融機関等において診察や支払い等の順番の呼び出し等を行う場所をいう。 「文字情報を表示するための設備」には、発光ダイオード（LED）や液晶等の電光表示板等が考えられる。 ・あわせて、ソフト面として、筆談ができる備品の整備等がある。		図1
(3)(4) 文字表示設備の設置	(3) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設にあっては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 (4) (3)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよう努めること。	「別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設」とは、官公庁施設、図書館等、動物園等、集会場等及び福祉施設のことである。 「文字を映し出せる機器」には、会議用モニター、パソコンプロジェクター等がある。		
(5)(6) 難聴者の聴力を補う設備の設置	(5) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設（別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げるものに限る。）にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。 (6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。	「別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設」とは、官公庁施設、教育文化施設、福祉施設、運動施設、興行・遊興施設および展示施設のことである。 「難聴者の聴力を補う設備」には、磁気ループ等を利用した集団補聴装置や、FM補聴装置、赤外線補聴装置、字幕、文字情報等を表示する装置等がある。	・音声放送の文字化（字幕等）を行う。	

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
(7) 手話通訳者の配置	別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び4の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。	手話通訳者の配置が困難な場合には、タブレット端末等を利用し、遠隔による手話通訳サービスを提供することも考えられる。 ・その他の公共的施設においても受付を設ける場合にあっては、手話通訳者を配置し、聴覚障害者への対応を図るようにする。	図1

図1 窓口等の整備例

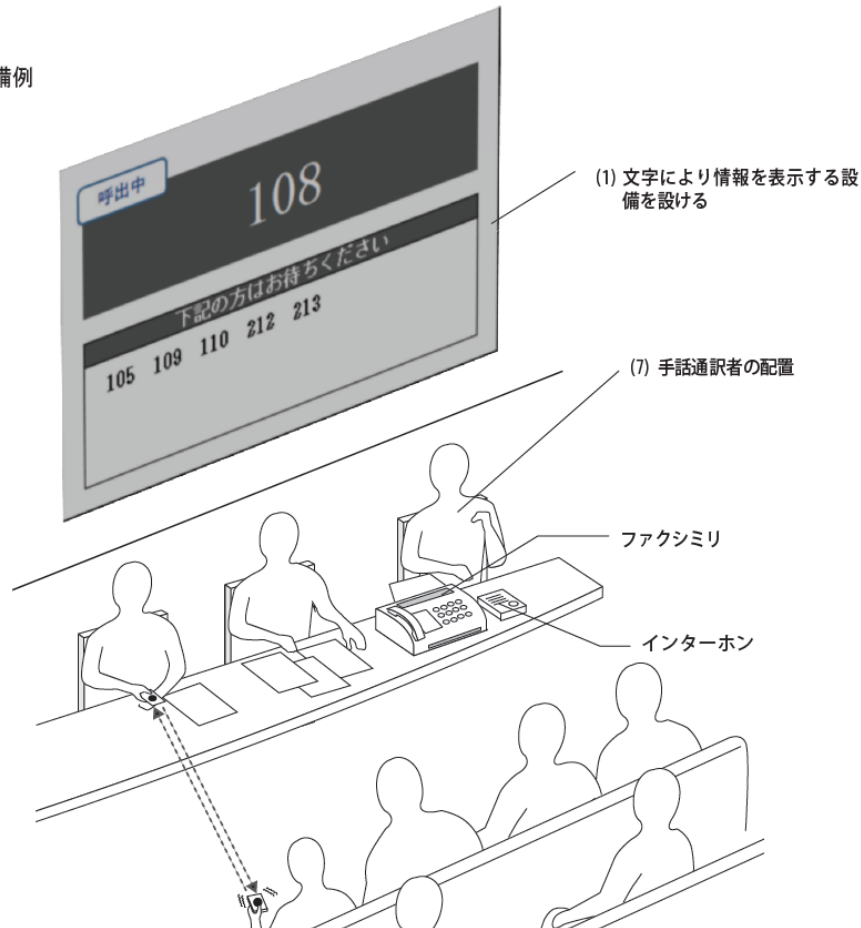


図2 双方向無線・振動呼出器

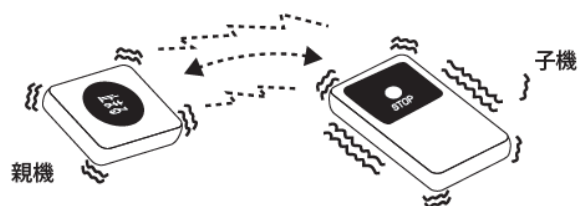


図3 筆談器

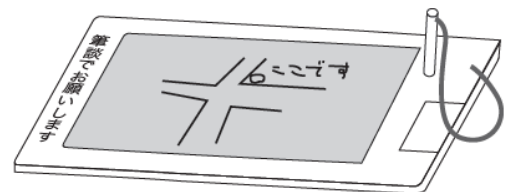


図4 IP Talk を利用した文字情報端末



1 建築物

1-17

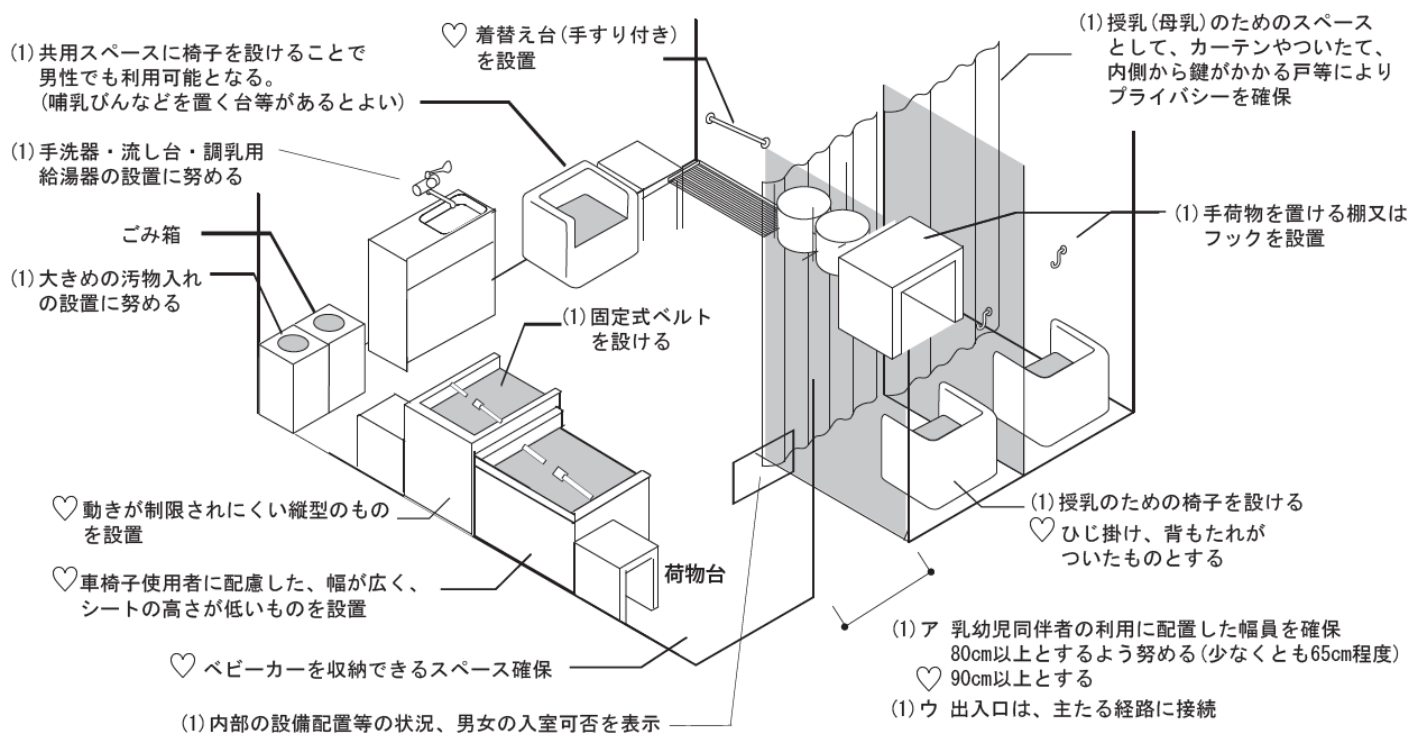
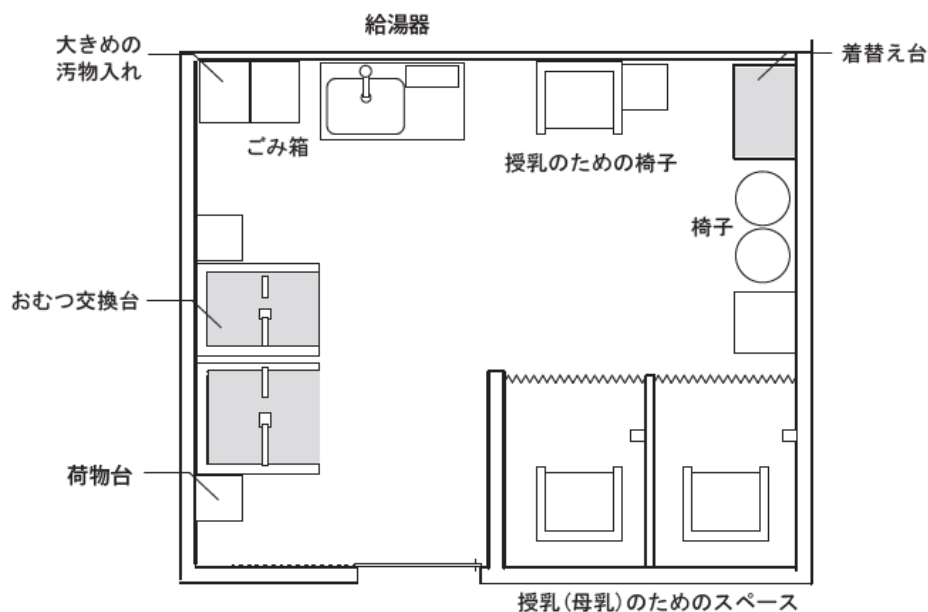
授乳及び おむつ交換場所

●基本的な考え方

- ・乳幼児を連れて者が自由に外出するためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、授乳や、おむつ交換を行うための場所が必要である。
- ・これらの場所には、ベビーカーの円滑な通行等に配慮した空間の確保が必要である。また、保護者には男性、女性両方の場合があることに配慮する。

整 備 基 準		解 説	望ましい水準	備 考
(1) 用途面積が 1,000 平方メートル以上である公共的施設(別表第 1 の 1 の項(事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、2 の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、5 の項、13 の項及び 18 の項(同表 1 の項、2 の項、5 の項又は 13 の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるものに限る。))に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。)にあっては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を 1 以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ 1 以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を 1 以上とする。)設けること。		「2 の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。」「5 の項」「13 の項」に掲げる公共的施設とは、図書館等、動物園等、集会場等、商業施設、運動施設のことである。これらの施設については、原則として「不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するもの」として扱うものとする。 ・授乳及びおむつ交換場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難である場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。なお、省スペースで、工事不要な設置型のものも開発されている。 ・授乳、おむつ替え等の場所の構成・設備配置等は、保護者が男性、女性両方の場合があることに配慮する。 男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示する。 ・手洗器、流し台、調乳用の給湯器を設けるよう努める。	・利用者の利用に配慮して複数設置する。	図 1 図 2
		(授乳のための場所) ・おむつ交換台や椅子を適切に配置し、ベビーカー等の通行に配慮する。 ・カーテンやついたて、内側から鍵のかかる戸(表示プレート付)等によりプライバシーを確保する。 ・授乳のための椅子を設ける。 ・手荷物を置ける棚又はフックを設置する。		
		(おむつ交換場所) ・転落防止のため固定用ベルトを設ける。 ・手荷物を置ける棚又はフックを設置する。 ・おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設置するよう努める。		
ア 出入口の構造	出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。	・ベビーカーによる円滑な通行のため、少なくとも 65 センチメートル程度の幅員が必要であるが、車椅子使用者の利用にも配慮し、有効幅員を 80 センチメートル以上とするよう努める。	・有効幅員は、90 センチメートル以上とする。	

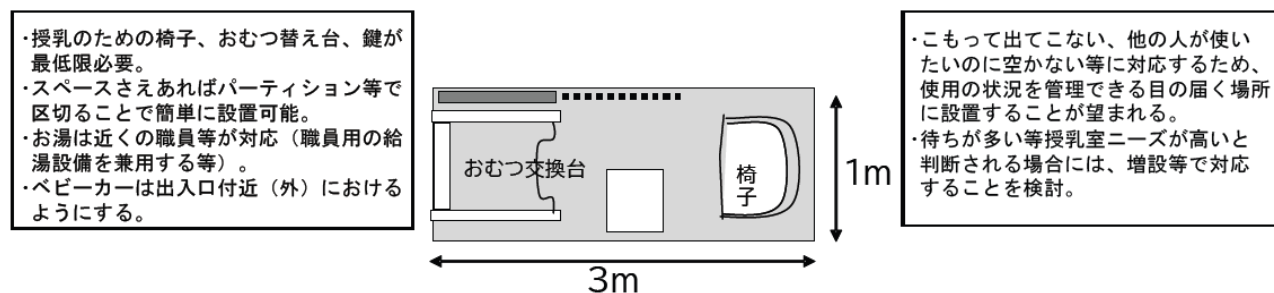
図1 授乳及びおむつ交換場所の設計例



整備基準		解説	望ましい水準	備考
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。			
ウ 接続する経路	出入口は、主たる経路に接続すること。			
エ 出入口の表示	出入口には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示すること。ただし、授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設けた場合等は、当該場合にに応じた表示をすること。			
(2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、(1)に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けるよう努めること。				

図2 ミニマムな機能の授乳室の例

(国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和3[2021]年3月)P2-253から抜粋)



1 建築物

1-18

休憩場所

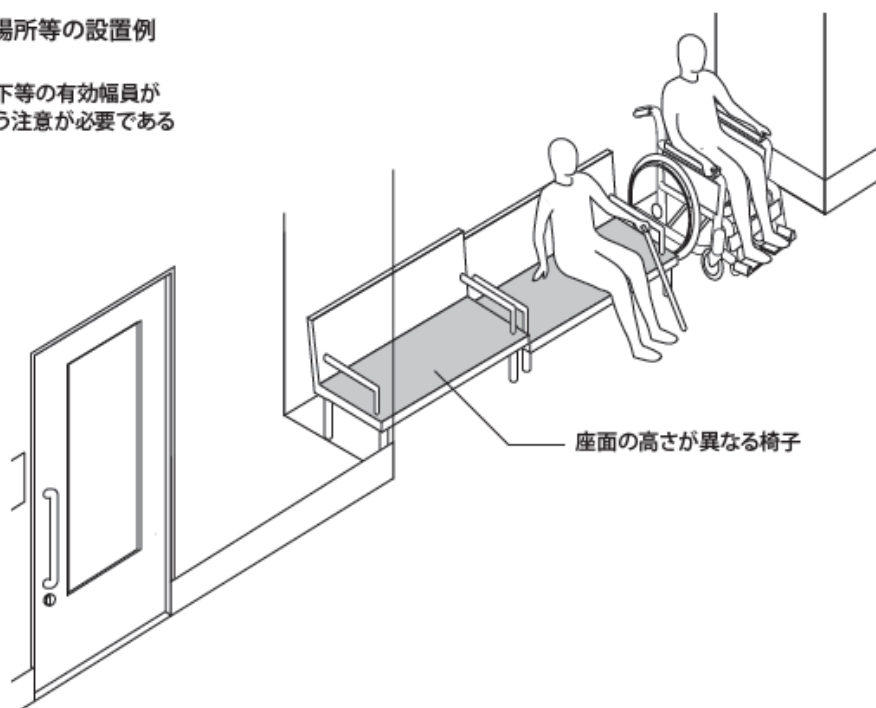
●基本的な考え方

- ・高齢者、障害者をはじめ、全ての人が円滑に利用できる休憩場所を1以上整備する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
利用者の利用に供する休憩のための場所を設けるよう努めること。	・休憩場所等の出入口の付近には、分かりやすい案内表示を行うこと。		
	（休憩場所） ・場所や形態については、施設の空間を有効に活用し、利用者の状況に即したものを設けることが望ましい。障害者等が円滑に利用できるものとし、廊下等の有効幅員が不足することのないよう注意する必要がある。		図1

図1 廊下に設ける休憩場所等の設置例

設置に当たっては、廊下等の有効幅員が不足することのないよう注意が必要である



1 建築物

1-19

施設の整備計画の策定等
への障害者等その他の
関係者の参画

●基本的な考え方

- ・ 高齢者、障害者をはじめ、全て人が建築物を円滑に利用できる環境整備に当たっては、利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これら反映したバリアフリー対応を行うことが重要である。
- ・ そのためには、計画・設計の各段階において、利用者に対して計画・設計への参画を求め、その意見を聴取し、対応を検討することが必要である。

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考
別表第1の1の項に掲げる公共的施設にあっては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得よう努めること。	「整備計画の策定等」には、事業計画や設計の一連の流れにおける各段階を含む。 ・ 本手続きにより聴取された意見等は、全て整備計画に反映させなければならない義務が生じるものではなく、「立地条件、経済性、空間の効率性、工期」などの諸条件を勘案した上で、反映の要否を判断すること。ただし、意見等の反映が難しい場合であっても、代替案や利用上の配慮を含め、可能な限り関係者からの意見等の趣旨に即した対応を行うことが望まれる。	・ その他の公共的施設においても、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得よう努める。	